

小中学校におけるいじめ問題に関する実証的研究  
～追跡調査のエヴィデンスに基づくいじめ行為の再整理～

滝 充

## 目次

1. 問題の所在 .....	5
2. 「いじめ」に関する定義・概念の社会的形成過程と学術的調査研究 .....	8
(1) 「問題行動」としての「いじめ」の登場と最初の公的定義：1970年代後半から1980年代半ば .....	8
① 学校現場に登場した「いじめ」認識 .....	8
② マスコミ報道に見る「いじめ」認識の広がり .....	10
③ 政治（および行政）の世界に溢れた「いじめ」認識 .....	12
④ 学術的調査研究から見た「いじめ」認識 .....	13
⑤ 「問題行動等調査」に示された公的な定義 .....	15
(2) 「いじめ問題」の沈静と再社会問題化、定義の改訂：1980年代後半～1990年代半ば .....	16
① 「問題行動等調査」が示す社会問題化後の「発生件数」の減少 .....	16
② 再社会問題化と文部省の対応 .....	17
③ 「問題行動等調査」のいじめ定義の改訂 .....	18
(3) 第二次社会問題化の沈静と学術的調査研究の進展：1990年代後半～2000年代半ば .....	19
① 「問題行動等調査」による発生件数の減少 .....	19
② 学術的調査研究の進展－1：大規模サンプリング調査と国際比較 .....	20
③ 学術的調査研究の進展－2：大規模追跡調査と国際比較 .....	21
(4) 「いじめ問題」の第三次社会問題化と新たな定義：2000年代後半～2010年代前半 .....	22
① 三度目の社会問題化 .....	22
② 文部科学省の対応と新たないじめの定義 .....	23
③ 2006年度版定義の意義 .....	24
④ 2000年代後半の学術的調査研究の成果 .....	26
(5) 「いじめ問題」の第四次社会問題化と「推進法」、定義の変更：2010年代前半～現在 .....	27
① 「問題行動等調査」における「認知件数」の減少と4度目の社会問題化 .....	27
② 「推進法」に基づくいじめ定義の登場 .....	28
3. 研究の方法 .....	29
(1) 分析に用いるデータ .....	29
(2) 調査の設計 .....	29
(3) いじめに関する質問項目(測定尺度) .....	30
① 1998年度～2003年度分 .....	30

②2004 年度～2018 年度分 .....	32
③2019 年度～2022 年度分 .....	34
<b>4. 分析 I：経験率の年度推移の比較から見た態様間の類似点・相違点 .....</b>	<b>35</b>
(1) 被害経験率の年度推移の態様別比較（小学校 4 年～中学校 3 年、2004－2018 年） .....	35
(2) 加害経験率の年度推移の態様別比較（小学校 4 年～中学校 3 年、2004－2018 年） .....	37
(3) 態様間の相関係数と因子構造の比較（小学校 4 年～中学校 3 年、2012 年 6 月） .....	39
(4) 態様間の重なり of 可視化（中学校 1～3 年、2012 年 6 月、加害経験） ....	42
(5) 分析 I のまとめ .....	45
<b>5. 分析 II：経験率の学年進行に伴う推移の比較から見た態様間の類似点・相違点 .....</b>	<b>46</b>
(1) 被害経験率の学年進行による推移の態様別比較（2004、2007、2010、2013 年度小 4 コホート） .....	46
(2) 加害経験率の学年進行による推移の態様別比較（2004、2007、2010、2013 年度小 4 コホート） .....	48
(3) 分析 II のまとめ .....	50
<b>6. 分析 III：継続・再発回数 of 分布から見た態様間の類似点・相違点 .....</b>	<b>51</b>
(1) 男女別・態様別に見た被害経験・加害経験の継続・再発状況 .....	51
①「仲間はずれ・無視・陰口」 .....	51
②「からかう、悪口」 .....	52
③「軽くぶつかる・叩く・蹴る」 .....	54
④「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」 .....	55
⑤「金銭強要、器物損壊」 .....	57
⑥「パソコン、携帯」 .....	58
(3) 分析 III のまとめ .....	59
<b>7. 分析 IV：継続・再発回数別の経験時期（学年） of 分布から見た態様間の類似点・相違点 .....</b>	<b>61</b>
(1) 被害経験・加害経験の継続・再発回数別の経験時期 .....	61
①「仲間はずれ、無視、陰口」 .....	62
②「からかう、悪口」 .....	63
③「軽くぶつかる・叩く・蹴る」 .....	64
④「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」 .....	66

⑤「金銭強要、器物損壊」 .....	67
⑥「パソコン・携帯」 .....	68
(2) 分析Ⅳのまとめ .....	69
<b>8. 考察</b> .....	<b>71</b>
(1) 『暴力を伴わないいじめ』と『暴力を伴ういじめ』 .....	71
(2) 被害経験に着目した分類の再検討 .....	72
①「分析Ⅰ、年度による推移」から .....	72
②「分析Ⅱ、学年進行による推移」から .....	73
③「分析Ⅲ、継続・再発回数の分布」から .....	73
④「分析Ⅳ、継続・再発回数別の経験時期（学年）の分布」から .....	74
(3) 加害経験に着目した分類の再検討 .....	74
①「分析Ⅰ、年度による推移」から .....	74
②「分析Ⅱ、学年進行による推移」から .....	75
③「分析Ⅲ、継続・再発回数の分布」から .....	75
④「分析Ⅳ、継続・再発回数別の経験時期（学年）の分布」から .....	76
(4) 6 態様の位置づけの検討 .....	76
(5) いじめを減らす、もしくは防止するための対策 .....	78
①『暴力を伴ういじめ』に対して .....	78
②『暴力を伴わないいじめ』に対して .....	78
(6) 『暴力を伴わないいじめ』が発動するメカニズム .....	81
(7) おわりに .....	82
<b>参考文献</b> .....	<b>86</b>
<b>巻末資料</b> .....	<b>89</b>

## 1. 問題の所在

2013年の「いじめ防止対策推進法」（以下、「推進法」）の施行後、日本の学校教育におけるいじめの定義は同法の定義に準じることが一般的となった。すなわち、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」との定義が、法施行後の文部科学省における公的ないじめの定義<sup>1</sup>として用いられるようになった。そして、教育委員会や学校もこの定義に従って、各種の対応や対策を講じることになっている。

しかし、この「推進法」の定義が示すいじめの範囲は、それ以前の文部科学省の定義が示す範囲と概ね重なり合いはするものの、より広がった。文部科学省の資料に示されているとおり<sup>2</sup>、「推進法」以前の直近の定義は、2006年度以降の「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。「推進法」の定義もこの定義を踏まえはしたからであろう、一読しただけでは同じ内容を指すもののようにも感じられる。しかしながら、細かな言い回しの違いはさておくとしても、大きく二つの点で重大な違いがある。

第一に、それまでの定義の「心理的、物理的な攻撃」（下線は筆者）から「心理的又は物理的な影響を与える行為」（下線は筆者）へと変わった。これは、攻撃を意図したわけではない行為、極端に言えば、相手を傷つける意図は全くなく、むしろ好意を示すつもりで行ったような行為であっても、それにより相手が苦痛を感じたならばいじめとみなすとの考えを示すもの、と言える。これにより、インターネットを通じて行われるような行為についてもより扱いやすくなっている。

第二に、「精神的な苦痛を感じている」（下線は筆者）から「心身の苦痛を感じている」（下線は筆者）へと変わった。これは、もっぱら身体的な苦痛をもたらすような行為であったとしても、いじめに含めるとの考えを示すもの、と言える。これにより、従前ならば「暴力行為」<sup>3</sup>に分類され、いじめとは区別して扱われてきたような行為までもいじめと

---

<sup>1</sup> 文部科学省の公的ないじめの定義とは、文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「問題行動等調査」）で示されている定義を指す。「問題行動等調査」内のいじめ関連の質問に際しては、いじめとして扱うべき行為等についての説明（定義）が示されている（初年度にあたる昭和60年度に実施した10月31日までの件数の調査においては明示されず）。この説明は文部科学省内の議論を経た上で示されており、結果的に時々の文部科学省の公的な定義となってきた。なお、調査の名称は年度によって多少の変更があり、直近では「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、古くは「児童生徒の問題行動の実態に関する調査」等とされてきた。

<sup>2</sup> いじめの定義の変遷に関して文部科学省が公表している資料には、以下のものがある。  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_003.pdf)

<sup>3</sup> 「問題行動等調査」における分類（調査項目）の一つ。かつては「校内暴力」。

して扱うことになっている。

第一の変更点に関しては、教師等の目からはさほど深刻とは思われないようなささいないじめであっても問題視すべきこと、あるいはその時点ではいじめとは考えにくい場合でもいじめに発展しないよう早い段階から問題視すべきこと、等の、すなわち防止や早期対応という点を強く意図したことによる変更と考えられる。いじめの「防止対策」を推進する目的の法律の趣旨からは妥当なものである。ややもすれば、出血や打撲痕といった目に見えやすい身体的被害にばかり目が向きがちで、そして、心理的な被害については事が深刻化してからの対応に陥りがちな学校現場に対する、ある種の警告の意味合いにもなる。後述するが、いわゆる暴力沙汰のような攻撃とは異質な攻撃である harassment の考え方を反映させようとしたと推察される。

しかし、第二の変更点に関しては、そうした第一の変更点によって進むことが期待される方向とは逆方向に働く懸念があり、その意図を図りかねる。日本における「いじめ」の語は、もともと「暴力」として扱うことに無理があるような行為を扱うために用いられてきた経緯があり、「問題行動等調査」においても、既に存在していた「校内暴力」（1982年度から。1997年度からは「暴力行為」に名称変更）とは独立して「いじめ」（1985年度から）の項目が新設された。その一方で、「問題行動等調査」に示されてきた態様（≡形態≡手口≡手段）の中には、仲間はずれやからかいといった行為とともに、暴力を振るう、たかりなどの行為も当初から含まれており<sup>4</sup>、いじめと暴力の境界は必ずしも明確とは言えなかった。そうした混乱を多少なりとも解消させたのが、前述の2006年度版の定義である。<sup>5</sup>併せて「発生件数」を「認知件数」と名称変更し、積極的に認知件数を増やすことにより、目に見えにくい行為への対応を促した。ところが、「推進法」の定義は、そうした経緯や意図とは逆行する形で、「いじめ」の中に再び「暴力行為」を持ち込むものへと変わるようになった。<sup>6</sup>

この第二の変更点に対する筆者の懸念、この変更が「いじめ防止対策」を推進するどころか停滞させる可能性があるかと心配するのは、1980年代以降、行為そのものや行為の結果が目に見えやすい「暴力」に目を奪われ、仲間はずれやからかいといった行為に気づかず見過ごしたり、気づいた場合でも「暴力の被害と比べれば、たいしたことはない」と見逃したりすることで、被害を増やしたり、深刻化させたりする学校が少なくなかった

---

<sup>4</sup> 当初、態様として示されていたのは、「言葉での脅し」「冷やかし・からかい」「持ち物を隠す」「仲間はずれ」「集団による無視」「暴力を振るう」「たかり」「お節介・親切の押し付け」「その他」であった。

<sup>5</sup> 注2で示した資料にあるとおり、それ以前の定義の「深刻な苦痛を感じている」を「精神的な苦痛を感じている」（下線は筆者）へと限定することで、物理的な苦痛を与えることを意図した一般的な「暴力行為」との違いを明確にした。

<sup>6</sup> むしろ、「暴力行為（もしくは暴力行為の一部）」を「いじめ」として取り上げること、かつてのニュアンスを復活させることを大きな目的（売り？）としていたフシも窺える。文部科学省が主催する「全国いじめ問題子供サミット」の挨拶に登壇した国会議員は、暴力を振るわれているのに先生が助けてくれなかったり、LINEで悪口を言われたりすることを防ぐために「推進法」を作ったという主旨を述べた。確かに、以前の定義と比べて推進法の定義が目立つのは、その二つである。

からである。<sup>7</sup> 今回の定義変更により、「同じいじめであるなら、心的な被害よりも身体的な被害のほうが緊急性や危険度は高い」といったかつての印象が復活するとすれば、いじめ対策が後手に回り、せっかくの「推進法」が対策を遅らせるように働くという皮肉な結果になりかねない。筆者は、「(旧来の) いじめ」と「(旧来の) 暴力」の区別を維持しつつも、新たな定義との混乱を避けるために、前者を「暴力を伴わないいじめ」、後者を「暴力を伴ういじめ」へと改称して論じることにしたが<sup>8</sup>、その程度の対処で学校関係者の意識の後退を防げるかは疑わしい。

しかしながら、「推進法」に基づくいじめの定義に問題があったとしても、法の施行に伴う定義変更だけに、その修正は厄介である。そうだとすれば、現行のいじめの定義の問題点は一度棚上げし、日本において 1980 年前後から人々の関心を集め、やがて「いじめ」という語で包括的に扱われるようになり、「問題行動等調査」等においても長年にわたって「いじめ」として扱われてきた行為群について、改めてその特徴を洗い出すことにより、そもそも「いじめ」として問題にすべきとされてきた行為とはどのようなものなのかを、データによって描き直すほうが生産的であろう。

本論文では、日本において「いじめ」として問題視されてきた行為群と、その背景にあった問題意識を整理した後、1998 年から続けられてきた「いじめ追跡調査」のデータを用いて、「いじめ」として扱われてきた行為の主要なものについて、それらがどのような特徴を持っているのかを改めて確認していく。そして、日本における現行のいじめの定義の中に含まれる行為をどのように整理することが合理的であり、学校におけるいじめを減らすこと、すなわちいじめ問題の解決・解消につながりうるのかを示す。本論文の結果を受けて、いじめの再定義や概念規定が進むことを期待はするが、本論文ではそうした論考は必要最小限に留める。

---

<sup>7</sup> いじめに対する学校の取組が、暴力に対する取組ほどには進んでこなかったことを示唆する数字がある。「問題行動等調査」の「校内暴力」の数値は 1983 年から 86 年にかけて減少してはいるものの、その後は増加に転じている。しかし、警察庁が校内暴力事件としている数は、1975 年の 2732 件、1981 年の 2085 件、1983 年の 2125 件などが目立っていたものの、その後は減少傾向を示し、1996 年には 448 件にまで減る。つまり、「問題行動等調査」の数字は増えても、事件化するような事案については減っており、学校の中での対策や対応が予防的な役割を果たし、深刻化を防いだことを示唆していよう。児童生徒による暴力（いわゆる「校内暴力」）が社会問題化したのも、1980 年代が最初で最後である。それに対して、「問題行動等調査」の「いじめ」の数値は 1985 年をピークに減少し続けていたものの、いじめが原因と考えられる自殺は 1980 年代も、それ以降も続いていた。そして、1990 年代、2000 年代と、いじめは幾度も社会問題化を繰り返してきた。これは、学校の中での対策や対応が進んでいない（追いついていない）ことを示唆していよう。「校内暴力」への取組は進んだのに、否、それだからこそ安心してしまい、「いじめ」への取組も進んだ気になっている学校が少なくなかったものと考えることができよう。

<sup>8</sup> 国立教育政策研究所(2013b)を国立教育政策研究所(2015)に改訂することで、「いじめ」に関する呼称を整理し直した。

## 2. 「いじめ」に関する定義・概念の社会的形成過程と学術的調査研究

最初に、現在の日本の学校教育において「いじめ」として扱われている問題が、どのような経緯を経て「いじめ」という用語や概念に収斂してきたのかを概観しておきたい。本論文の目的は、長期にわたるいじめの追跡調査データを用いることにより、一般に「いじめ」として一括りにされてきた行為間の類似点や相違点を確認し、「いじめ」の定義や概念の再検討の必要性を明らかにするとともに、その際に役立つエヴィデンスを提供することにある。そこで本節では、本論文が依拠する追跡調査が対象としてきた行為群が、日本においてどのような問題意識から取り上げられるようになってきたのかを整理する。<sup>9</sup>

### (1) 「問題行動」としての「いじめ」の登場と最初の公的定義：1970年代後半から1980年代半ば

「継子いじめ」や「新兵いじめ」など、用語としての「いじめ」は古くから、少なくとも第二次世界大戦以前から存在していたことであろう。また、子どもの世界において、時には大人の世界でも、ある種の行為を「弱い者いじめ」と表現していたであろう。また、加害側に関して「いじめっ子」、被害側に関して「いじめられっ子」と称されることから推察されるように、そうした行為に及ぶのはある程度まで個人の特性のように捉えられており、継続的に繰り返されたり、その立場や関係が一定期間は固定化されたりすることも自然なことで受けとめられていたものと考えられよう。ただし、そうした行為が「問題行動」として、すなわち日本の学校教育の現場において看過できない行為群として認識され、「いじめ」として定着するのは、1980年代半ばのことである。公的な表現に限定するならば、1986年度の「問題行動等調査」に「いじめ」の調査項目が正式に入った時を始まりとすることもできるし、教育問題としてのいじめに対する一般市民の関心の高まりやマスコミ報道の増加という点からは、それよりも数年は早くなろう。しかし、そうした行為群を問題視する動きは、実際にはさらに早い時期に見られた。

#### ①学校現場に登場した「いじめ」認識

1979年末、書店の雑誌コーナーには、「集団いじめの提起するもの」と題する特集を組んだ教育雑誌（1980年1月号）が並んだ。<sup>10</sup> 筆者が調べた限り、「いじめ」という語が日本の公の刊行物（書籍、雑誌、報告書等）のタイトルに登場したのは、これが最初である。その雑誌には、以下のような11編の論稿が掲載されていた。

- 現代のスケープゴート ―いじめられっ子―
- 「弱いものいじめ」の論理構造 ―いじめっ子といじめられっ子の異常事件は―
- 自立性訓練のない教育の結実

<sup>9</sup> 本節に記す内容の骨子は、国立教育政策研究所（2013c）で筆者の講演資料として公表したものである。

<sup>10</sup> 月刊生徒指導編集部(1980)。



- 集団いじめを許す「生徒管理」にひそむ問題
- 執拗にいじめるのはなぜか
- “集団いじめ”というとらえ方でいいのか
- 集団いじめをどう受けとめるのか
- Sさんのこと
- いじめることの背後には
- 「いじめる」「いじめられる」にひそむもの
- 「いじめられ体験」をもつ教師の発言

当時、一般市民にとっては、また学校関係者の多くにとっても、最大の関心事は「校内暴力」や少年事件であり、この雑誌にしてもそれ以前の号には、それらの問題が特集されていた。では、なぜ、この号に、すなわち「校内暴力」の全盛期とも言うべき時期に、「いじめ」、それも「集団いじめ」という語で特集が組まれたのか。1979年1月には、東京都の中学2年生が「心から話し合える友達が本当に欲しかった」という遺書を残して自殺している。また、埼玉県の中1年生が、いじめについて記した遺書を残して6月に自殺未遂をした後、その自殺未遂をネタにさらにいじめがエスカレートした結果、9月に自殺に至っている。それらの事件を「校内暴力」の延長線上、その周縁の出来事として扱うのではなく、別の問題として扱う必要性を感じたことが、特集のきっかけと考えられる。とは言え、「集団リンチ」の報道などとの類似性も考慮し、「集団いじめ」と表現したのではないかと推察できる。<sup>11</sup>

そして、そのおよそ1年後には、別の教育雑誌の1981年2月号に、「いじめっ子」と題した特集が組まれた。<sup>12</sup> その雑誌に掲載されていたのは、以下のような9編の論稿であった。

- いじめっ子の心理
- いじめっ子の深層心理
- いじめっ子の早期発見とその指導
- いじめっ子の性格・行動特徴とその指導 小学校
- いじめっ子の性格・行動特徴とその指導 中学校
- いじめっ子に見られる親子関係
- いじめっ子に見られる仲間関係
- いじめっ子をつくらない学級経営

---

<sup>11</sup> ちなみに、1981年5月には、月刊生徒指導編集部(1981)が出版されている。これは、上記の11本の論稿に加え、『月刊生徒指導』1978年5月号の「中学生の仲間割れ殺人をどう考えるか」から2本、同1978年10月号「中・高校生の暴力を考える」から2本、同1979年2月号「ほんとうの被害・加害の関係を見抜け」の特集から1本、「いじめ」と関連の深い論考を抜粋し、書き下ろし2本を加えて単行本化したものであり、そのタイトルも「集団いじめ」であった。

<sup>12</sup> 教育心理編集部(1981)。

## ○いじめっ子に対する連携指導

これら9編のすべてが学校内のトラブルを扱っており、「校内暴力」や少年事件とは明確に一線を画している。巻頭論文では、「ここ1、2年、あれほど騒がれた登校拒否の子どもや落ちこぼれの生徒はすっかり忘れられ、家庭内暴力、校内暴力生徒の脇役に押しやられてしまっている」と述べ、いくつかの少年事件に触れた後、「本号のいじめっ子の問題は、今述べた両親殺害や教師殴打事件ほど新聞の三面記事をにぎわすニュースバリューはない」と自虐的に書いている。ここにも、「校内暴力」や少年が関わった地域や家庭での暴力事件の陰で起きている変化に気づいていた様子が見える。

そして、この2つの雑誌とほぼ同時期、学校現場の一部にも、そうした変化を来たるべき問題として警戒し始める様子が見える。京都市教育研究所(1983)は「いじめの問題行動を中心に」という副題の報告書であるが、1982年に実施した京都市立の全小中学校の小学4年生から中学3年生を対象とした意識調査(「人間関係における意識と行動」調査)と、各学校に事例ごとに報告を求めた調査(「問題行動調査」)の集計結果をまとめたものである。この報告書自体、いじめに焦点化した公的機関による日本初の意識調査の報告書として意義深いものではあるが、ここで着目したいのは調査のきっかけである。京都市立中学校補導連盟連絡協議会と京都市教育委員会は、「児童・生徒の問題行動の現況」という報告を毎年まとめていた。いわば、「問題行動等調査」の自治体版と言える。その1981年版には、「暴力」と「悪質ないたずら・嫌がらせ」の1977年から1981年までの5年間の推移が示されており、1000人当たりの人数は以下のような表として整理できる。

年度	1977	1978	1979	1980	1981
暴力	14	14	17	22	32
悪質ないたずら・嫌がらせ	3	6	12	29	44

※京都市教育研究所(1983)より作成

これを見ると、「悪質ないたずら・嫌がらせ」は1977年から1979年にかけて毎年倍増した後、1980年には前年の2.4倍に増えて「暴力」の数字を追い越し、さらに1981年には増加中の「暴力」をさらに上回るペースで増加した様子が見える。

後述するとおり、この時期のマスコミ報道は、いじめられた結果の自殺にしても、いじめられたことの仕返しの刺殺にしても、エスカレートした結末の異常さのみを見ていたからであろう。「いじめ」という語を見出しに用いてはいても、行為自体に着目してはいなかった。それに対し、学校現場やそれに近い関係者の間では、日々の学校生活の中で増加し始めている異変、単純に「暴力」扱いするには違和感のある問題、事件化するほどではないが看過できない問題を、新たに受けとめ始めていたのである。そして、「校内暴力」が騒がれる中で、「暴力」を用いない形の、しかし度を過ぎた「いたずら・嫌がらせ」のような行為は、「いじめ」という語へと次第に収斂されていくことになる。

## ②マスコミ報道に見る「いじめ」認識の広がり

個別の自殺事案の報道は1970年代後半から見られ、記事の中に「いじめられて」とい

った表現も見られるものの、積極的に「いじめ」の語を用いた報道が始まるのは、学校現場に遅れること数年と見てよい。教育雑誌の1986年9月臨時増刊号には<sup>13</sup>、「“いじめ”問題資料」が収録されており、そこには1978年から1985年までの「『いじめ』問題年表」も含まれている。この年表には、いじめに関係すると判断された新聞報道の要約や見出し等が記されており、大阪で発行された新聞報道が中心ではあるものの、新聞報道の大きな流れを見ることができる。1978年から1985年までの件数を整理してみると、以下のようになる。

- 1978年：9件の事件報道（うち5件には、いじめの文言なし）
- 1979年：2件の事件報道
- 1980年：1件の事件報道
- 1981年：3件の事件報道（うち2件は裁判報道）
- 1982年：3件の事件報道（うち1件は裁判報道）
- 1983年：4件の事件報道
- 1984年：17件の事件報道（うち3件は裁判報道）
  - 10件のいじめ対策紹介記事
  - 11件のいじめ調査紹介記事
- 1985年：70件の事件報道（うち13件は裁判報道）
  - 46件のいじめ対策紹介記事
  - 35件のいじめ調査紹介記事

この数字は、必ずしも日本全国を網羅しているわけではないこと、初期の記事にはいじめそのものというよりは自殺や刺殺事件の報道の中でいじめについて言及したに過ぎないものが含まれること、後半ではいじめ事件に端を発した別の事件も含まれること、等、考慮すべき点はある。そうだとすると、この数字の変化が示すのは、新聞各社が1984年以降、急速にいじめ報道に熱心になったということである。

その一因として考えられるものに、1983年9月にNHKが放送した「おはよう広場」の特集、「シリーズ『弱い者いじめ』」が挙げられよう。1日目の「教室からのSOS」、2日目の「母親からの訴え」、3日目の「どう受けとめる子どもの声」が反響を読んだことから、追加の4回目「解決への手がかり」も放送された。そして、その反響ぶりを朝日新聞が10月13日付で報じたことで、その番組を見ていなかった新聞読者等にも、これまでの「校内暴力」に代わる新たな問題の登場を印象づけた可能性は高い。<sup>14</sup>

しかしながら、1985年の報道件数はそこからさらに増え、文字通りの急増と言える。この背景にあるのは、次に述べる政治の関与が大きいと考えられる。「“いじめ”問題資料」の中には、国会や審議会における議論についても扱われているので、それを見ていく。

---

<sup>13</sup> 季刊教育法編集部(1986)。

<sup>14</sup> 1984年6月には、遠藤(1984)も出版された。これは、この時の番組に寄せられた声を元に単行本化されたものである。

### ③政治（および行政）の世界に溢れた「いじめ」認識

1985年には、「いじめ」に関する国会質問が盛んになる。以下は、その件数等を整理し直したものである。

- 2月20日：衆議院法務委員会
- 2月25日：衆議院法務委員会
- 3月28日：参議院法務委員会
- 4月 2日：参議院法務委員会
- 4月 3日：参議院法務委員会
- 4月 7日：衆議院法務委員会
- 4月19日：衆議院地方行政委員会
- 5月29日：衆議院文教委員会
- 6月 5日：衆議院文教委員会
- 6月14日：衆議院文教委員会
- 6月18日：衆議院決算委員会
- 6月19日：衆議院法務委員会（2件）
- 6月19日：衆議院文教委員会

4カ月の間に、14人の国会議員が質問を行い、法務省や文部省、警察庁等が回答を行っている。こうした流れの中で、法務省は3月12日の人権擁護局長名の通達「児童・生徒の友人関係におけるいわゆる『いじめ』の問題に対する取組について」において、「この問題（いじめの問題：筆者注）は、児童・生徒の教育の問題であると同時に心身ともに健全に育成されるべき児童・生徒の人権にかかわる問題である」とし、当面の重要課題として情報収集や解決に努めることを求めた。また、6月25日には人権擁護局総務課長名の通知「『いじめ』の問題に対する取組について」において、「『いじめ』の問題に対する取組について —人権擁護機関としての対応—」を参考資料として示した。

一方、文部省は4月16日に「児童生徒の問題行動に関する検討会議」を設置しており、この検討会議は6月28日に、「一 いじめの問題に関する五つの基本認識」「二 学校において緊急に取り組むべき五つのポイント」「三 教育委員会において緊急に取り組むべき五つのポイント」「四 家庭において配慮すべき三つのポイント」を示した緊急提言を公表した。翌29日には、この提言を踏まえ、初等中等教育局長名の通知「児童生徒のいじめ問題に関する指導の充実について」により、学校等に提言に即した対応をとることを求めた。<sup>15</sup>

---

<sup>15</sup> 文部省は、その2年前の1983年3月には文部広報で「最近の学校における問題行動に関する懇談会提言」を、1年前の1984年3月にはいじめを意識した指導資料である文部省(1984)も公表していた。ただし、前者は横浜で1983年2月に起きた浮浪者殺傷事件や同年同月に町田市で起きた生徒に威嚇された教師の反撃による生徒への傷害事件を念頭においたものであり、後者は小学校児童に多く見られるトラブルとの受け止めであり、現在のいじめ問題の議論に至る流れからは遠いものであった。

秋口の臨時国会では、再び国会質問が繰り返されるが、それに先立つ10月23日、『臨時教育審議会』は『『いじめ』の問題に関する臨時教育審議会会長談話』を公表し、いじめの問題をクローズアップさせている。それを受けて文部大臣は、同日に『『いじめ』の問題に関する臨時教育審議会会長談話を受けて』を公表する。さらに、10月25日、文部省は「いじめの問題に関する指導の徹底について」とする初等中等教育局長通知を出し、「学校および教育委員会の指導状況について具体的に点検すべき項目を参考例として示したもの」として「いじめの問題に関する指導の状況に関するチェックポイント」を公表するとともに、いじめの実態及び指導状況等（10月31日までのいじめの件数や教育委員会等の取組等）を把握する初の調査を開始する。<sup>16</sup> 国会質問の件数等は以下のとおりである。

- 11月13日：衆議院文教委員会（2件）
- 11月15日：衆議院文教委員会（3件）
- 11月21日：参議院文教委員会（2件）
- 11月26日：参議院文教委員会
- 12月11日：衆議院文教委員会

わずか1カ月の間に9名の国会議員が質問を行っている。一般市民の関心の高まりを察知した政治家の動き。そんな政治からの圧力(?)を受けた関係省庁の動き。それらの動きに釣られるかのようなマスコミの加熱報道。報道の過熱ぶりを受けた一般市民の関心の高まり。それらがスパイラルとなり、一定の「いじめ」のイメージが形作られ、社会問題化が進んだ1年間と言えよう。そして、翌年の1986年早々に、社会問題化はピークに達することになる。2月1日に東京都中野区の中学2年生男子が自殺した、いわゆる「鹿川君事件」がその引き金となった。その理由は、次の二点である。

- 遺書の存在によっていじめが原因であったことが明確であった
- 前年11月にいじめ加害者らによる被害者の「葬式ごっこ」が行われ、その追悼の色紙に教師4名も署名していた

これにより、マスコミ報道は一気に過熱し、その後、沈静化に向かうことになった。<sup>17</sup>

#### ④学術的調査研究から見た「いじめ」認識

こうした動きの中で、学界にも影響は及んだ。宮崎大学教育学部教育社会学研究室(1991)は、1980年代に主要な学会誌に発表された論文を手がかりに、「いじめに関する学術的調査」のリストを作成し、調査の設計や測定尺度、定義等の比較検討を行っている。

---

<sup>16</sup> 翌年度からは、正式に「問題行動等調査」の一環として実施される。

<sup>17</sup> 学校(教師)側の落ち度や教育委員会も含む隠蔽等といった、マスコミにとっての格好の攻撃材料が明らかになると一気に社会問題化し、しばらくすると文字通り「終息」する構図は、これ以降も繰り返し見られる。

そこに示された 16 件の調査のうち、実施時期が不明の 3 つを除くと、調査の実施時期は以下ようになる。

- 1983 年度下半期（10 月～）： 1
- 1984 年度上半期（～ 9 月）： 4
- 1984 年度下半期（10 月～）： 2（+ 1：上半期 + 下半期）
- 1985 年度上半期（～ 9 月）： 3
- 1985 年度下半期（10 月～）： 3

調査を実施する準備期間を考慮すると、早いものでは 1983 年度の上半期、遅いものでも 1985 年度の上半期までには、いじめに焦点を当てた調査を計画したものと考えられる。前述の京都市教育委員会の調査実施が 1982 年、マスコミ報道が本格化し始めるのが 1984 年からであることを考えると、学校現場に近い研究者、もしくは学校現場の要請を受けた研究者が、かなり早い段階から問題意識をもったものと考えられよう。

では、どのような認識に立ち、どのような行為を「いじめ」として調査しようとしていたのか。先述の宮崎大学教育学部教育社会学研究室によれば、「“いじめ”の定義については、必ずしもすべての調査研究で明確に言及されているわけではない。むしろ、それは自明のことであるかのようにして触れられていないほうが多いくらい」であるという。そして、数少ない定義や規定の中から主要なものを紹介している。

- 大阪市立大学調査：同一集団内の相互作用過程において優位に立った一方が、意識的にあるいは集散的に他方に対して精神的・身体的苦痛を与えること
- 福武書店小学校調査：長期にわたって、繰り返ししつこく行われるいじわる
- 福武書店中学校調査：いじめとは、ただのケンカや子どもっぽいイジワルのようなものではなくて、①やや長く続くいやがらせや暴力、②やり方が残酷だったり精神的苦痛を引き起こすようなもの
- 福岡教育大学調査：精神的、ないしは物理的に優位な者が、より弱い者になんらかの苦痛を加えること
- 筑波大学調査：自己のまわりにある均質的な集団的雰囲気と同化しない者への差別・憎悪・無関心の表現
- 同志社大学調査：仲間集団内において頻繁にみられる攻撃行動の一形態
- 関西人間教育会調査：人間固有の本能衝動としての攻撃性の一部

上に示した定義や規定の中で、いくつか重なり合う表現をまとめてみると、以下の a.～d. の 4 グループが抽出できる。

- a. 「同一集団内」「自己のまわりの集団（下線部は筆者補足）」「仲間集団内」
- b. 「優位に立った一方が…（中略）…他方に対して」「優位な者が、より弱い者に」「同化しない者への」
- c. 「精神的・身体的苦痛を与える」「精神的苦痛を引き起こす」「なんらかの苦痛を加え

る」「差別・憎悪・無関心の表現」「攻撃行動の一形態」「本能衝動としての攻撃性の一部」

d.「意識的にあるいは集合的に」「長期にわたって、繰り返ししつこく」「やや長く続く」「頻繁にみられる」

a.の規定は、街中で通りすがりに因縁を付けられる、ゲームセンター等で恐喝される、他校との抗争でケガをした、等の事案を排除するためのものと言えよう。顔見知り以上の関係、同じ学校、同じ学級、同じ部活、同じ班、等、むしろ「仲間内の関係で起きる」トラブルであり、そのことが d.の規定、「意識的に、何度も、長く、繰り返す」ことを容易にしてもいよう。また、b.の規定は、そうした仲間内でのトラブルにありがちな一般のケンカ事案を排除するためのものと言えよう。なにがしかの力関係によって一方的に、つまり「逃げたり避けたりできない状況下」でなされる攻撃に限定しており、その結果が、残酷、あるいは悪質、陰湿と評される背景にもなっていよう。そして、c.の規定は、一般的な「暴力」がもたらす傷害よりも、「精神的な苦痛やなにがしかの被害感情をもたらす」攻撃や態度を問題視していよう。

まとめてみると、基本的には「仲間内の関係で起きる」トラブルではあるが、それゆえに「逃げたり避けたりできない状況下」にある相手に対して、ある種の行為を「意識的に、何度も、長く、繰り返す」ことにより、「精神的な苦痛やなにがしかの被害感情をもたらす」こと、といったイメージになろうか。

では、このような定義や概念規定は、いじめの社会問題化の中でどのような影響力を持っていたのか。個々の研究者の情報発信により、あるいはマスコミ報道等で取り上げられることにより、多少なりとも影響はあったかも知れない。だが、調査結果に触れた論文等の公表時期は、以下ようになる（一つの調査で複数論文あり）。

- 1984年：1件
- 1985年：5件
- 1986年：10件
- 1987年：3件
- 1988年：2件

早いものでも1984年の1件、遅いものでは1988年の2件、最も多いのが1986年の10件である。これを見る限り、それらの論文が1980年代の社会問題化の際に人々に影響を与えた可能性は少ないと考えざるを得ない。

#### ⑤「問題行動等調査」に示された公的な定義

文部省が1985年にいわゆる「いじめ緊急調査」を実施したことは、前述したとおりである。10月までの7カ月分の結果をまとめたものについては翌1986年2月に「いじめの実態等に関する調査について」として報告されており、1986年度からは「問題行動等調査」の一環として1年間の結果が報告されるようになった。そして、この時から、文部省としての公的ないじめの定義が示されることにもなった。その定義は、以下のとおりで

ある。

- この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

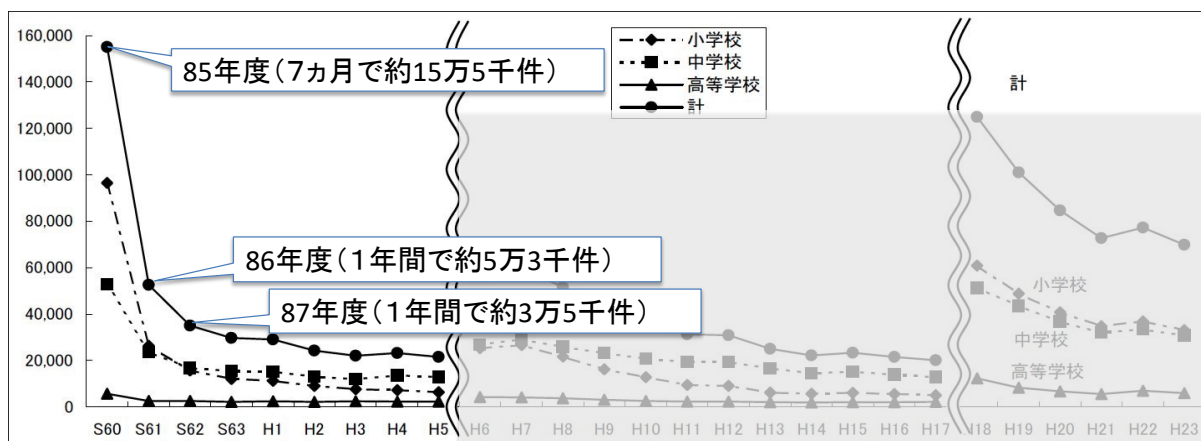
この定義の、①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じている、という規定は、先にまとめた「逃げたり避けたりできない状況下」の相手に対し、ある種の行為を「意識的に、何度も、長く、繰り返す」ことにより、「精神的な苦痛やなにがしかの被害感情をもたらす」という規定と概ね重なると考えてよかろう。また、学校や学級を前提に考えるなら、「仲間内の関係で起きる」ことにも合致する。各研究者や論者のこだわりを捨てれば、当時のいじめイメージをこの文部省の定義で代表させることは概ね可能と判断できよう。

## (2) 「いじめ問題」の沈静と再社会問題化、定義の改訂：1980年代後半～1990年代半ば

いじめの社会問題化のピークが1986年の初めであったことは、先に指摘した。1985年から1986年にかけては、過熱したマスコミ報道に加え、いじめを扱った各種の書籍が出版され、先に紹介した学術調査の報告書や論文も公表される。しかし、そうした流れの一方で、「いじめ問題」に対する一般市民の関心は薄れ始め、確実に沈静していった。当初は法務省や警察庁も巻き込みはしたものの、基本的には教育問題であるという理由からであろう、文部省が中心となって教育委員会や学校の指導を充実させていく、という形に落ち着いていく。

### ① 「問題行動等調査」が示す社会問題化後の「発生件数」の減少

以下に示すのは、「問題行動等調査」において、毎年示されているいじめの「発生件数」(2006年度以降は「認知件数」)の推移である。該当部分以外は灰色表示にしてある。初年度(1985年度)の数字が7カ月分であった以外は、12カ月分の数字であるが、86年





度に数字が激減した後、87年度にも減少し、その後は漸減状態の推移となっていることがわかる。この数字を信じる限り、いじめの沈静化といった表現があちこちで聞かれるようになったとしても無理はない。1980年代末から1990年代前半にかけては、「いじめ問題」は事実上解決済みの問題と見なされてきたと言ってよい。

ただし、研究者（筆者を含む）を初めとして、この時期の「発生件数」の数字を疑問視する声は少なくなかった。「発生件数」と称することに耐えられるほどに、学校や教師が実態を正確に把握できているのが疑問視されていたからである。そもそも、いじめは「目に見えにくい」行為、「判断しづらい」行為として認識されていた。例えば、第三者（大人）の目に触れにくい場所（放課後の教室、部室等）で、第三者（大人）が気づきにくい方法（悪口を書いた紙を回す、噂を流す等）により、気づかれても言い訳できる体裁（プロレスごっこ、悪ふざけ等）で、さらに相手の非（事実）を持ち出して正当化する（A君が先に〇〇してきた、A君のせいで叱られた等）など、仮に現場に教師が駆けつけたとしても、ケンカ両成敗的な対応をせざるを得ないことも多い。暴力事案であれば、理由はどうあれ、行使したことを問題視することはできる。現場に立ち会っていないくとも、叫び声が聞こえたり、大きな物音がしたり、鼻血を流していたり、など、何があったのかを想像するのはさほど困難ではない。指導にしても、行為自体が法律で禁じられており、行為自体が悪、という説明が成り立つ。しかし、例えば、悪口やからかいの場合、表現ぶりや、言った・言わないなど、受け止めがむずかしい。とりわけ事実（身体的特徴やくせなど）に裏付けられているような言動の場合には、道徳的に指導することしかできない。そうした事案についても、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」と規定された「問題行動等調査」の定義に合致するものとしてもれなく報告されたかは疑わしい。<sup>18</sup>

## ②再社会問題化と文部省の対応

しかし、1994年の11月27日、いじめは再び社会問題化することになる（第二次社会問題化）。愛知県西尾市の中学2年生男子が自殺した、いわゆる「大河内君事件」がそのきっかけとなった。実は、沈静化が叫ばれていた1980年代後半からこの事件までの間にも、毎年度、いじめが原因と疑われる自殺事案が数件は起きていたことが、NPO法人ジェントルハートプロジェクト(2015)からわかる。にもかかわらず、この事件が起きるまでは、いじめは再社会問題化することはなかった。

1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度
22	9	5	10	5	2	3	7	7

※NPO法人ジェントルハートプロジェクト(2015)より作成

<sup>18</sup> 1986年度の数字が前年度から急激に低下した背景に、この定義が入ったことが影響した可能性は否定できない。

では、この事件は何が違っていたのか。一つには、遺書が存在したことにより、自殺の原因がいじめであることが明確であったことである。しかし、それ以上に大きかったのは、事件の経緯が明らかになる中で次々に発覚した学校関係者の問題であった。具体的には、以下のとおりである。

- 学校側は大河内君の異変には気づきながらも、本人が「いじめではない」と否定したためにそれ以上は対処せず、自殺に至らした
- 校長は、市の教育委員会に対して「自殺」であることを伏せ、「突然死」と報告した
- 校長は、全校集会で生徒に対して、「軽はずみに人に話さないように」と口止めを凶った

こうした事実が次々に露見することにより、マスコミ報道は過熱し、再び社会問題化（第二次社会問題化）することになった。しかし、この事案を受けた文部省の対応は素早かった。

- 12月9日「いじめ対策緊急会議」の設置
- 「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」（7月設置）による「児童生徒のいじめ等に関するアンケート」調査の実施決定（1994年12月～1995年1月）
- 12月16日「いじめの問題について当面緊急に対応すべき点について」（初等中等教育局長通知）
- 1995年1月19日「深刻ないじめ問題への対応について」（生涯学習局長・初等中等教育局長通知）
- 3月13日「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について」（初等中等教育局長通知）
- 12月15日「いじめの問題への取組の徹底等について」（初等中等教育局長通知）
- 1996年1月30日「緊急アピール ～かけがえのない子どもの命を守るために～」（文部大臣）
- 同日「いじめの問題に関する文部大臣緊急アピールについて」（初等中等教育局長・生涯学習局長通知）
- 7月26日「いじめの問題に関する総合的な取組について」（初等中等教育局長・生涯学習局長通知）

### ③「問題行動等調査」のいじめ定義の改訂

こうした文部省の対応の過程で、1994年度の「問題行動等調査」からは、部分的に変更した定義を用いることになった。

- この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。なお、個々の行為がいじめに当た

るか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

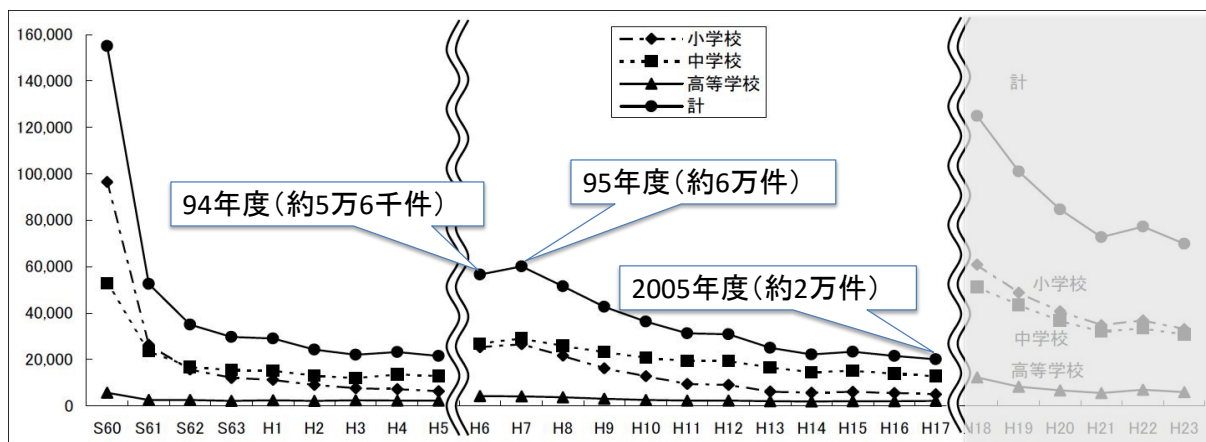
この改訂のポイントは、1986 年度版の定義にあった「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を省き、代わりに「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加していることである。なお、いじめの態様については変更されなかった。

### （3）第二次社会問題化の沈静と学術的調査研究の進展：1990 年代後半～ 2000 年代半ば

二度目の社会問題化ということもあり、文部省の対応が素早かったことは先に指摘した。そして、社会問題化は早々に沈静に向かう。

#### ①「問題行動等調査」による発生件数の減少

いじめ定義改訂後の 1994 年度の「発生件数」は、定義変更の影響と、社会問題化の影響もあってであろう、前年度を大きく上回った。そして、翌 95 年度はさらに増加し、96 年度に至ってやや減少するも、依然高い水準を維持していた。しかしながら、その後は着実に減少を続け、2005 年度には 20,143 件となり、定義変更前の 1993 年度の 21,598 件を下回るまでに低下した。それと足並みを揃えるかのように、いじめの第二次社会問題化は終息していく。「問題行動等」の議論の中心は、1992 年に「登校拒否」から名称が変わって間もない「不登校」へと移っていく。



ただし、先に示した NPO 法人ジェントルハートプロジェクトによれば、その時期に報道されたいじめ自殺の件数は、以下のようなものである。

1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
17	20	9	10	15	8	10	2	6	2	3	6

※NPO 法人ジェントルハートプロジェクト(2015)より作成

2001年度や2004年度は2件と少なかったものの、他の年度はそれなりの数である。「問題行動等調査」の「発生件数」の推移といじめが疑われる自殺事案の推移とが必ずしも一致しないことは、以前からも見られた。「問題行動等調査」の数字が減少する陰で、いじめが疑われる自殺が漸増していたのは、1980年代後半と同じ構図と言える。

## ②学術的調査研究の進展－1：大規模サンプリング調査と国際比較

マスコミや一般市民の関心が低下していく中で、この時期には学術的な調査研究が新たな段階に進む。その一つは、大規模調査の実施である。先に紹介した1980年代の学術調査では、サンプル数は多いものでも2,000名程度であった。しかし、森田洋司を代表として1997年1月に実施された日本全国のサンプリング調査では、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒6,906名とその保護者6,798名、教師2,211名の規模となっている。さらに、先に紹介した1980年代の学術的調査研究の場合には、調査を受け入れてくれる学校や学級での実施という印象が拭えず、信頼性や妥当性に疑問符がつくこともあった。それに対し、調査の目的にふさわしい学校、この場合で言えば、日本を代表しうるように学校が選ばれるようになった。

もう一つは、国際比較の実施である。森田の調査では、国内の調査だけではなく、海外の研究者と共同して国際比較調査を試みている。1990年代に入ると、海外のbullying研究やbullying対策の翻訳書が日本でも相次いで紹介され始める。この背景にあるのは、1980年代後半から1990年代前半にかけての欧米各国におけるbullying問題への関心の高まりであった。北欧では日本とほぼ同時期、もしくはさらに早い時期からmobbing（注：スウェーデン語）と称する行為が研究の対象となっていたが、それらが広く知られることはなかった。しかし、1983年にノルウェーの小中学校で大規模な質問紙調査が実施され、1986年にその結果を踏まえた小冊子がスウェーデンで発行される。<sup>19</sup>1991年にはその小冊子に対策等が書き足されて2倍ほどの分量になった改訂版が出版され、1993年にはその英語版も出版されるなど<sup>20</sup>、欧米各国におけるbullying問題への関心の高まりをうかがえる。実際、80年代後半には、イギリスを初めとしていくつかの国で調査が開始され、報告書等も出版されている。<sup>21</sup>森田が欧米で調査研究を実施していた研究者、イギリスのP. K. Smith、オランダのJ. Yunger-Tus、ノルウェーのD. Olveusらに声をかけ、当時、欧米では広く知られていた「オルヴェウス質問票」を基礎とした新たな質問紙調査票を作成し、国際比較調査を実施したのは、そんな時代背景の中であった。<sup>22</sup>

ところで、国際比較調査の際には、共通の調査票によって測定する中身が何なのか明瞭で、かつ共有されていなければならない。どのような行為を問題にするのかという概念規定の共通化が課題と言える。本論文で繰り返している「いじめか暴力か」「暴力ではなく、いじめとして扱うのはなぜなのか」という問いかけに、この時期の森田は興味深い

---

<sup>19</sup> Olveus(1986)。

<sup>20</sup> Olveus(1991)、Olveus(1993)。

<sup>21</sup> 例えば、Sharp and Smith (1994)、Smith and Sharp (1994)など。

<sup>22</sup> この間の経緯は、森田監修(2001)に詳しい。

文章を残している。「いじめがあったというときに、その言葉によって描かれるイメージが、日本では、校内暴力のように暴力に含まれている『加害性』や『暴力行為』ではなく、『弱い者いじめ』という言葉に置き換えられて用いられるように、行為に含まれる卑劣さや陰湿さがイメージされ、そこから生じる精神的な被害が強調された概念になっている」 「いじめの手段として身体的な暴力が用いられたとしても、主たる関心の焦点は、そこに生じる『被害性』と被害者の『弱者性』に向けられ、身体的な被害よりもむしろそれに伴う『精神的な被害』が強調された概念として語られ対応が図られる傾向がある」というものである。<sup>23</sup> 翻訳上は同じような表現ぶりになっていたとしても、このような日本側の問題関心までもが共有されていたかどうか、なぜそのような点にこだわるのかまで理解できていたかどうか。そうした点が国際共同研究の課題であり、同時にそれが達成できたときには、相手国の事情はもちろん、自国の事情を再認識できることにもつながる。いじめ問題に関して、そうした研究が始まった時期であった。

### ③学術的調査研究の進展－2：大規模追跡調査と国際比較

大規模調査の実施という点では、追跡調査の領域においても確認できる。滝充を代表とする研究では、1985～1987、1989年に実施した際は、年に1回ずつ、一つの中学校とその校区内の三小学校の小学校5年生から中学校3年生までのおよそ1,000名を対象とされていた。しかし、1998年6月～2022年11月実施分では、年に2回ずつ、一つの市内の全公立小中学校の小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒、毎回4,000～5,000名を対象としている。定点観測という観点から代表制を期待できる地域を選び、学校間の差に左右されないよう全市レベルでの実施になっている。

また、こうした追跡調査においても、国際比較が試みられた。滝は、先述した森田が代表となった国際比較調査の日本チームの一員であった経験から、日本のいじめと欧米のbullyingを単純に同一視することの危険性を繰り返し指摘していた。<sup>24</sup> 一言で言うなら、いじめと暴力の違いに対する日本人研究者のこだわりに対する欧米の研究者の関心の低さ、いじめと暴力を同一視することに疑問を感じない欧米の研究者に対する不信感である。それを解消するべく企画されたのが、欧米ベースの調査票ではなく、日本の問題関心から作成された調査票に基づく国際比較調査である。オーストラリアのP. T. Slee、カナダのS. HymelとD. Pepler、韓国のH. SimとK. Kwakの協力による国際比較調査の結果は、国立教育政策研究所・文部科学省編(2006)に収録されている。また、その調査結果を踏まえ、暴力と一線を画す日本のいじめの概念にも相通じ、今後、欧米でも注目され始めるはずの概念として、Lagerspets, Björkqvist and Peltonen (1988)による'indirect aggression'の概念を、'the infliction of psychological damage regardless of the usage of physical power, psychological power or the others'と再定義し、2008年に国際学会で提案している。<sup>25</sup>

<sup>23</sup> 森田洋司「序章 国際比較調査研究の諸問題」、森田監修(2001)所収。

<sup>24</sup> 滝(2000)、滝(2001)を参照。

<sup>25</sup> Taki *et al.* (2008)。

#### (4) 「いじめ問題」の第三次社会問題化と新たな定義：2000年代後半～2010年代前半

1994年からの第二次社会問題化の数年後にはマスコミや一般市民の関心は薄くなっていったが、前に触れたとおり、いじめが疑われる自殺がなくなったというわけではなかった。しかし、最初の社会問題化後（第二次社会問題化の直前）の時期と同様、いじめが疑われる自殺があったというだけでマスコミが動くことはなくなっており、社会問題化することのないまま10年以上が過ぎた。

##### ①三度目の社会問題化

NPO 法人ジェントルハートプロジェクト(2015)によれば、第三次社会問題化が始まる2006年度には9月までの時点で4件のいじめが疑われる自殺報道があり、これは2005年度と似たペースである。やや高止まりの数字が続く数年間ではあったが、特にマスコミが動く気配はなかった。ところが、10月になると事態は一変する。

前年の2005年9月9日に北海道滝川市の小学6年生女子が、遺書を残して教室で自殺を図り、意識不明になった。その後、学校や教育委員会が児童への聞き取りや保護者への説明を行うものの、27日の市教委の記者会見では「いじめがあったとは考えていない。」と回答。11月21日の滝川市議会文教常任委員会では、「原因究明を行っているが、現時点で、暴力的・精神的ないじめが継続的に行われていたという事実は把握できていない。」と説明。2006年1月になって児童は死亡したが、自殺の原因をめぐって遺族と市教委の対立は続き、9月には遺族がマスコミに遺書を公開。これを、10月1日付けの全国紙が報道したことから、教育委員会にマスコミ取材が殺到した。10月5日になり、児童が残した遺書の内容を踏まえ、教育委員会の会議においていじめであると判断された。

- 遺書が残されており、そこに同級生からいじめを受けていたとみられる表現
- 自殺の原因をめぐって、遺族と市教委が対立。

上記の2点により、マスコミ報道過熱の可能性は十分にあった。しかし、この時点において直ちにいじめが社会問題化したというわけではない。引き金となったのは、それから間もない10月11日の福岡県筑前町の中学2年生男子が自宅の納屋で自殺した事案であった。「いじめられてもう生きていけない」等といったメモが本人の上着のポケット、納屋の床、学校の美術室等にそれぞれ残されていた。さらに、1年生の時には、当時の担任教諭から「偽善者」と言われていたこと、当該生徒のあだ名の原因をつくったことなども、報道の過程で明らかになった。

- 複数の遺書により、いじめが原因であることが明確
- 中1時の担任教諭が繰り返したいじめ発言も判明

この事件の報道後、文部科学省は職員3名を福岡県教育委員会に派遣し、県教育委員会同席の下、筑前町教育委員会から事情を聴取している。また、先の滝川市教育委員会にも

職員 3 名を派遣し、北海道教育委員会同席の下、滝川市教育委員会及び当該小学校長から事情を聴取している。遺書の存在と学校や教育委員会側の不適切な対応が重なった二つの事件の報道に伴い、いじめは三度目の社会問題化を迎えることになった。

## ②文部科学省の対応と新たないじめの定義

第三次社会問題化を受けた文部科学省の対応は、以下のとおりである。

- 10 月 19 日「いじめの問題への取組の徹底について」（初等中等教育局長通知）
- 同日「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」公表
- 11 月 17 日「文部科学大臣からのお願い」（文部科学大臣）
- 12 月 4 日「いじめ問題などに対する喫緊の提案について」（子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議：11 月発足）
- 2007 年 2 月 5 日「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（初等中等教育局長通知）
- 2 月「『いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり』—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして— 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第 1 次）」
- 6 月 21 日「いじめ問題に対する徹底した対応に向けて—子どもたちがのびのび学べるぬくもりのある学校にしよう！—」（子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議）
- 12 月 27 日「『ネット上のいじめ問題』に対する喫緊の提案について」（子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議）

こうした対応の過程で、2006 年度の「問題行動等調査」からは、以下に示す定義が用いられることになった。前回の部分改定とは異なり、本格的な変更である。

- 本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注 1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注 2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注 3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注 4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

1994年度版の定義からの変更について、文部科学省は「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除したこと、注釈を加えたこと、を指摘している。なお、これと併せて、「発生件数」の表現を「認知件数」へと改めた。<sup>26</sup>

### ③2006年度版定義の意義

この変更された定義については、「①. 問題の所在」でも簡単に触れているが、改めてその意義を確認しておきたい。それは、それまで経験的（感覚的？）に区別されてきた「いじめ」と「暴力」を、定義上でも明確にした点にある。新旧の定義を比較してみると、以下のようになる。文部科学省の指摘にある、削除された部分に関しては下線で示した。

- 自分より弱い者に対して一方的に ⇒ (削除)
- 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え⇒心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
- 相手が深刻な苦痛を感じているもの ⇒精神的な苦痛を感じているもの

大きく目立つ変更点ということでは、文部科学省が指摘した部分になるが、実はそれ以外にも重要な変更点があることがわかる。まず、「身体的・心理的な攻撃」の形容部分が「心理的、物理的な攻撃」という具合に順序が入れ替わっている点である。一般に「身体的な攻撃」と言えば、暴力がイメージされよう。もちろん、「身体的な攻撃」によるいじめの存在を否定するわけではないが、それが主であるとするなら暴力として扱えさすむ。暴力として扱うのでは取りこぼしてしまうような問題行動を扱うための定義であるなら、「心理的な」が「身体的な」に先行するのは自然なことである。そして、次の議論を踏まえるならば、なおさらとなろう。

もう一つの変更点、それは「深刻な」という程度を強調する表現を削除するにとどまらず、代わりに「精神的な」という内容を限定する表現を付け加えている点である。「身体的な攻撃」というのは、ほぼ間違いなく「身体的な苦痛」をもたらす。なぜ暴力が法で明確に禁じられているのかと言えば、「身体的な攻撃」が「身体的な傷害」や「身体的な苦痛」をもたらすものだからであろう。しかし、「身体的な攻撃」ではあるものの、「身体的な傷害」や「身体的な苦痛」はさほどではない場合、あるいはそれ以上に「精神的な苦痛」をもたらす側面が大きい場合などに、暴力の語ではなく、あえていじめの語を用いる、と整理できる。

---

<sup>26</sup> 態様の分類についても、以下のように変わった。「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」「仲間はずれ、集団による無視をされる。」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。」「金品をたかられる。」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」「その他」である。

<sup>26</sup> 法務総合研究所(1985)。



ちなみに、警察庁が1985年に示した定義は以下のようにになっている。<sup>27</sup>

- 「いじめ」とは、単独または複数で、特定人に対して、身体への物理的攻撃のほか、言動による脅し、いやがらせ、仲間はずれ、無視などの心理的圧迫を反復継続して加えること

つまり、いじめとしての特徴は「心理的圧迫」の有無を中心に想定されていたと言える。そうであるなら、「精神的な（苦痛）」という限定をつけることは、必要不可欠かつ適切なものと言える。実は、いじめの定義を改訂した翌年の2007年度の「問題行動等調査」において、いじめの定義の変更やそれに伴う解説とのバランスを考えたためなのか、「暴力行為」に対しても以下のような説明が調査票に明示された。<sup>28</sup>

- 「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。
- なお、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とする。

ここに書かれていることを踏まえれば、「暴力」とは、「故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と規定できる。そして、いじめの2006年度版定義を踏まえるなら、「いじめ」とは「精神的な苦痛をもたらす行為」と規定できる。前者の「暴力」の規定は、「有形力の行使」、すなわち物理的な攻撃の有無として、いわば手段を問題にしている。もちろん、その手段の結果は、程度の差こそあれ、間違いなく物理的な危害（傷害や苦痛）をもたらすことになるが、そうした結果よりも手段のほうに着目した規定となっている。それに対して、後者の規定は手段ではなく、もたらされる結果に着目した規定である。そのため、「暴力」と「いじめ」は二項対立の概念のように見えつつ、重なり合う余地が生まれる。

そもそも、物理的な危害（傷害や苦痛）という結果は、物理的な攻撃という手段によってのみもたらされる。物理的な危害を問題にする場合には、そうした結果をもたらす物理的な攻撃という手段を規制できればよい。その意味で、「暴力」の議論は単純明快とも言える。ところが、精神的な危害（苦痛）という結果は、精神的な攻撃だけでもたらされるわけではない。「暴力」として扱われることが一般的な物理的な攻撃も含め、様々な攻

---

<sup>27</sup> 国立教育政策研究所(2003)。

撃が存在する。そもそも、攻撃である必要すらなく、警察庁の定義にあるような「心理的な圧迫」をもたらすものであれば何でもよい。それだけに対策や対応も複雑になる。

例えば、「いじめ」について議論しているはずなのに、「暴力」を論じる場合のように手段に着目してしまうと、「殴る・蹴る」という行為は「無視する」という行為と比べて「はるかに深刻である」といった主張がでてきてしまう。「精神的な苦痛」を問題にしていたはずなのに、「身体的な苦痛」へと議論がズレ、そちらの方が深刻、と話がすり替わってしまう。だからこそ、目につきやすい物理的な攻撃という手段に目を奪われてしまうことなく、結果である精神的な危害（苦痛）の深刻さを受けとめようとする必要がある。2006年版の定義の「精神的な苦痛」という規定は、前節で紹介した森田の言う「精神的な危害」や、滝が提案した indirect aggression にも通じるものであり、1990年代に進展した学術的研究の裏付けを得た定義として意義深いものと言えよう。

#### ④2000年代後半の学術的調査研究の成果

ところで、同時期の代表的な学術的調査研究は、国立教育政策研究所による追跡調査の複数の報告書になる。追跡調査の実施によってのみ指摘できるいじめの実態を紹介するとともに、いじめに関する言説を裏付けるエヴィデンスを提供している。例えば、国立教育政策研究所(2009)には、2004年度の中学1年生が中学3年生の11月までの間になされた6回の調査中に、「仲間はずれ・無視・陰口」の被害経験や加害経験をどういった頻度で経験したり、しなかったりしたのかを追跡した結果を図示している。そして、「この学年の中で、『週に1回以上』という高頻度の被害経験があると答えた生徒は、毎回50～100名(7～14%)程度」「にもかかわらず、それが半年後まで続くのは半分以下」「2年生時の6月には高頻度のいじめ経験者はさらに増えて98名」だが「やはり前回(1年生時の11月)に引き続きという者は半分以下」「前々回(1年生時の6月)から3回ともという者は15名」「3年生時の11月を見た場合、6回とも『週に1回以上』の被害経験があった者は2名(0.3%)」「反対に『ぜんぜんなかった』と答えた生徒」は「当初は401名(58.4%)だったのが、最終的には135名(19.7%)」「いじめというのは、ほとんどすべての子どもが被害を受けたり、加害行為に加わったりという形で巻き込まれていく問題」「一般的な暴力のイメージでいじめ問題に取り組もうとすることは、自ら問題を『見えにくく』すること」「『どの子どもにも起きうる』ということ、文字通りの意味で受け止めていくことが大切」としている。これは、1996年1月の「文部大臣緊急アピール」を科学的に裏付けた研究と言える。

また、国立教育政策研究所(2013)は、2007年度の小学校4年生から中学校3年生までの6年間12回の「仲間はずれ・無視・陰口」の被害経験と加害経験について、経験の頻度(「週に1回以上」「月に2～3回」「今までに1～2回」)を問わず、被害経験が「あった」と回答した数が12回中何回だったかの分布を、また加害経験ではどんな分布だったかを示す分布図を示し、「大きく偏ることのない分布状況からは、一部の特定の児童生徒が何度も繰り返しているだけなのではないかとか、大半の児童生徒は1～2回くらいの『魔がさした』程度なのではないか等の推測は、まったくの誤り」であり、「こうしたいじめの発生状況を踏まえると、いつ、誰が被害者や加害者になってもおかしくない」と指摘している。そして、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の被害経験や加害経験についても

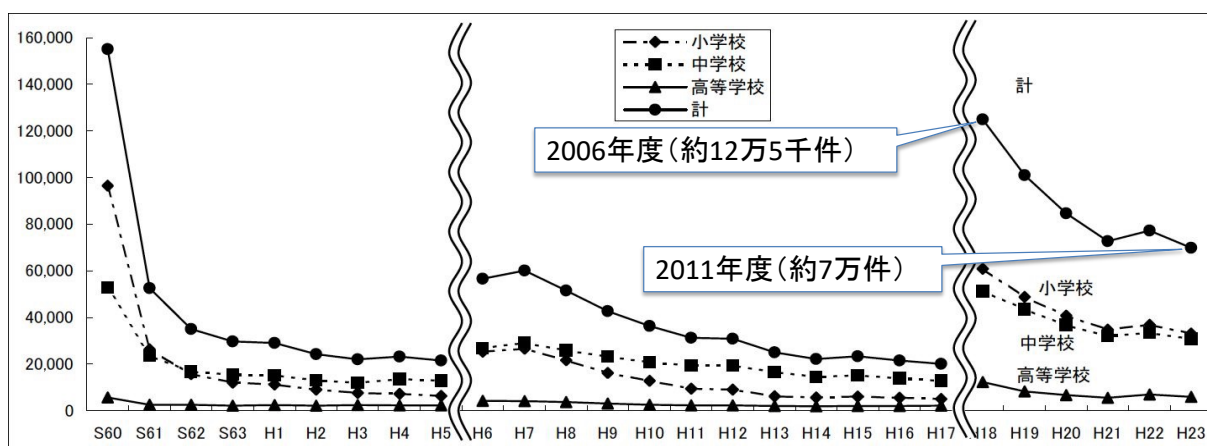
同様の分析を行い、「広がりこそあるものの、その多くは少ない回数の経験者」であり、「被害経験にしろ加害経験にしろ、1回から12回までの全経験者の半数は2回以下の経験者」、「反対に、12回とか11回という何度も継続しているものの数は非常に限られており、12回から6回までの経験者を合わせてみても、被害経験で11%、加害経験では6%以下」となり、「一部の者だけが何度も繰り返し経験する一方で、多くは数回程度の経験にとどまるという実態がある」と指摘している。すなわち、「いじめ」と「暴力」とは異なる質的な行為であることを科学的に裏付けた研究と言える。

(5) 「いじめ問題」の第四次社会問題化と「推進法」、定義の変更：2010年代前半～現在

2006年度版の定義、「発生件数」から「認知件数」への名称変更、積極的に認知を促す通知（増加もいとわない）により、文部科学省のいじめに関する施策は、大きく方向転換をする。しかし、学校におけるいじめをめぐる状況が大きく変わったわけではなかった。

① 「問題行動等調査」における「認知件数」の減少と4度目の社会問題化

毎年の「問題行動等調査」では、初年度（2006年度分）こそ増加したものの、翌年度からは収束傾向を示し、社会問題化も収束に向かった。ただし、その時期に報道されたいじめ自殺の件数では、4年後の2010年度にはいじめが疑われる自殺事案が増え始めていた。



2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
11	4	4	9	8

※NPO 法人ジェントルハートプロジェクト(2015)より作成

そして、2012年夏、いじめは四度目の社会問題化を迎える。そもそもの事案は、2011年10月11日、滋賀県大津市立の中学校2年の生男子生徒が自殺したというものであった。これを受けた学校のアンケート調査の結果等を踏まえ、大津市教育委員会は11月に「自殺との因果関係は不明であるが、いじめがあった」との見解を公表するも、一部のいじめの内容については真偽が確認できないとして非公表とした。この後、2回目のアンケ

ートを実施するも公表しなかったことも、後に明らかになる。2012年2月、遺族は大津市といじめ加害者の保護者に対して民事訴訟を提訴。7月4日の新聞各紙において、前年11月の記者会見では公表されなかった、いじめの具体的な内容等に関する報道がなされる。そして、この間の学校や市教育委員会の対応が隠蔽ではないかと問題になり、4度目の社会問題化に至る。また、この事案における「暴力」の実態が次々に明らかになる中、マスコミからの質問に対して文部科学省が「どの学校にも起こりうる」との回答を機械的に返したことから、全国の学校に壮絶な暴力が蔓延しているかのような印象を与え、広く一般市民の不安をかき立てる結果にもなった。言うまでもないことだが、「どの学校にも起こりうる」のは非暴力的ないじめであり、大津の事案に見られる暴力的ないじめがどこでも起きるという主旨ではない。こうした誤解や、それに伴う混乱も、2006年版のいじめ定義の変更に伴ういじめと暴力の概念整理が不徹底だったことを示している。

この後、2013年4月には、与野党6党によって「いじめ防止対策推進法案」が国会に提出され、6月21日、参議院本会議で賛成多数により可決成立。6月28日公布、9月28日施行となった。また、この法律の求めに応じ、文部科学省は国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、10月11日に公表している。

## ②「推進法」に基づくいじめ定義の登場

こうして法律ができたことで、文部科学省のいじめの定義が新しいものへと変わったこと、その変更が必ずしも学術的な知見や学校関係者の経験知を踏まえたものではなかったために、いじめに関する論議はもちろん、対策や対応にも混乱をもたらすものであること、等は、既に「1. 問題の所在」に記したとおりである。2006年度版の定義によって整理されたかに見えた「いじめ」と「暴力」の関係は、この2013年度版の定義の登場で、再び混沌としたものとなった。それらを整理するためのエヴィデンスを示すという本論文の目的が、ここに生じたことになる。

### 3. 研究の方法

#### (1) 分析に用いるデータ

本論文で用いるデータは国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査」として知られているものである。<sup>29</sup> なお、後述するとおり、分析に用いるのは主に 2004 年度～2018 年度のデータとする。

#### (2) 調査の設計

「いじめ追跡調査」について、以下に概要を示す。

##### ・調査の目的

いじめ行為の発生状況とともに、発生に影響すると思われる各種要因について探る。1 回限りの調査データでいじめの発生に関する因果関係を推定しようとするのではなく、継続的に調査を繰り返すことによって、毎回の状況、時代的な経年変化や学年進行に伴う変化を確認し、より確かな発生状況や発生に関わる要因についての知見を得る。

##### ・調査地域と調査対象

関東の一地方都市の全小中学校に在籍する小学校 4 年生から中学校 3 年生までの全児童生徒。一つの学年の人数は、調査期間の中で変動するが、概ね 600～800 名である。私立中学等への進学が少ない地域であることから、中学進学を挟んでも市内の児童生徒のほぼ全員を捕捉し続けることができる。すなわち、同様の調査を 6 年間繰り返すことができれば、その地域の 6 年間分の経年変化と小学 4 年から中学 3 年までの 6 年間分の学年進行に伴う変容を追跡することが可能なコホート調査となる。

##### ・調査方法

「問題行動等調査」のような教職員からの報告ではなく、児童生徒自らが回答する自記式の質問紙調査法。市内の全小中学校で数年間にわたって条件を揃えて実施する際の調査方法としては、最善の選択肢である。<sup>30</sup> 児童生徒の負担や授業時間の確保を考え、20

---

<sup>29</sup> 調査は 1998 年度から始まり、2022 年度に終了する。筆者が代表者となった科学研究費によって開始され、2000 年度からは国立教育政策研究所（国立教育研究所時代を含む）の研究費により、2016 年度からは再び科学研究費により継続されてきた。代表的な成果物は、国立教育政策研究所(2009、2010、2013、2016b、2021)などである。これらの資料は、原則として各学校における使用を想定し、学術的な分析等を前面に出すことは控える形でまとめられてきたが、最小限の単純集計結果も含んでいる。

<sup>30</sup> いじめに限らず、社会科学や人文科学における調査では、質問紙調査法が用いられることが少なくない。他の方法、例えば観察法については、映像や音声等の記録機器の進歩によって、以前とは比べものにならないほどに客観性が担保されるようになってきているものの、機器の設置場所や設置数の関係から、実験室等の特定の場所において特定の対象の行動を測定するのに適している。いじめのように学校のあらゆる場所や時間、時には学校外でも起きうるといふことや、誰もが巻き込まれる可能性があり、被害者・加害者のみを対象とした測定には限界があるような事象には不向きと言える。あるいは、面接法（インタビューなど）の場合にも、音声等の記録機器の進歩は朗報ではあるが、対象者の人数的な制約は否めない。市内の小学 4 年生から中学 3 年生の全員を対象として数年にわたって追跡調査を実施する場合には、質問紙調査法が唯一の選択肢と言える。

～30分程度で実施できるようにA4版4ページの構成に収め、小学校版と中学校版を作成した。部活動関連の質問を除き、基本的には同一内容の質問を小学生にも中学生にも行っており、質問文も可能な限り同一とした。項目の詳細は、次項で示す。

なお、回答後の調査票を児童生徒自ら封入できるよう、シール付きの封筒も一緒に配布した。これにより、記名式ではあるものの、クラスメイトや教師に対しては匿名性が保たれるように配慮し、正直な回答を得られるようにした。

#### ・調査時期と調査回数

6月末から7月上旬と、11月末から12月上旬の年に2回ずつ実施。4月～6月の3ヵ月間のいじめ経験と9月～11月の3ヵ月間のいじめ経験を尋ねられる時期と回数になっている。1998年度から2022年度まで、この方式で実施した。<sup>31</sup>

#### ・実施要領

学級単位(多くは学年や学校単位)で一斉に実施。欠席者は未実施のまま。各学校の教職員(通常は学級担任)が調査票の配布や回収等を担当した。担当者への指示を調査票等の予備分とともに学校に送付し、信頼性を担保した。指示の主たる内容は、前述の封筒の表書きに印刷されている児童生徒に対する注意事項の読み上げの依頼と、回答中の机間巡視の禁止である。

### (3) いじめに関する質問項目(測定尺度)

質問紙調査に用いた調査票の中心は、いじめの被害経験と加害経験の有無(実際には頻度)を尋ねた質問項目である。いじめが現在進行中の児童生徒でない限り、過去の出来事に対する回答を求めることになる。その際、振り返る期間が長ければ長いほど、回答は不確かなものにならざるをえない。また、いくら客観的な事実を尋ねたつもりでも、回答には回答者の主観が入り込む(例えば、「軽く叩く」と「ひどく叩く」の判断など)。また、質問の内容がいじめであるだけに、他者に知られたくないと考えて虚偽の回答をする可能性もある。今回の調査に限った話ではないが、質問紙調査のデータの質は、調査の設計や質問文に大きく左右される。<sup>32</sup> 個々の児童生徒が主観的に捉えた事象から客観的ないじめ像を浮かび上がらせる目的で作成した質問文と、配慮した点などを以下に記していく。

#### ①1998年度～2003年度分

図1～図4に示したのは、1998年度から2003年度まで用いた調査票のいじめに関する質問の当該部分である。<sup>33</sup> この質問文の大きな特徴は、文中に「いじめ」という語を

<sup>31</sup> コロナ禍により、2020年度の6月実施分は、夏休み前実施にずれ込んだ。

<sup>32</sup> 質問紙調査はアンケート調査と称されることもあり、市場調査や政党支持率の調査等と同じように受けとめられがちである。しかし、多くの意識調査が回答者の主観的な意見をすくい取ることが目的であるのに対し、いじめの発生状況や原因を探る意図でなされる調査の目的は起きた事象を客観的に把握することが目的となり、別の工夫が求められる。

<sup>33</sup> この質問文の原形は滝(1992a) 滝(1992b)で用いたものである。また、2003年度分までを同一の調査票で実施したのは、1998年度の小学4年生が2003年度に中学3年生になるまでの6年間を完全な形で追跡できるように配慮したためである。

しつもん5 あなたは1がっきになってから、学校の友だちのだれかから、つぎのようなことを、どのくらいされましたか。「1しゅうかんに1～2回くらい」から「ぜんぜんされなかった」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

1 し 2 回 く ら い に	1 し 2 回 く ら い に	2 し 3 回 く ら い に	1 か 2 か 月 に	1 し 2 回 く ら い に	今 ま で に	ぜ ん ぜ ん さ れ な か っ た
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	------------------	--

ア. なかまはずれにされたり、むしされたり、 かげでわる口を言われたりした	1	2	3	4
イ. いやがらせやいたずらをされた (らくがきをされたり、物をかくされたり、など)	1	2	3	4
ウ. わざとぶつかられたり、 遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした	1	2	3	4
エ. お金や物をとられたり、 ひどくたたかれたり、けられたりした	1	2	3	4

図1 いじめの被害経験の質問文（小学校前期用 1998～2003年版）

しつもん6 あなたは1がっきになってから、学校の友だちのだれかに、つぎのようなことを、どのくらいしましたか。「1しゅうかんに1～2回くらい」から「ぜんぜんしなかった」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつ○をつけていってください。

1 し 2 回 く ら い に	1 し 2 回 く ら い に	1 か 2 か 月 に	1 し 2 回 く ら い に	今 ま で に	ぜ ん ぜ ん し な か っ た
--------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	------------------	---

ア. なかまはずれにしたり、むししたり、 かげでわる口を言ったりした	1	2	3	4
イ. いやがらせやいたずらをした (らくがきをしたり、物をかくしたり、など)	1	2	3	4
ウ. わざとぶつかったり、 遊ぶふりをしてたたいたり、けったりした	1	2	3	4
エ. お金や物をとったり、 ひどくたたいたり、けったりした <sup>153</sup>	1	2	3	4

図2 いじめの加害経験の質問文（小学校前期用 1998～2003年版）

用いることを避けていること、いじめの態様を示して経験の有無を頻度で尋ねていることである。

まず、「いじめ」という語で直接に尋ねることを避けている理由は、当時も現在も、「いじめ」という語によって喚起されるイメージが人によって異なる可能性が高いからである。いじめ調査の場合、「あなたはいじめられたことがありますか」、「あなたは次にあげるようないじめを経験したことがありますか」のように「いじめ」の語を含む質問文を用いることが一般的と言える。いじめの調査である以上、それは当然とも言えるが、その場合、加害側が「自分はいじめのつもりで行ったわけではない」から「いじめてはいない」と答えたり、被害側が「特にいじめられたとは感じなかった」から「いじめられていない」と答えたりする可能性が十分に考えられる。そうした回答を減らすために、あえて「いじめ」という語を避けた。

その代わりに、いじめ事案が起きた際に現れることの多いいじめの態様<sup>34</sup>から4種類を示し、その経験を頻度で求めた。出来事の経験の有無という形で尋ねることにより、回

<sup>34</sup> 文部省(当時)の「問題行動調査」には、学校から報告のあったいじめに関して、その態様を尋ねた結果を集計していた。それらの資料を勘案し、4種類を選んだ。

問5 二学期になってから、次にあげるようなことを学校の友だちからされたことが、どのくらいありましたか。ア～エのそれぞれについて、一番近いと思う番号に一つずつ○をつけていってください。

	週に1回以上	月に2～3回	今までに1～2回	まったくされてない
ア. 仲間はずれにされたり、無視されたり、 かげで悪口を言われたりした	1	2	3	4
イ. いやがらせやいたづらをされた (落書きをされたり、物をかくされたり、など)	1	2	3	4
ウ. わざとぶつかられたり、 遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりした	1	2	3	4
エ. お金や物をとられたり、 ひどくたたかれたり、けられたりした	1	2	3	4

図3 いじめの被害経験の質問文（中学校後期用 1998～2003年版）

問6 あなたは二学期になってから、次にあげるようなことを学校の友だちにすることが、どのくらいありましたか。ア～エのそれぞれについて、一番近いと思う番号に一つずつ○をつけていってください。

	週に1回以上	月に2～3回	今までに1～2回	まったくしていない
ア. 仲間はずれにしたり、無視したり、 かげで悪口を言ったりした	1	2	3	4
イ. いやがらせやいたづらをした (落書きをしたり、物をかくしたり、など)	1	2	3	4
ウ. わざとぶつかったり、 遊ぶふりをしてたたいたり、けったりした	1	2	3	4
エ. お金や物をとったり、 ひどくたたいたり、けったりした	1	2	3	4

図4 いじめの加害経験の質問文（中学校後期用 1998～2003年版）

答者の主観的な判断の余地を減らすことが期待できる。また、頻度で答えてもらうことで、データを処理する段階でいじめに当たるか否かの線引きやいじめであるか否かにかかわらず問題にすべき事象か否かの線引きも可能なようにした。なお、この時の調査票では回答者の負担を減らすため、被害加害で各4種類の態様、計8項目にとどめた。

## ②2004年度～2018年度分

図5～図6に示したのは、2004年度から2018年度まで用いた調査票のいじめに関する質問の当該部分である。2003年度までの調査票からの主たる変更点は、質問する態様の種類を被害加害各6種類ずつ、計12項目に増やしたこと、選択肢を4択から5択にしたこと、そして説明文の追加である。

項目数に関しては、従前の調査票では質問項目をできるだけ減らそうとしたことは前述したとおりである。そのため、金銭の強要や器物損壊等は「(刑法でいう)暴力関係」に当たるものとして「ひどくたく、ける」と併せた質問文にしていた。それを金銭強要・器物損壊を増やして別立ての質問文とした。また、今では当たり前のように話題になるスマホやSNSなどによるいじめの態様として、当時はまだ話題になることが少なかった電話やインターネットなどを用いたいじめの態様を増やした。さらに、海外との比較研



みなさんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりすることがあると思います。  
 そうしたいじわるやイヤなことを、みんなからされたり、なんどもされたりすると、そうされた人はどうしてよいかわからずにとても苦しい思いをしたり、みんなの前ではすかしい目にあわされてつらい思いをしたりします。  
 これからみなさんにしつもんするのは、そうしたいじわるやイヤなことを、むりやりされたときのことや、反対に弱い友だちにあなたがしたときのことについてです。

〈しつもん5〉いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友だちのだれかから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1しゅうかんになんども」から「ぜんぜんされなかった」までの5つから、いちばん近いと思う数字に1つずつ〇をつけていってください。

	な ん ど も	1 し ゅ う か ん に	1 し ゅ う か ん に	2 し ゅ う か ん に	3 し ゅ う か ん に	4 し ゅ う か ん に	5 し ゅ う か ん に
ア. なかまはずれにされたり、おしされたり、 かげで悪口を言われたりした		1	2	3	4	5	
イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、 イヤなことを言われたりした		1	2	3	4	5	
ウ. かるくぶつかられたり、遊ぶふりをして たたかれたり、けられたりした		1	2	3	4	5	
エ. ひどくぶつかられたり、たたかれたり、 けられたりした		1	2	3	4	5	
オ. お金やものをとられたり、こわされたりした		1	2	3	4	5	
カ. パソコンや電話などで、イヤなことをされた		1	2	3	4	5	

〈しつもん6〉では、あなたは、今の学年になってから学校の友だちのだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1しゅうかんになんども」から「ぜんぜんしなかった」までの5つから、いちばん近いと思う数字に1つずつ〇をつけていってください。

	な ん ど も	1 し ゅ う か ん に	1 し ゅ う か ん に	2 し ゅ う か ん に	3 し ゅ う か ん に	4 し ゅ う か ん に	5 し ゅ う か ん に
ア. なかまはずれにしたり、おししたり、 かげで悪口を言ったりした		1	2	3	4	5	
イ. からかったり、悪口やおどし文句、 イヤなことを言ったりした		1	2	3	4	5	
ウ. かるくぶつかったり、遊ぶふりをして たたいたり、けったりした		1	2	3	4	5	
エ. ひどくぶつかったり、たたいたり、 けったりした		1	2	3	4	5	
オ. お金やものをとったり、こわしたりした		1	2	3	4	5	
カ. パソコンや電話などで、イヤなことをした		1	2	3	4	5	

図5 いじめの被害・加害経験の質問文（小学校前期用2004~2018年版）

究をしやすくするために、文章表現を変更した。すなわち、社会的、心理的もしくは関係性的 (social, psychological or relational)、言語的 (verbal)、物理的 (physical) に対応することが分かりやすいようにした。

次に選択肢の変更であるが、「週に1回以上」「月に2~3回」「今までに1~2回」「まったくされてない (していない)」から「1週間に何度も」「1週間に1回くらい」「1か月に2~3回くらい」「今までに1~2回くらい」「ぜんぜんされなかった (しなかった)」に変更した。国際比較調査を計画した際に、「1週間に数回」という選択肢が欲しいという先方と、2003年度版までとの互換性が必要な当方との折り合いをつけるため、選択肢を調整した。日本国内の報告書等では、集計時に従来と同様の「週に1回以上」「月に2~3回」「今までに1~2回」「まったくされてない (していない)」の4択にまとめている。本論文でも、この4択に基づいて分析を行う。

そして、説明文の追加については、「いじめ」という語を一切用いず、行為の形態を頻

みなさんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりすることがあると思います。  
 そうしたいじわるやイヤなことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりすると、そうされた人はどうしてよいかわからずにとても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされてつらい思いをしたりします。  
 これからみなさんに質問するのは、そうしたいじわるやイヤなことを、むりやりされた体験や、反対に弱い立場の友だちにあなたがした体験についてです。

問5 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、夏休みが終わってから今日までに、学校の友だちのだれかから、次のようなことをどのくらいされましたか。ア～カのそれぞれについて、一番近いと思う数字に、一つずつ○をつけて教えてください。

	1 週 間 に 何 度 も	1 回 か ら 2 回 か ら 3 回 か ら 4 回 か ら 5 回 か ら	1 か ら 2 か ら 3 か ら 4 か ら 5 か ら	1 か ら 2 か ら 3 か ら 4 か ら 5 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら
ア. 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした	1	2	3	4	5					
イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、イヤなことを言われたりした	1	2	3	4	5					
ウ. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした	1	2	3	4	5					
エ. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした	1	2	3	4	5					
オ. お金や物を盗られたり、壊されたりした	1	2	3	4	5					
カ. パソコンや携帯電話などで、イヤなことをされた	1	2	3	4	5					

問6 では、あなたは、夏休みが終わってから今日までに、学校の友だちのだれかに、次のようなことをどのくらいしましたか。ア～カのそれぞれについて、一番近いと思う数字に一つ○をつけて教えてください。

	1 週 間 に 何 度 も	1 回 か ら 2 回 か ら 3 回 か ら 4 回 か ら 5 回 か ら	1 か ら 2 か ら 3 か ら 4 か ら 5 か ら	1 か ら 2 か ら 3 か ら 4 か ら 5 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら	今 ま で 何 回 か ら
ア. 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした	1	2	3	4	5					
イ. からかったり、悪口やおどし文句、イヤなことを言ったりした	1	2	3	4	5					
ウ. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした	1	2	3	4	5					
エ. ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした	1	2	3	4	5					
オ. お金やものを盗ったり、壊したりした	1	2	3	4	5					
カ. パソコンや携帯電話などで、イヤなことをした	1	2	3	4	5					

図6 いじめの被害・加害経験の質問文（中学校後期用2004～2018年版）

度で尋ねるとい従前の基本路線を維持しつつも、回答を求めているのはあくまでも(筆者が考える、日本の研究者がこだわってきた)いじめ(すなわち、『暴力』ではなく『いじめ』)としてなされた場合の経験を尋ねているとの限定をつけるためのものである。もちろん、ここでも「いじめ」という語は用いていない。

③2019年度～2022年度分

ちなみに、2019年度分からは「問題行動等調査」で示される全ての態様との対応を完全なものとするために、質問する態様の種類を被害加害各8種類ずつ、計16項目に増やした(図表は省略)。

#### 4. 分析Ⅰ：経験率の年度推移の比較から見た態様間の類似点・相違点

本論文では、これまで「いじめ」として扱われてきた行為の主要なものについて、それらがどのような特徴を持っているのかを改めて確認し、それらをどのように整理することが合理的であり、学校におけるいじめを減らすこと、すなわちいじめ問題の解決・解消につながりうるのかという問題意識に立ち、各態様の特徴を確認していく。いきなり高度な統計手法を用いるのではなく、基礎的なデータの点検から始め、各態様の実態や実像にせまる。この分析Ⅰでは、各態様別に見た経験率の推移（15年間30回）を確認する。<sup>35</sup>

##### (1) 被害経験率の年度推移の態様別比較（小学校4年～中学校3年、2004～2018年） 最初に示すのは、経験の頻度（「週に1回以上」「月に2～3回」「今までに1～2回」）

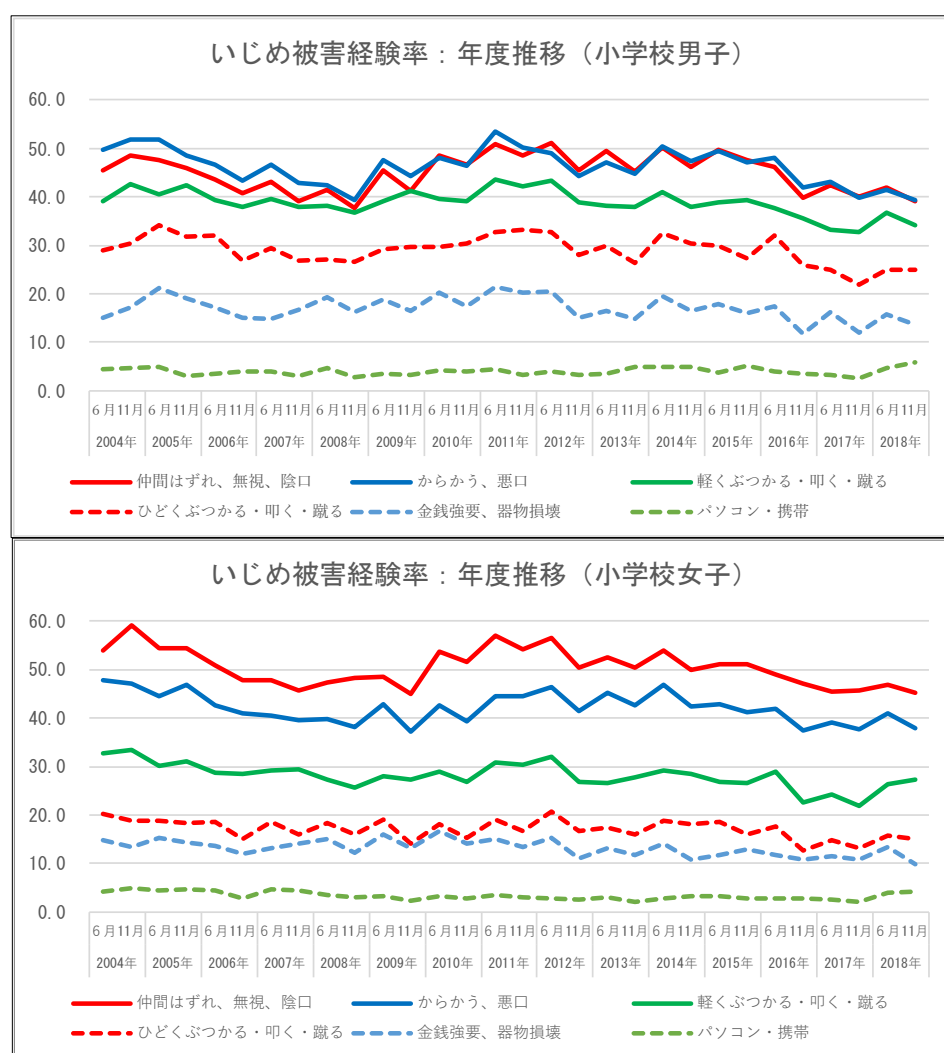


図7 いじめ態様別被害経験率の年度推移（小学校）

<sup>35</sup> 一部の資料は国立教育政策研究所の資料等で部分的に公表されており、公表済みの資料から復元できる。ここでは、それらを一定の書式の下で提示し直す。なお、論文末には経験率に関する基礎的なグラフを添付した。ここで示すグラフは、そこから作成できるものである。

を問わず、被害経験が「あった」と回答した者の割合の推移である。被害経験率を6つの態様別に示すことで、態様間の量的な比較ができるようにした。

まず、図7は、小学校児童（小4から小6）の態様別被害経験率の推移を男女別に示している。15年間の傾向として指摘できることは、a. 6態様のいずれにおいても、半年ごとに増減はするが、全体の最大値と最小値の差は15～20%程度に収まっており、「問題行動等調査」に見られる「のこぎり波」状の急増・急減はなく、比較的安定した数値を示していること、b. 男子の「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」がほぼ重なり合っていると見るならば、男女ともに6態様の経験率の水準が途中で入れ替わるような変動はなく、その順序は「仲間はずれ、無視、陰口」≧「からかう、悪口」>「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」>「パソコン・携帯」となること、の二点に整理できる。

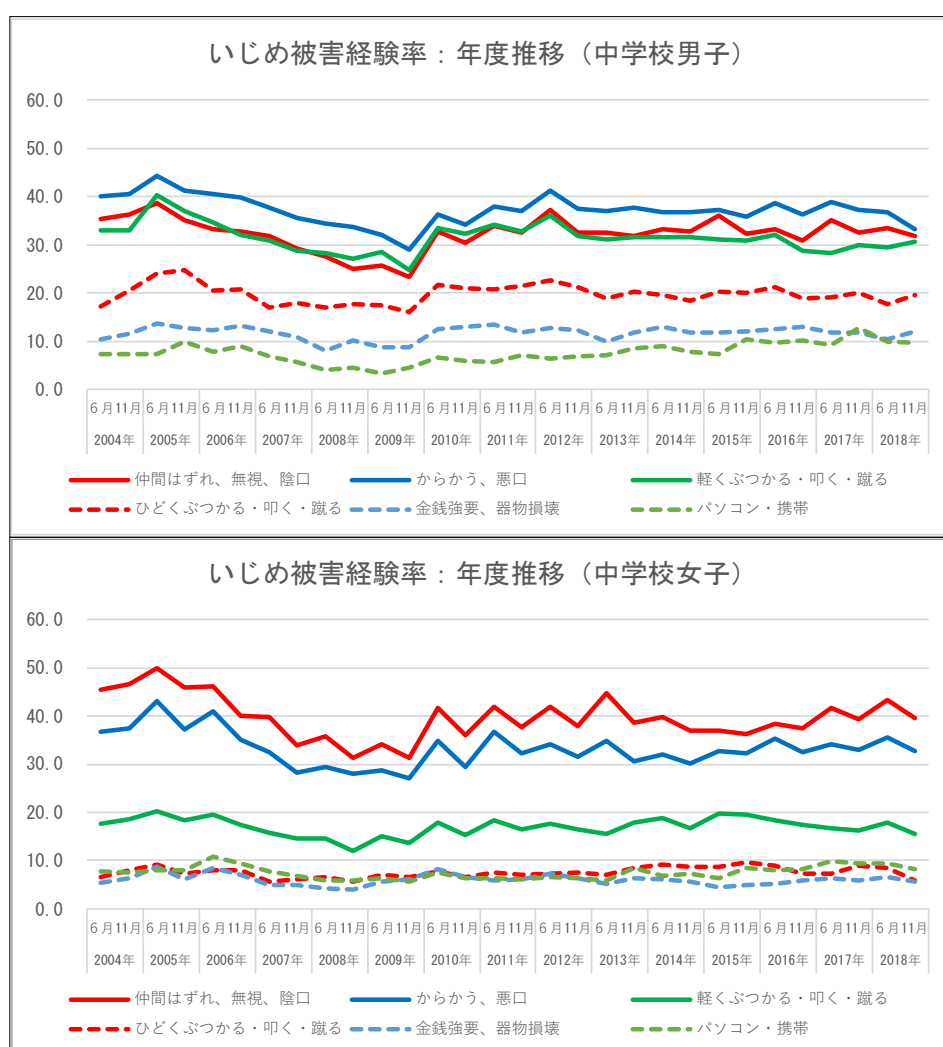


図8 いじめ態様別被害経験率の年度推移（中学校）

次に、図8は、中学校生徒（中1から中3）の態様別被害経験率の推移を男女別に示している。ここから15年間の傾向として指摘できることは、a. 小学校の場合と同様、6態様のいずれにおいても、半年ごとに増減はするが、最大値と最小値の差でも15～20%程度に収まっており、「問題行動等調査」に見られるような「のこぎり波」状の急増・急減は見られず、比較的安定した数値を示していること、b. 女子については、小学校と同様、

6 態様の経験率の水準が入れ替わるような変動はなく、その順序は「仲間はずれ、無視、陰口」>「からかう、悪口」>「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」>「パソコン・携帯」になること、ただし、b'. 男子については、やはり 6 態様の経験率の水準が途中で入れ替わるような変動はないものの、その順序は「からかう、悪口」>「仲間はずれ、無視、陰口」≧「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」>「パソコン・携帯」となり、小学校とは、若干、異なる。この背景には、「パソコン・携帯」を例外として、他の態様は中学校の経験率が小学校よりも低くなること、ただし、低下の程度は態様によって異なること、の結果と言える。

すなわち、男子の場合には、中学校において経験率が低下する際、その度合いは「仲間はずれ、無視、陰口」と「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」が大きい。その結果、「仲間はずれ、無視、陰口」は「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と重なるような水準に下がる。それに対して、女子の場合には、やはり小学校から中学校にかけて経験率が低下するが、特にいずれかの態様だけが大きく低下するというのではなく、結果的に順序が入れ替わることはない。なお、男女ともに、「パソコン・携帯」は、中学校において、唯一、経験率が上昇する。これは、携帯電話の所持率の増加が影響していると推察される。

さて、被害経験率の多寡のみで態様をグループ分けするならば、男子の場合には、小学校・中学校ともに、「からかう、悪口」「仲間はずれ、無視、陰口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の 3 つが上位群、そこに「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」、「金銭強要、器物損壊」、「パソコン・携帯」が順に続くといった分類が浮かび上がる。一方、女子の場合には、小学校時代には、「仲間はずれ、無視、陰口」、「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の順で続き、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」と「金銭強要、器物損壊」の群、そして「パソコン・携帯」となるが、中学校では、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」の群、少し離れて「軽くぶつかる・叩く・蹴る」、そして「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」が一つの群に見える。

## (2) 加害経験率の年度推移の態様別比較（小学校 4 年～中学校 3 年、2004－2018 年）

加害経験率についても、被害経験率と同様に見ていきたい。経験の頻度を問わず、加害経験が「あった」と回答した者の割合の推移を 6 つの態様別に示すことで、量的に比較できるようにした。

まず、図 9 は、小学校児童（小 4 から小 6）の態様別加害経験率の推移を男女別に示している。ここから 15 年間の傾向として指摘できることは、被害経験率の場合と同様、a. 6 態様のいずれにおいても、半年ごとに増減は見られるものの、最大値と最小値の差でも 15～20%程度に収まっており、「問題行動等調査」に見られるような「のこぎり波」状の急増・急減は見られず、むしろ安定した数値を示していると言えること、b. 男子では、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」がほぼ同じ値で重なり合っていると見るならば、6 態様の経験率の水準が途中で入れ替わるような変動はなく、その順序は「仲間はずれ、無視、陰口」≧「からかう、悪口」>「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」≧「パソコン・携帯」の順序になること、b'. 女子では、「仲間はずれ、無視、陰口」が群を抜いて高い値を示し、続く

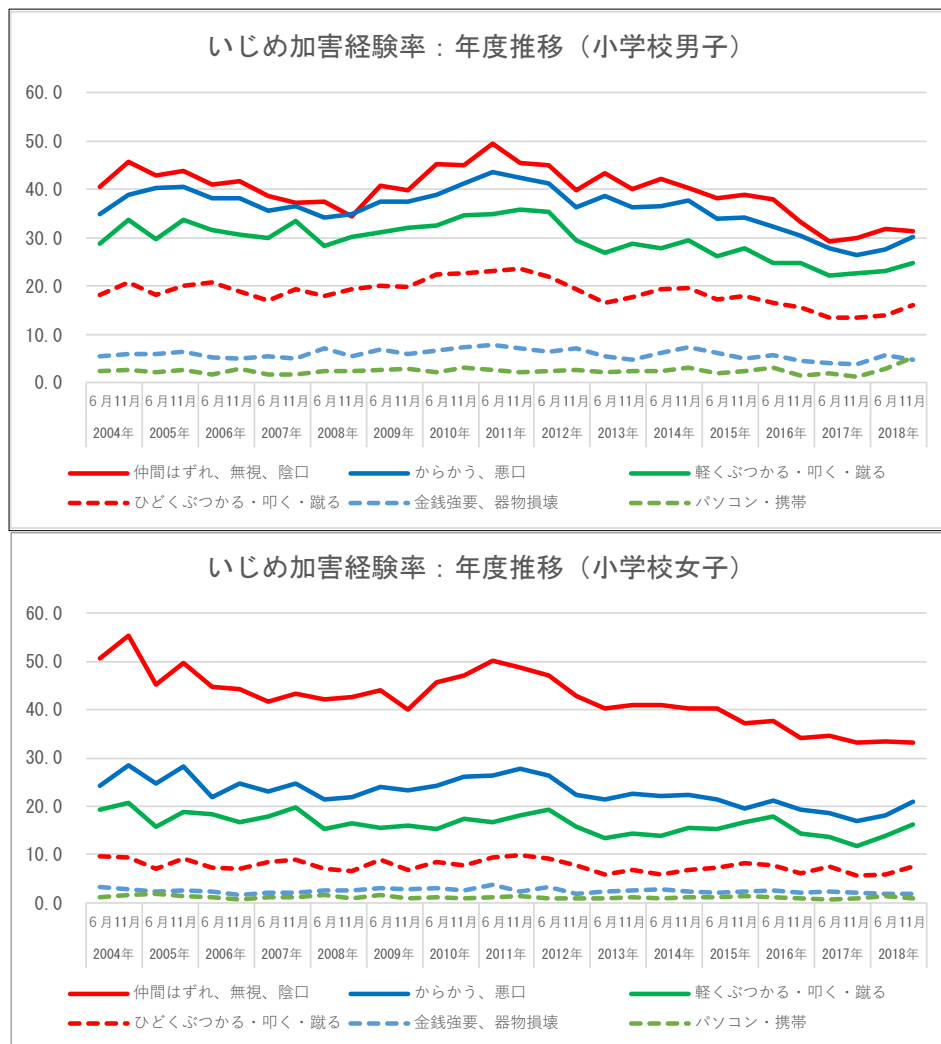


図9 いじめ態様別加害経験率の年度推移（小学校）

て「からかう、悪口」>「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」≧「パソコン・携帯」の順序になること、を指摘できる。

次に、図10は、中学校生徒（中1から中3）の態様別加害経験率の推移を男女別に示している。ここからは、a. 6態様のいずれにおいても、半年ごとに増減は見られるものの、ある程度の幅の変化(最大値と最小値の差は15~20%程度)に収まっており、「問題行動等調査」に見られるような「のこぎり波」状の急増・急減は見られず、むしろ安定した数値を示していると言えること、b. 男子では、小学校と同様、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」がほぼ同じ値で重なり合っていると見るならば、6態様の経験率の水準が途中で入れ替わるような変動はなく、その順序は「仲間はずれ、無視、陰口」≧「からかう、悪口」>「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」≧「パソコン・携帯」の順序になること、b'. 女子では、小学校と同様、「仲間はずれ、無視、陰口」が群を抜いて高い値を示し、続いて「からかう、悪口」>「軽くぶつかる・叩く・蹴る」となり、さらに減って「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」≧「金銭強要、器物損壊」=「パソコン・携帯」となること、を指摘できる。

さて、加害経験率の多寡のみで態様をグループ分けすると、男子の場合には、小学校・中学校ともに、「からかう、悪口」「仲間はずれ、無視、陰口」「軽くぶつかる・叩

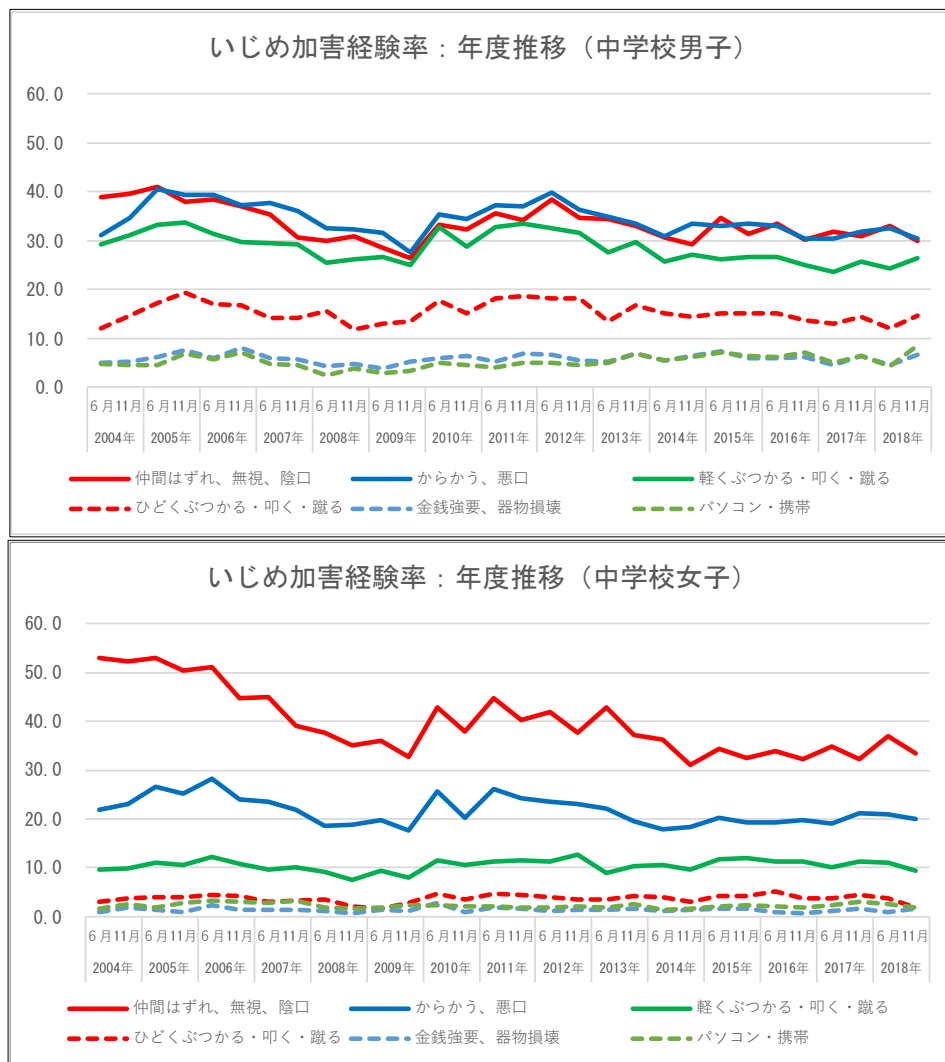


図 10 いじめ態様別加害経験率の年度推移（中学校）

く・蹴る」の3つが上位群、次いで「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」、そして「金銭強要、器物損壊」と「パソコン・携帯」の群が続くといった分類が浮かび上がる。一方、女子の場合には、小学校・中学校ともに、「仲間はずれ、無視、陰口」が群を抜き、次いで「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の順で続く。その後は、小学校では「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」、そして「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」の群となり、中学校では「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」は一つの群となる。女子の場合、中学校段階における「暴力」関連の行使が大きく減っていることが小学校との差に影響している。

### （3）態様間の相関係数と因子構造の比較（小学校4年～中学校3年、2012年6月）

上に見てきたとおり、いじめの被害経験率と加害経験率の年度推移からは、被害・加害ともに、毎回、似た割合で6つの態様が児童生徒に経験されている。毎年、児童生徒が3分の1ずつ入れ替わっているにもかかわらず、経験率に急激な変動は見られず、また15年程度のスパンの間でも大きな変動を見ることはできない。また、いじめの態様間には経験率の水準が似たものもあれば、差が開いているものもあるが、相対的な位置関係



(水準の差)も大きく変わることはない。一部の態様間になにがしかの類似性を示唆するような傾向もうかがえる。

とは言え、経験率という限られた側面の量的な多寡のみで分類を行うのは乱暴に過ぎる。そこで、態様間の類似性、あるいは重なり具合について推察を進めるための参考として、2012年6月のデータ<sup>36</sup>を一例として態様間の相関係数を求めてみたのが、以下に示す表1～4である。<sup>37</sup>

表1 いじめ被害経験の態様間相関係数(小学校:2012年6月)

男子 女子	仲間はずれ、無視、陰口	からかう・悪口	軽くぶつかる・叩く・蹴る	ひどくぶつかる・叩く・蹴る	金銭強要・器物損壊	パソコン・携帯
仲間はずれ、無視、陰口		0.66 0.00 1155	0.49 0.00 1155	0.53 0.00 1154	0.35 0.00 1151	0.17 0.00 1139
からかう・悪口	0.59 0.00 1108		0.59 0.00 1153	0.56 0.00 1152	0.36 0.00 1148	0.15 0.00 1136
軽くぶつかる・叩く・蹴る	0.46 0.00 1110	0.50 0.00 1107		0.68 0.00 1152	0.36 0.00 1148	0.15 0.00 1136
ひどくぶつかる・叩く・蹴る	0.42 0.00 1104	0.47 0.00 1101	0.68 0.00 1104		0.44 0.00 1148	0.22 0.00 1135
金銭強要・器物損壊	0.34 0.00 1107	0.33 0.00 1104	0.36 0.00 1106	0.35 0.00 1100		0.37 0.00 1134
パソコン・携帯	0.11 0.00 1097	0.13 0.00 1094	0.16 0.00 1096	0.17 0.00 1090	0.24 0.00 1094	Pearson 相関係数 有意確率(両側) 度数

表2 いじめ加害経験の態様間相関係数(小学校:2012年6月)

男子 女子	仲間はずれ、無視、陰口	からかう・悪口	軽くぶつかる・叩く・蹴る	ひどくぶつかる・叩く・蹴る	金銭強要・器物損壊	パソコン・携帯
仲間はずれ、無視、陰口		0.66 0.00 1157	0.52 0.00 1159	0.52 0.00 1158	0.26 0.00 1157	0.15 0.00 1159
からかう・悪口	0.58 0.00 1107		0.57 0.00 1157	0.56 0.00 1156	0.29 0.00 1155	0.19 0.00 1157
軽くぶつかる・叩く・蹴る	0.42 0.00 1109	0.50 0.00 1109		0.59 0.00 1159	0.26 0.00 1158	0.22 0.00 1160
ひどくぶつかる・叩く・蹴る	0.34 0.00 1106	0.45 0.00 1106	0.56 0.00 1108		0.35 0.00 1157	0.21 0.00 1159
金銭強要・器物損壊	0.18 0.00 1106	0.21 0.00 1106	0.25 0.00 1108	0.34 0.00 1105		0.47 0.00 1158
パソコン・携帯	0.07 0.02 1109	0.09 0.00 1109	0.17 0.00 1111	0.21 0.00 1108	0.39 0.00 1108	Pearson 相関係数 有意確率(両側) 度数

<sup>36</sup> 2012年6月を選んだのは、15年間の中間に近いこと、2013年の「いじめ防止対策推進法」の影響を考慮する必要がないこと、この時期のデータを用いてなされた分析が国立教育政策研究所の報告書に紹介されており、次項の分析がそれに準じていること、による。

<sup>37</sup> ここでの相関係数と次の因子負荷量の算出は、「週に1回以上」を4、「月に2～3回」を3、「今までに1～2回」を2、「まったくされてない(していない)」を1として求めており、図7～10の「あった」「なかった」と完全に対応しているわけではない。



まず、表1と表2の小学校の数値からは、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」が相互に相関が高いこと、それに対して経験率の水準が圧倒的に低い「パソコン・携帯」と「金銭強要、器物損壊」は両者間にそれなりの相関は見られるものの、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」などとの相関は相対的に弱くなること、いわゆる「暴力」を伴う「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」と「軽くぶつかる・叩く・蹴る」との相関は強いこと、そこにぶらさがるように「金銭強要、器物損壊」が加わることなどがうかがえる。

表3 いじめ被害経験の態様間相関係数（中学校：2012年6月）

男子 女子	仲間はずれ、無視、陰口	からかう・悪口	軽くぶつかる・叩く・蹴る	ひどくぶつかる・叩く・蹴る	金銭強要・器物損壊	パソコン・携帯
仲間はずれ、無視、陰口		0.70 0.00 1173	0.56 0.00 1173	0.52 0.00 1177	0.40 0.00 1172	0.30 0.00 1142
からかう・悪口	0.63 0.00 1113		0.63 0.00 1170	0.56 0.00 1173	0.40 0.00 1168	0.26 0.00 1138
軽くぶつかる・叩く・蹴る	0.35 0.00 1114	0.47 0.00 1113		0.70 0.00 1174	0.43 0.00 1169	0.28 0.00 1139
ひどくぶつかる・叩く・蹴る	0.30 0.00 1113	0.35 0.00 1112	0.61 0.00 1113		0.49 0.00 1173	0.37 0.00 1143
金銭強要・器物損壊	0.27 0.00 1113	0.31 0.00 1112	0.31 0.00 1113	0.33 0.00 1112		0.51 0.00 1138
パソコン・携帯	0.25 0.00 1090	0.22 0.00 1089	0.23 0.00 1090	0.20 0.00 1089	0.33 0.00 1089	Pearson 相関係数 有意確率(両側) 度数

表4 いじめ加害経験の態様間相関係数（中学校：2012年6月）

男子 女子	仲間はずれ、無視、陰口	からかう・悪口	軽くぶつかる・叩く・蹴る	ひどくぶつかる・叩く・蹴る	金銭強要・器物損壊	パソコン・携帯
仲間はずれ、無視、陰口		0.71 0.00 1175	0.62 0.00 1176	0.55 0.00 1175	0.33 0.00 1177	0.32 0.00 1175
からかう・悪口	0.50 0.00 1114		0.63 0.00 1175	0.52 0.00 1174	0.32 0.00 1176	0.30 0.00 1174
軽くぶつかる・叩く・蹴る	0.28 0.00 1115	0.48 0.00 1114		0.65 0.00 1175	0.36 0.00 1177	0.33 0.00 1175
ひどくぶつかる・叩く・蹴る	0.21 0.00 1115	0.30 0.00 1114	0.43 0.00 1115		0.50 0.00 1176	0.47 0.00 1174
金銭強要・器物損壊	0.09 0.00 1114	0.11 0.00 1113	0.19 0.00 1114	0.30 0.00 1114		0.69 0.00 1176
パソコン・携帯	0.18 0.00 1114	0.19 0.00 1113	0.17 0.00 1114	0.20 0.00 1114	0.36 0.00 1113	Pearson 相関係数 有意確率(両側) 度数

さらに、表3と表4の中学校の数値からは、そうした特徴に加えて、小学校と比べて多少なりとも経験率が高くなる「パソコン・携帯」と他との相関が強くなることや、女子の加害の「仲間はずれ、無視、陰口」が大きく抜き出る関係からか、他との相関はやや弱くなることなどもうかがえる。

こうした態様間に見られる相関の傾向を同時に考慮するために、同時期のデータを用

い、6つの態様について因子分析を行い<sup>38</sup>、その因子構造から類似性を検討することにした。その結果を示したのが、表5と表6である。

表5の小学校の場合には、第1因子の因子負荷量から、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の群と、値が低い「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」の群の二つ、もしくは第2因子も考慮して、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」の群と「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の群、そして「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」の群の三つを見いだすことができよう。

表6の中学校の場合にも、第1因子の因子負荷量から、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の群と、値が低い「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」の群の二つ、もしくは第2因子も考慮して、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」の群と「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の群、そして「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」の群の三つを見いだすことができる。

表5 いじめ経験の因子行列（小学校：2012年6月）

小学校	被害経験				加害経験			
	男子		女子		男子		女子	
	第1因子	第2因子	第1因子	第2因子	第1因子	第2因子	第1因子	第2因子
仲間はずれ、無視、陰口	0.695	0.177	0.663	-	0.738	0.118	0.669	0.049
からかう、悪口	0.792	0.154	0.710	-	0.802	0.152	0.795	0.076
軽くぶつかる・叩く・蹴る	0.732	0.209	0.767	-	0.701	0.191	0.643	0.272
ひどくぶつかる・叩く・蹴る	0.714	0.326	0.723	-	0.691	0.253	0.558	0.385
金銭強要、器物損壊	0.315	0.659	0.479	-	0.220	0.722	0.189	0.636
パソコン・携帯	0.082	0.522	0.231	-	0.109	0.634	0.049	0.579

表6 いじめ経験の因子行列（中学校：2012年6月）

中学校	被害経験				加害経験			
	男子		女子		男子		女子	
	第1因子	第2因子	第1因子	第2因子	第1因子	第2因子	第1因子	第2因子
仲間はずれ、無視、陰口	0.731	-	0.621	-	0.795	0.180	0.550	0.087
からかう、悪口	0.772	-	0.709	-	0.794	0.163	0.823	0.093
軽くぶつかる・叩く・蹴る	0.787	-	0.703	-	0.769	0.247	0.561	0.268
ひどくぶつかる・叩く・蹴る	0.787	-	0.631	-	0.617	0.443	0.382	0.385
金銭強要、器物損壊	0.595	-	0.477	-	0.221	0.814	0.028	0.768
パソコン・携帯	0.455	-	0.364	-	0.203	0.805	0.171	0.433

#### （4）態様間の重なり可視化（中学校1～3年、2012年6月、加害経験）

ここまでに見てきた結果は、実際にどのような態様の重なりから出てきたのかを確認しておきたい。国立教育政策研究所（2013）には、6態様の中で経験率がそれなりに高い「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の4つの態様について、加害経験がどのように重なり合うのかを可視化した図が示されている。それに倣って、中学校の加害経験を男子と女子それぞれに可視化した図を示す。

<sup>38</sup> 主因子法を用い、バリマックス回転を行った後の因子負荷量を比較して、類似性を検討する。

図 11 の最上段の図は、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の実数と、男子全体に占める比率を棒グラフで示したものである。

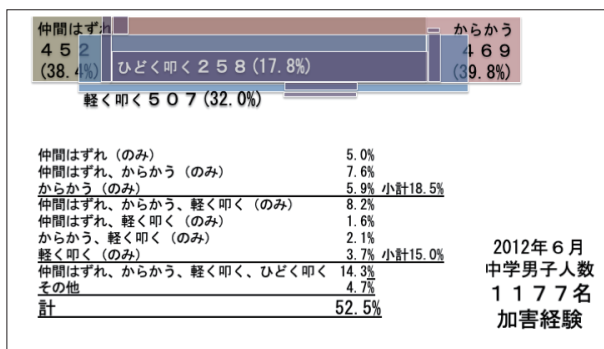
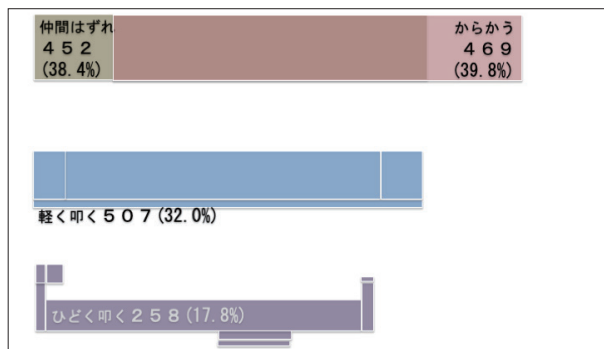
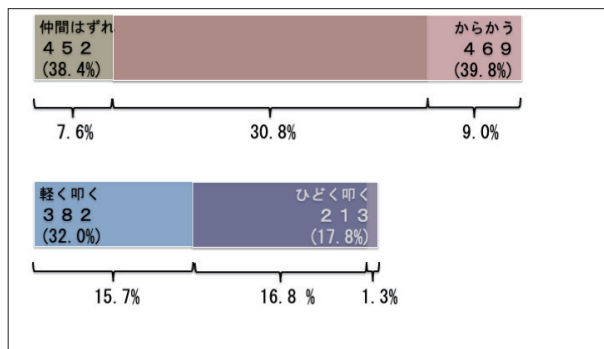
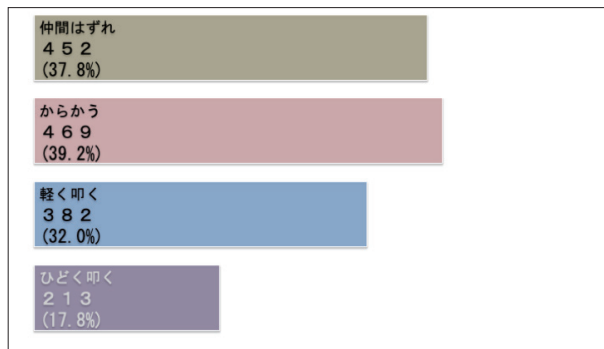


図 11 いじめ態様の重なり  
(中学校男子：2012年6月)

「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の実数と、男子全体に占める比率を棒グラフで示したものである。

2段目の図は、ここまでに見た中で同じ群に入ると予想された「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」、そして「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の二群について、それぞれの中でどの程度に重なり合うのかを示したものである。「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験者の8割程度、「からかう、悪口」の加害経験者の4分の3程度が、両方の行為に及ぶことが分かる。また、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」という行為に及んだ半数以上が「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為に及んでおり、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の加害経験者の9割以上が「軽くぶつかる・叩く・蹴る」という行為に及んでいる。表4に示した相関係数がそれぞれに高いのも納得できよう。

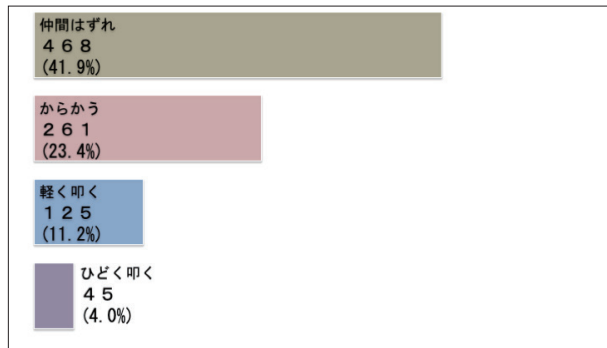
3段目の図は、4段目の重なりを作るために変形し、内訳が見えるように示したものである。

4段目の図は、4つの態様の重なりを示し、主要な部分の割合も表示している。「仲間はずれ、無視、陰口」か「からかう、悪口」のいずれかのみでの加害経験者は5.0%と5.9%だが、両方(のみ)を行う者は7.6%、それらに加えて「軽くぶつかる・叩く・蹴る」も併せて行う者が11.9(8.2+1.6+2.1)%、さらにそれらに加えて「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」も行う者は14.3%という状況を知れば、因子分析の結果にも納得できよう。

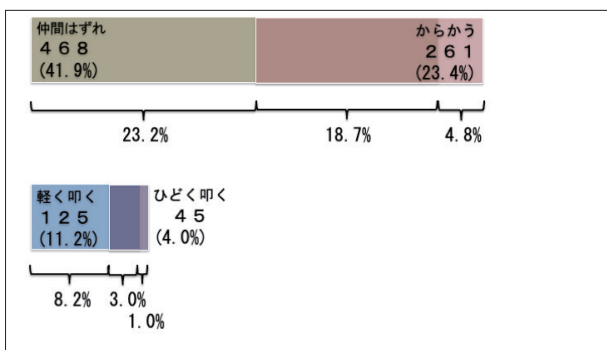
要するに、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為に及ぶ生徒は、当然のように「軽くぶつかる・叩く・蹴る」という行為にも及び、それだけでなく「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」にも加わる、いわば「何でもあり」の生徒が14.3%存在する。その一方で、「仲間はずれ、無視、陰口」か「からかう、悪口」、若しくはその両方のみと

いう「非暴力」の生徒も 18.5%存在する。そして、「暴力」は行使するけれどもあくまで「軽くぶつかる・叩く・蹴る」+ $\alpha$ （「仲間はずれ、無視、陰口」and/or 「からかう、悪口」）が 15.0%存在する。これで、男子の加害経験者の大半を説明できることになる。

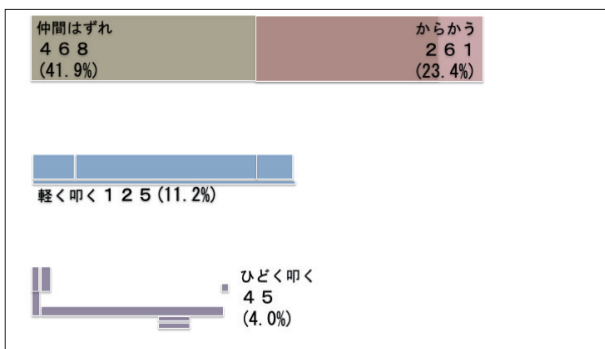
次に、表 12 の最上段の図は、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」、「軽くぶ



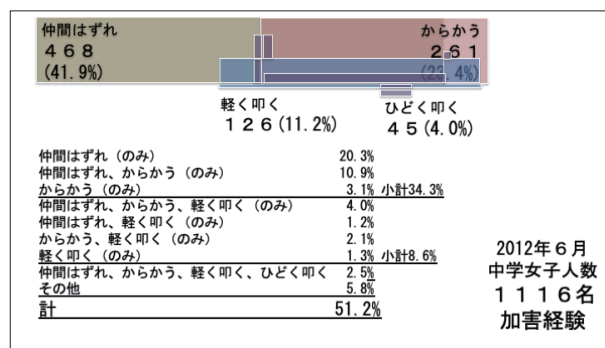
つかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の実数と、女子全体に占める比率を棒グラフで示したものである。中学校になると「仲間はずれ、無視、陰口」が突出して多いこと、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」が非常に少ないことがわかる。



2段目の図は、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」、そして「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の二群について、それぞれにどの程度に重なり合うのかを示したものである。「からかう、悪口」の加害経験者の8割程度が「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験を持つ。一方で、「仲間はずれ、無視、陰口」については、加害経験者が特に多いこともあり、「からかう、悪口」の加害経験を併せ持つのは「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験者の45%程度と、「仲間はずれ、無視、陰口」単独の多さが目立つ。また、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の加害経験者の4分の3が「軽くぶつかる・叩く・蹴る」という行為に及んでいるが、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の加害経験者が特に少ないことから、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為に及ぶ「軽くぶつかる・叩く・蹴る」は4分の1程度となる。



3段目の図は、4段目の重なりを作るために変形し、内訳が見えるように示したものである。



2012年6月  
中学女子人数  
1116名  
加害経験

図 12 いじめ態様の重なり  
(中学校女子：2012年6月)

「からかう、悪口」にも加わるという、いわば「何でもあり」の生徒は 2.5%にとどまる。そして、「暴力」は行使するけれども「軽くぶつかる・叩く・蹴る」程度という者も 8.6%

にとどまる。その一方で、「仲間はずれ、無視、陰口」のみだけで 20.3%、そこに「からかう、悪口」のみや「仲間はずれ、無視、陰口」との両方のみを加えた「非暴力」の生徒は 34.3%になる。圧倒的に「非暴力」が多いことが分かる。

#### (5) 分析Ⅰのまとめ

ここでは、いじめの被害経験率、加害経験率という基礎的なデータについて、15 年間 30 回分の推移を確認する形で、6つの態様について見てきた。

一つの大きな知見は、各態様、そして男子と女子で、経験率の水準に違いはあるものの、急激であれ、ゆるやかであれ、15 年間の間に大きく変動することはなく、安定した傾向が確認された、という点である。毎年、児童生徒が1 学年分ずつ入れ替わっていることを考えると、この安定傾向は驚くべきことである。この事実は、児童生徒個々の特性や事情等によっていじめという行為が発生するという考え方では説明できない。ある個人が加害行為に及ぶところまで突き動かされたとしても、実際に行動に移すか否か、どのような行為をどの程度に行うのかについては、一種の集合意識、例えば「この程度の行為であれば容認される」「この程度の行為ならたいしたことはない」といったものに規定されていると考えざるをえない。

もう一つの知見は、6つの態様の間の類似点や相違点について、男子と女子とでは異なること、とりわけ中学校段階になるとその差が大きくなること、である。その背景にあるのは、女子の場合には「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」といった「暴力」的な行為が大きく減ること、「からかう、悪口」も減ることを考えるなら「相手をあからさまに攻撃する」行為を避けるようになる傾向があるものと思われる。そこで、次節では、学年進行に伴う経験率の推移について検討することにする。

## 5. 分析Ⅱ：経験率の学年進行に伴う推移の比較から見た態様間の類似点・相違点

分析Ⅰの年度推移に続き、本節では学年進行に伴う推移について確認していく。すなわち、小学4年生の児童が中学3年生になるまでの6年間12回の経験率の変化から、各態様の特徴を探る。2004年度の小学4年生から2009年度の中学3年生までの6年間、同様に、2007年度の小学4年生から2012年度の中学3年生まで、2010年度の小学4年生から2015年度の中学3年生まで、2013年度の小学4年生から2018年度の中学3年生までの各6年間ずつのデータを示す<sup>39</sup>ことで、15年の間の変化の有無についても確認する。

### (1) 被害経験率の学年進行による推移の態様別比較（2004、2007、2010、2013年度小4コホート）

ここでは、経験の頻度（「週に1回以上」「月に2～3回」「今までに1～2回」）を問

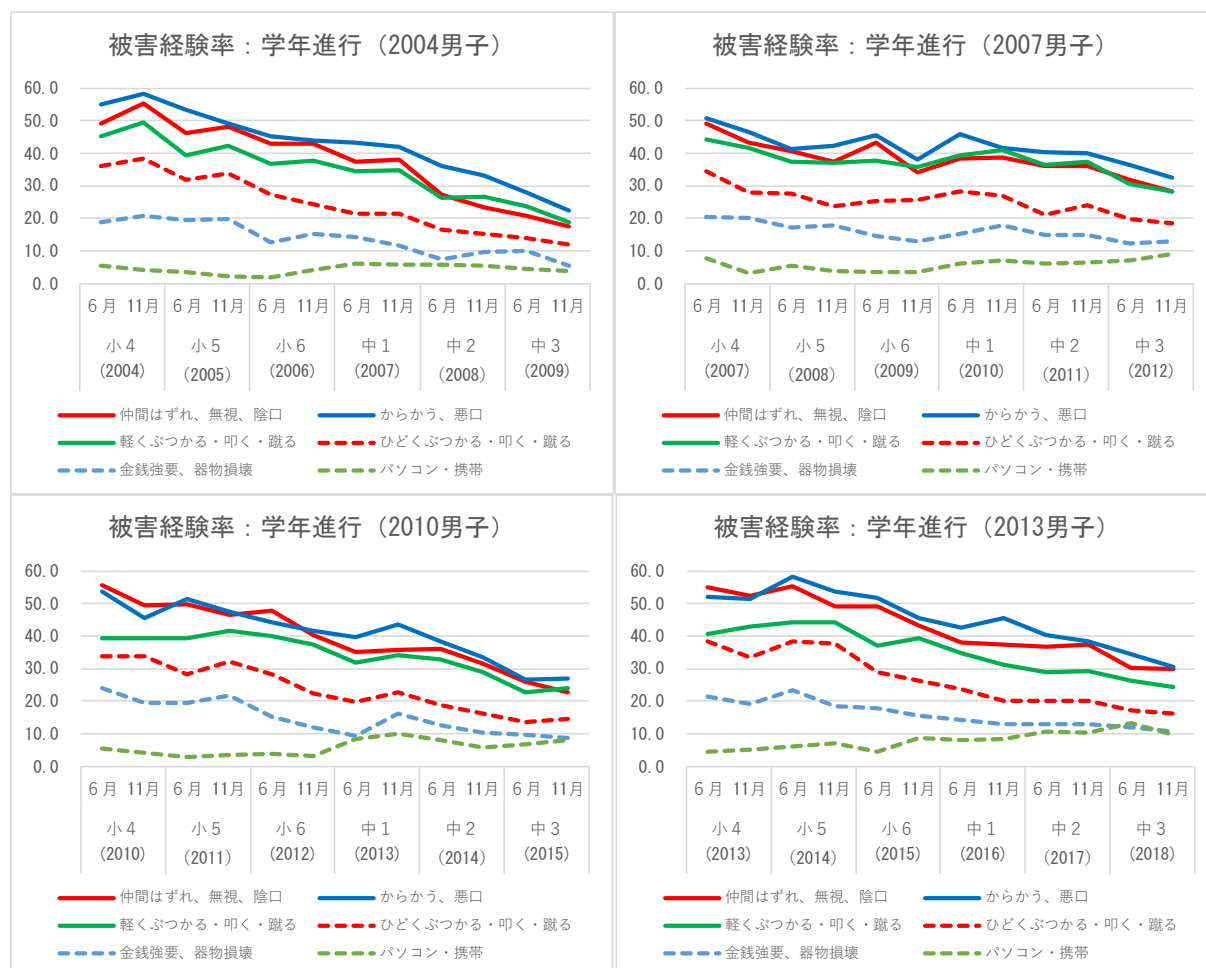


図13 学年進行による被害経験率の推移（男子：小4⇒中3）

<sup>39</sup> 小4から中3までのデータが揃っているのは、2004年度の小4コホートから2013年度の小4コホートまでの10のコホートであるが、ここでは3年間隔で4つのコホートの経験率を紹介する。

わず、被害経験が「あった」と回答した者の割合が学年進行に伴ってどのように推移するのかを態様別、男女別に示す。

図 13 の男子の場合には、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」に関しては、増減を繰り返しながらも、中3に向かって被害経験率が減少していくという大まかな傾向をうかがうことができる。反面、「パソコン・携帯」のみは、小6の後半から中学進学を機に増加する傾向をうかがえる。また、前節の年度推移の確認の際に見られたのと同様、被害経験率の量的な側面からは、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の高水準群があり、次いで「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」、「金銭強要、器物損壊」、「パソコン・携帯」と水準が下がっていくこと、そしてそれらの群が大きく交差する（水準が入れ替わる）ような変化も見られないこと、が確認できる。また、そうした傾向は、4つのコホートのいずれにおいてもうかがえる。

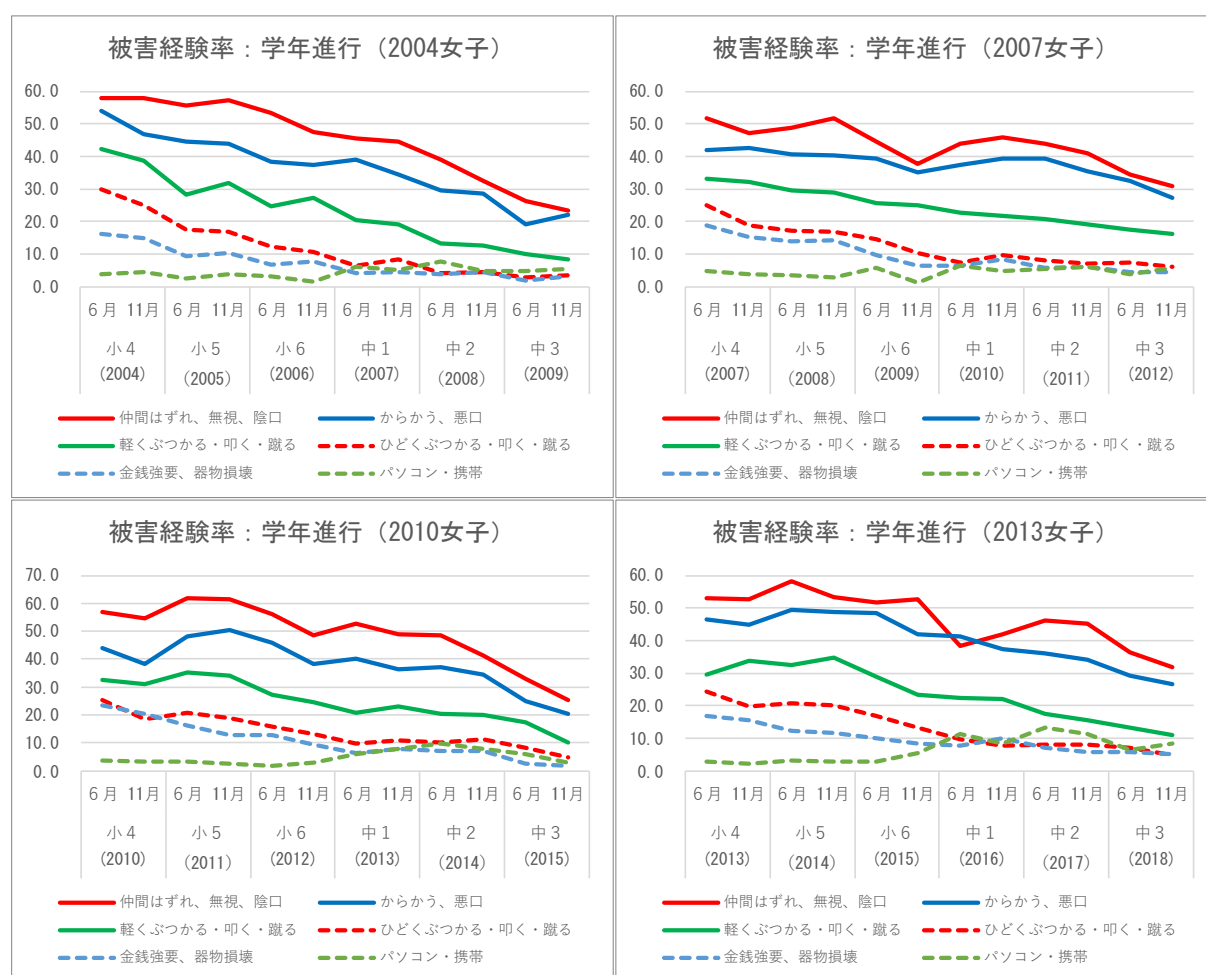


図 14 学年進行による被害経験率の推移（女子：小4⇒中3）

図 14 の女子の場合にも、男子と同様に、「パソコン・携帯」は、小6の後半から中学進学を機に増加する傾向と、残りの「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」は、増減を繰り返しつつも、中3に向かって被害経験率が減少していく傾向をうかがえる。また、年度推移の際に確認されたのと同様、被害経験率の量的な側面からは、「仲間はずれ、無視、



陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の高水準群があり、小学校時代にはそれに続いて「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」、「金銭強要、器物損壊」の群が見られるものの、中学校時代にはそれらが減少し、「パソコン・携帯」を加えた3つがほぼ同水準となり、一群を形成する。また、そうした傾向は、4つのコホートのいずれにも見られる。

(2) 加害経験率の学年進行による推移の態様別比較 (2004、2007、2010、2013 年度小4コホート)

同様に、加害経験について見ていきたい。経験の頻度(「週に1回以上」「月に2~3回」「今までに1~2回」)を問わず、加害経験が「あった」と回答した者の割合が学年進行に伴ってどのように推移するのかを態様別に、4つの小4コホートで紹介する。

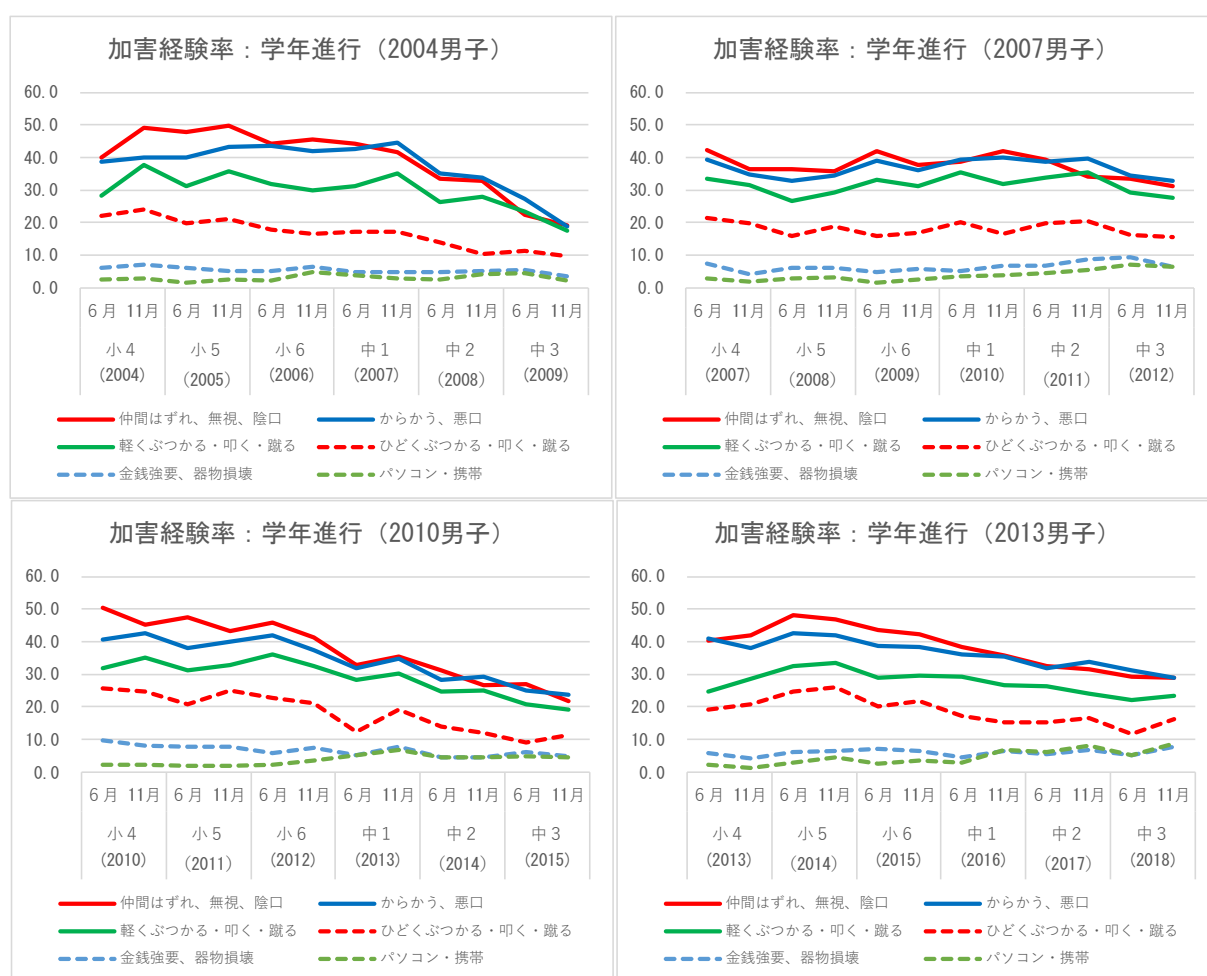


図15 学年進行による加害経験率の推移 (男子：小4⇒中3)

図15の男子の加害経験の場合には、2007年度小4コホートを除けば、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」に関しては、増減を繰り返しながらも、中3に向かって加害経験率が減少していくという、被害経験率と似た傾向をうかがうことができる。そして、「金銭強要、器物損壊」はほぼ横ばい、「パソコン・携帯」は、小6の後半から中学進学を機に増加する傾向をうかがえよう。また、年度推移の際に確認されたのと同様、加害経験率の量的な側面からは、



「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」とやや水準は下がるが「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の群があり、次いで「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」が続き、「金銭強要、器物損壊」と「パソコン・携帯」は同水準となること、そして異なる群が交差することもないことがうかがえる。

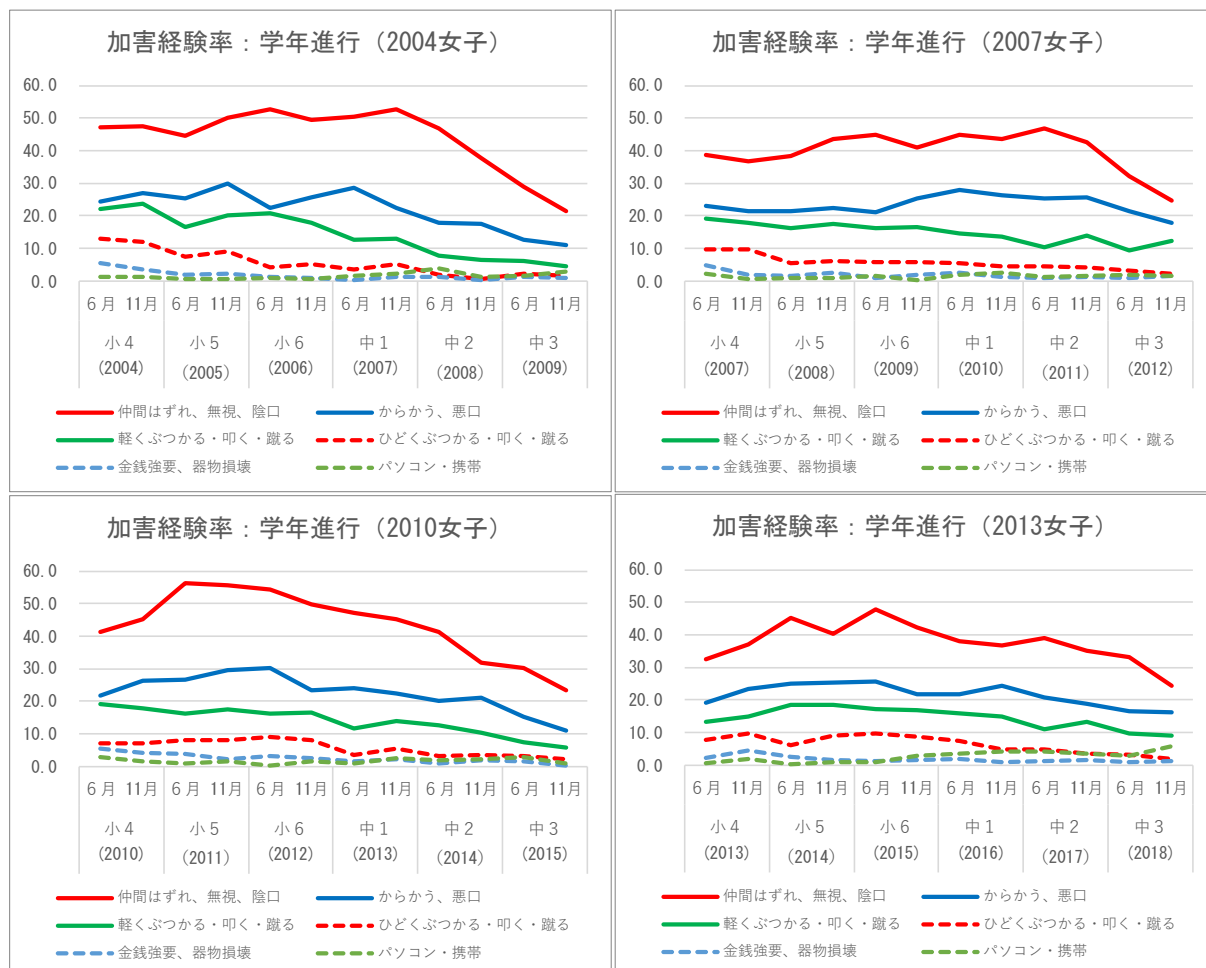


図 16 学年進行による加害経験率の推移（女子：小4⇒中3）

一方、図 16 の女子の加害経験の場合には、「仲間はずれ、無視、陰口」は 2004 年度小 4 コホートでは中 1 の 11 月、2007 年度小 4 コホートでは中 2 の 6 月、2010 年度小 4 コホートでは小 5 の 6 月、2013 年度小 4 コホートでは小 6 の 6 月まで、また「からかう、悪口」についても 2004 年度小 4 コホート、2007 年度小 4 コホートともに中 1 の 6 月まで、2010 年度小 4 コホート、2013 年度小 4 コホートともに小 6 の 6 月までは、やや増加傾向を示しており、これまでとはやや異質な印象を受ける。ただし、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」に関しては、被害経験や男子の加害経験（図 13～15）と同様、増減を繰り返しながら中 3 に向かって減少していく。そして、「パソコン・携帯」は、いずれのコホートでも中学校段階でやや増加する傾向をうかがえよう。また、年度推移の際に確認されたのと同様、量的な側面からは「仲間はずれ、無視、陰口」が群を抜き、「からかう、悪口」と「軽くぶつかる・叩く・蹴る」は多少の差があるものの一つの群、そして「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」が続き、「金銭強要、器物損壊」と「パソコン・携帯」は中学校に向かって同水準になっていくことが

うかがえる。

### (3) 分析Ⅱのまとめ

被害経験率の学年進行からは、男子でも女子でも、概ね似た傾向がうかがえた。すなわち、中学校に入ると、「パソコン・携帯」のみがやや増加し、残りの態様は中3に向かって小学校の経験率から減少していくというものである。この結果は、分析Ⅰの結果と大きく矛盾するようなものではない。

ただし、加害経験率の学年進行については、コホートによる差も見られる。とりわけ、他と比べてグラフの形状が異なるように見えるのが男子の2007年度小4コホート、そして他と比べて経験率の水準が一回り低いのが女子の2007年度小4コホートであり、とりわけ小学校時代(2007~2009年度)の傾向が他と異なっている。そして、そうした目で改めて被害経験を眺めてみると、やはり2007年度小4コホートの経験率の水準が低めであることに気づく。実は、国立教育政策研究所は2007~2009年度にかけて全国の3つの地点でいじめの未然防止の取組の効果検証のために、地点ごとに同一中学校区の2小学校と1中学校を選んで取組の試行<sup>40</sup>を行っている。その3地点の一つにA市も含まれており、全小中学校の中から2小1中の児童生徒のみが試行の対象となった。加害経験に顕著に表れた他のコホートとの差は、その影響が少なからずあった可能性が高い。一方、2004年度小4コホートの中学校時代もその期間に重なってはいるものの、さほど目立つ差は見られない。これは、教師からの働きかけに影響を受けやすい小学生と受けにくい中学生の差と考えられる。

---

<sup>40</sup> 国立教育政策研究(2010b)『問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方』

## 6. 分析Ⅲ：継続・再発回数の分布から見た態様間の類似点・相違点

分析Ⅰと分析Ⅱでは、各態様の実態や実像にせまる目的で、最も基礎的なデータ、すなわち被害経験率と加害経験率の年度による推移、そして学年進行に伴う推移について確認してきた。そして、量的な面から見た各態様の類似点と相違点を指摘してきた。しかしながら、それらの分析は、15年間にわたるデータを用いているとは言え、横断的調査の結果を複数回（年度）にわたって見たに過ぎない。この分析Ⅲでは、縦断的調査によって個人を追跡することで可能となる分析結果を確認していく。

### （1）男女別・態様別に見た被害経験・加害経験の継続・再発状況

縦断的調査のデータを用いた先行研究の結果は、「2.『いじめ』に関する定義・概念の社会的形成過程と学術的調査研究」で紹介したとおりである。とは言え、示されているのは男子と女子を合わせた数字、代表的な2種類の態様のみである。本論文の分析Ⅰと分析Ⅱからは、男子と女子の経験にはかなりの違いが見られること、その差は各態様間でも違いがあることが分かっている。そこで、以下では、本論文で取り上げるデータの中では最も新しい2013年度小4コホートのデータを用い、被害経験と加害経験の継続・再発状況を6つの態様について男女別に示すことで、いじめの態様間の類似点や相違点を確認していく。

#### ①「仲間はずれ・無視・陰口」

図17は、2013年度小4コホートについて、2018年度の中3までの6年間12回の調査中に「仲間はずれ・無視・陰口」の被害経験・加害経験が「あった」と答えた回数の分布、すなわち図18と同様の集計を男女別に行った結果を示したものである。2007年度の小4コホートの場合には被害経験と加害経験がほとんど同じ分布を示していたのとは異なり、男女ともに経験が0回と答えた者は加害経験がやや多くなっている。すなわち、被害経験が0回の者は男女ともに9%以下であるにもかかわらず、加害経験では男子16%、女子13%である。この点については、国立教育政策研究所(2021)が2013年度に施行された「推進法」の前と後で加害経験率や加害の継続・再発率が減っていることを指摘し、その前後のデータの比較から「推進法」の学校現場への浸透の影響を示唆している。<sup>41</sup> 本論文では、この点についてそれ以上に取り上げることはしない。

図17に話を戻すと、上段の被害経験については、男女ともに「均等割り」であるかのような分布と言える。そもそも9割もの児童生徒が、頻度に差はあるにせよ、被害経験が

---

<sup>41</sup> 2013~15年度の前後のデータを比較し、「暴力を伴わないいじめ」については、「小学校の児童の報告する経験率は、被害・加害ともに減少傾向」「中学校の生徒の報告する経験率は、被害・加害ともにほぼ横ばい」「継続や再発の割合は、主に加害に及ぶ児童生徒（とりわけ児童）で減少し、被害でも多少の減少」、「暴力を伴ういじめ」については、「小学校の児童の報告する経験率は、被害・加害ともに減少傾向」「中学校の生徒の報告する経験率は、被害・加害ともにほぼ横ばい」「継続や再発の割合は、主に加害に及ぶ児童生徒（とりわけ児童）で減少し、被害でも多少の減少」と指摘し、その背景要因についても分析を行っている。

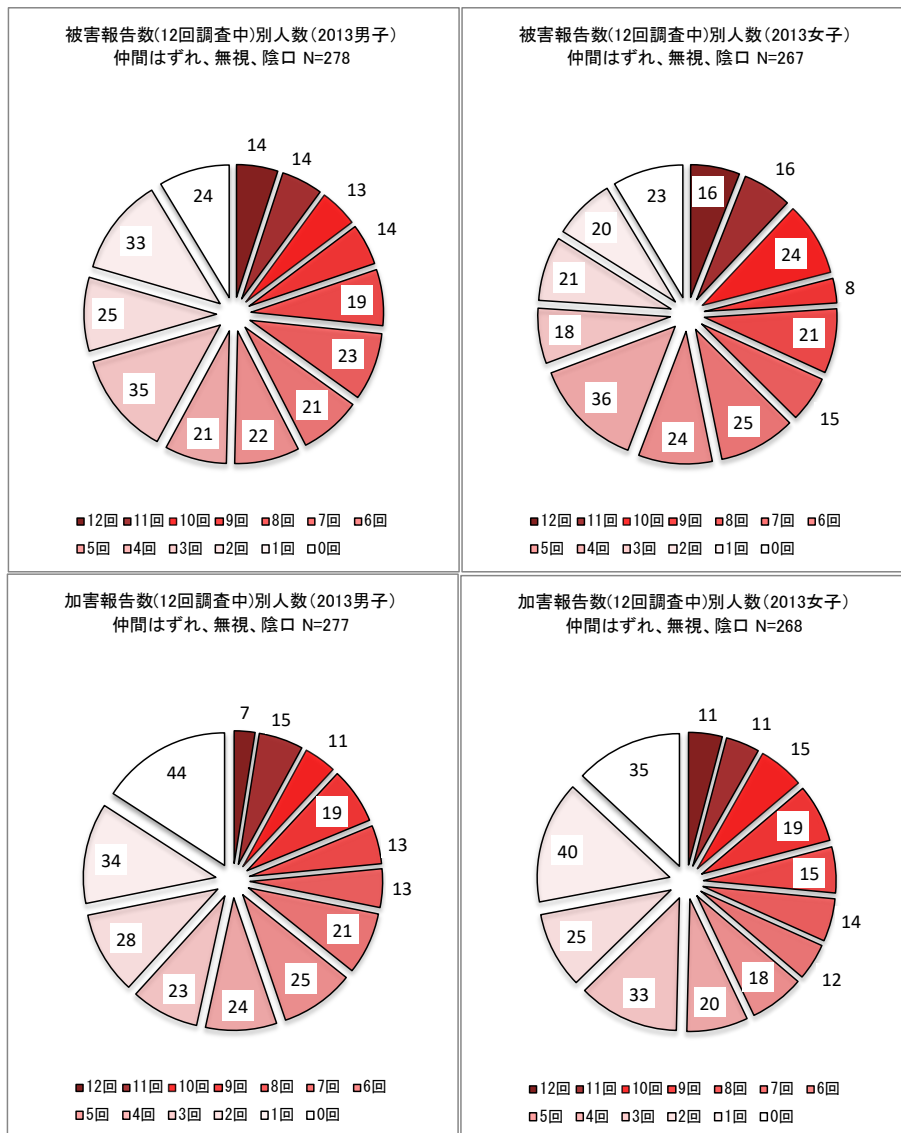


図 17 2013 年度小 4 コホートの 6 年間 12 回中の「仲間はずれ・無視・陰口」  
男女別継続・再発回数の分布（被害・加害）

1 回以上あったと答えているだけでも、いじめを一部の児童生徒の問題として片付けることができないことがわかるが、この分布からは一部の常習的な被害者（いわゆる「いじめられっ子」）の問題という見方も全面的に否定される。「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」<sup>42</sup> との指摘を、文字通りに受けとめていく必要があると言える。一方、下段の加害経験についてであるが、男子では先に触れた経験 0 回がやや多い以外では、被害経験と大差はない。女子では、それに加えて「1 回」～「3 回」と答えた者の割合もやや多くなっている。とは言え、回数の分布は男女いずれも大きく散らばっており、いじめを一部の常習的な児童生徒の問題と見るのは無理がある。

## ②「からかう、悪口」

図 18 は、2013 年度小 4 コホートについて、6 年間 12 回の調査中に「からかう、悪口」の被害経験・加害経験が「あった」と答えた回数の分布を男女別に示したものである。ま

<sup>42</sup> 文部大臣「緊急アピール」（1996 年 1 月 30 日）。

ず、被害経験であるが、「仲間はずれ・無視・陰口」について示された図 18 や図 20 と同様、男女ともに「均等割り」であるかのような分布となっている。この結果は、分析Ⅱの図 13 と図 14 で示した学年進行による被害経験率の推移において、「からかう、悪口」が男女ともに「仲間はずれ・無視・陰口」と重なり合うような値で推移していたことを考えれば不自然なことではない。

一方で、加害経験については、男女間で大きな違いが見られる。男子については、「仲間はずれ・無視・陰口」と比べた場合、経験が 0 回と答えた者の数はやや増える（44 名⇒54 名）ものの、回数の分布はやはり大きく散らばっており、似た図と言える。すなわち、男子の「からかう、悪口」については、一部の常習的な加害児童生徒の問題と言うよりも幅広い児童生徒の問題に見える。これは、分析Ⅱの図 15 で示した学年進行による加害経験率が「仲間はずれ・無視・陰口」と重なり合うように推移することを考えれば納得できよう。ところが、女子については、「仲間はずれ・無視・陰口」と比べた場合、経験が 0 回と答えた者の数が 2 倍以上に大きく増え（35 名⇒87 名）、回数の分布も大きく異なる。すなわち、加害経験があったと答えた者のほぼ半数は「1 回」もしくは「2 回」に

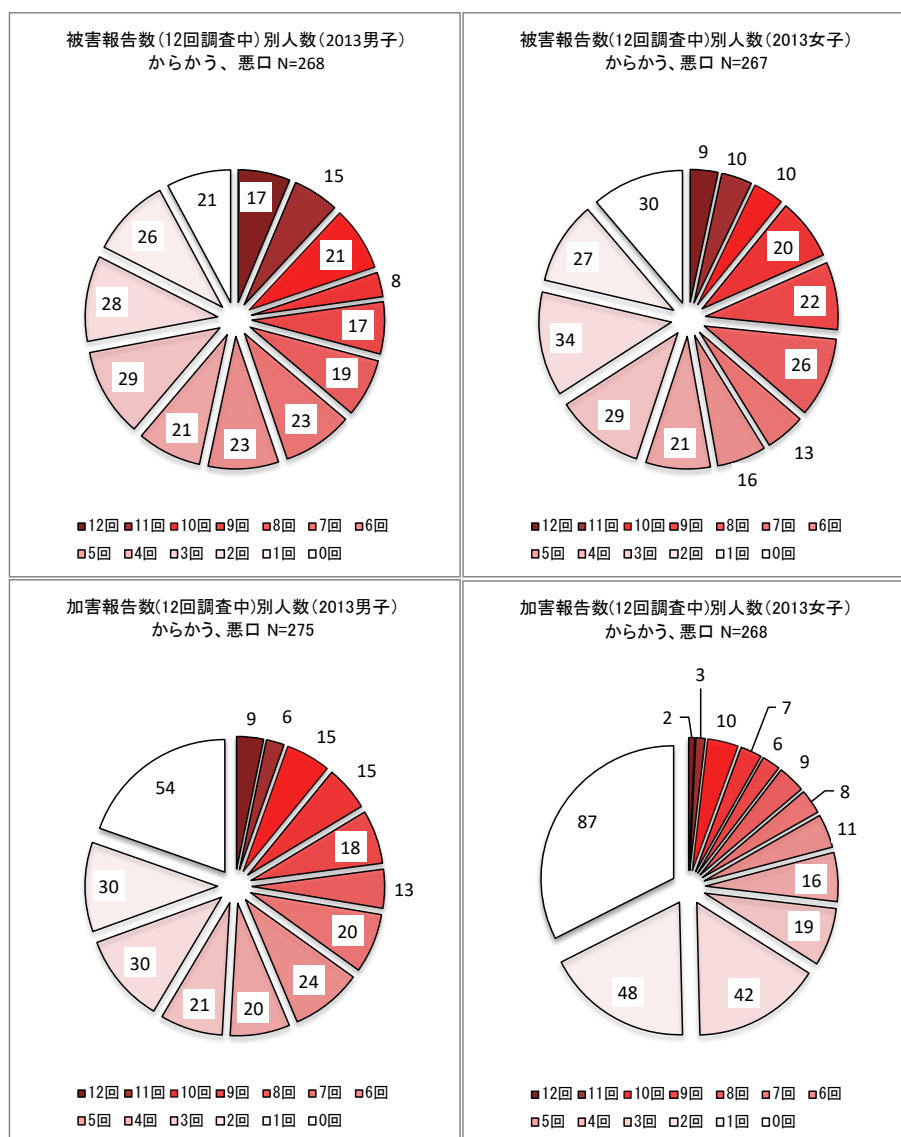


図 18 2013 年度小 4 コホートの 6 年間 12 回中の「からかう、悪口」男女別継続・再発回数分布（被害・加害）

とどまり、継続・再発の回数が多い（例えば、11回や12回、さらには9回や10回といった）常習的な経験者は54名から22名にまで減っている。要するに、積極的に加害行為に及んだと言うよりも「軽い気持ちで加わった」「巻き込まれた」者も少なくないと推察される。分析Ⅱの図16で学年進行による加害経験率が「仲間はずれ・無視・陰口」よりもかなり低い値で推移しているのも当然と思われる。

### ③「軽くぶつかる・叩く・蹴る」

図19は、2013年度小4コホートについて、6年間12回の調査中に「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の被害経験・加害経験が「あった」と答えた回数の分布を男女別に示したものである。まず、被害経験であるが、男子については、0回と答えた者の数は図20、図21で示した「仲間はずれ・無視・陰口」（24名）や「からかう、悪口」（21名）と比べてやや増える（44名）ものの、回数の分布は大きく散らばっており、似た図と言える。すなわち、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」は、一部の常習的な加害児童生徒の問題と言うよ

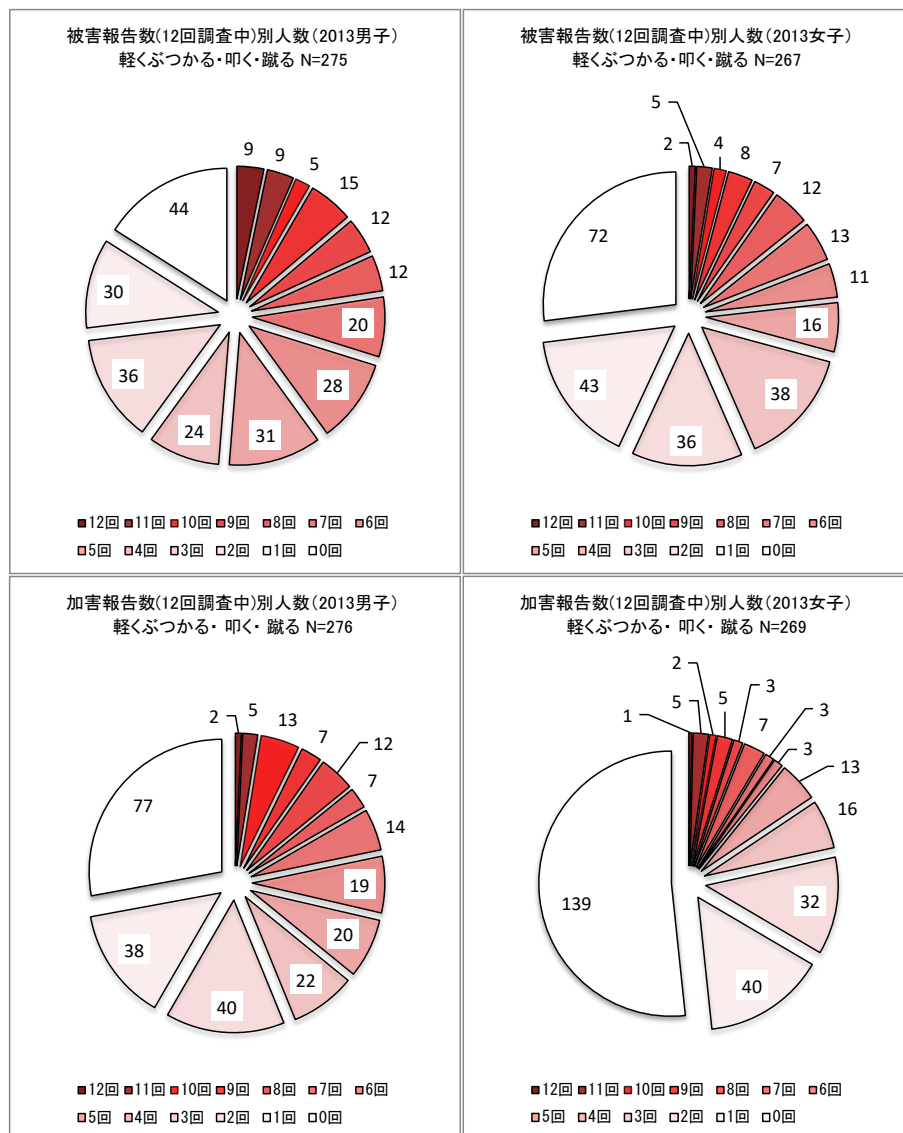


図19 2013年度小4コホートの6年間12回中の「軽くぶつかる・叩く・蹴る」男女別継続・再発回数の分布（被害・加害）

りは、幅広い児童生徒の問題に見える。これは、図 13 で示した学年進行による被害経験率が「仲間はずれ・無視・陰口」や「からかう、悪口」と比べればやや低いものの、同じように推移することからも納得できよう。ところが、女子については、0 回と答えた者の数が全体の 4 分の 1 を超え、被害経験が「あった」と答えた者の半数以上が「1 回」～「3 回」にとどまる。一方で、継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な被害経験者は 19 名で、「仲間はずれ・無視・陰口」の 64 名や「からかう、悪口」の 49 名と比べて大幅に減る。分析Ⅱの図 14 で示した学年進行による被害経験率が「仲間はずれ・無視・陰口」や「からかう、悪口」と比べて一回り低い数値で推移することも含め、誰もが巻き込まれうる可能性は残っているにせよ、被害を受けやすい児童生徒と巻き添えにされた児童生徒といった二極化の構図も視野に入れる必要がある。

次に、加害経験であるが、男子については、0 回と答えた者の数が全体の 4 分の 1 を超え、加害経験があったと答えた者の半数が「1 回」～「3 回」にとどまる。継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な加害経験者は 27 名で、「仲間はずれ・無視・陰口」の 52 名や「からかう、悪口」の 45 名と比べて大幅に減る。図 15 で示した学年進行による加害経験率が「仲間はずれ・無視・陰口」や「からかう、悪口」と比べて一回り低い数値で推移することも含め、常習的な被害経験者が相対的に少なくなることが関わっている可能性がうかがえる。また、女子については、0 回と答えた者の数が全体の半数を超え、加害経験があったと答えた者の半数が「1 回」～「2 回」にとどまる。継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な加害経験者は 13 名で、「仲間はずれ・無視・陰口」の 56 名からはもちろん、「からかう、悪口」の 22 名と比べても減る。分析Ⅱの図 16 で示した学年進行による加害経験率も「仲間はずれ・無視・陰口」はもちろんのこと、「からかう、悪口」と比べてもさらに低い数値で推移する。中心となる一部の児童生徒と、そこに巻き込まれる児童生徒といった構図も視野に入れる必要がある。

#### ④「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」

図 20 は、2013 年度小 4 コホートについて、6 年間 12 回の調査中に「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の被害経験・加害経験が「あった」と答えた回数の分布を男女別に示したものである。まず、被害経験であるが、男子については、0 回と答えた者の数が全体の 4 分の 1 弱、加害経験があったと答えた者の半数が「1 回」～「3 回」、継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な被害経験者は 23 名にとどまる。図 13 で示した学年進行による被害経験率は、「仲間はずれ・無視・陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の高水準群と比べて一回り低い数値で推移する。誰もが巻き込まれうる可能性は残っているとしても、被害を受けやすい児童生徒とその周辺で巻き添えにあった児童生徒といった構図も視野に入れる必要がある。また、女子については、0 回と答えた者の数が全体の 4 割強、被害経験があったと答えた者のうち 6 割強が「1 回」と「2 回」、継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な被害経験者は 8 名にとどまるにとどまる。図 14 では、「仲間はずれ・無視・陰口」、「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と被害経験率が順に下がり、さらに一回り低い値を示していた。かなり限られた常習的な被害経験者と運悪く「巻き添えにあった」被害経験者



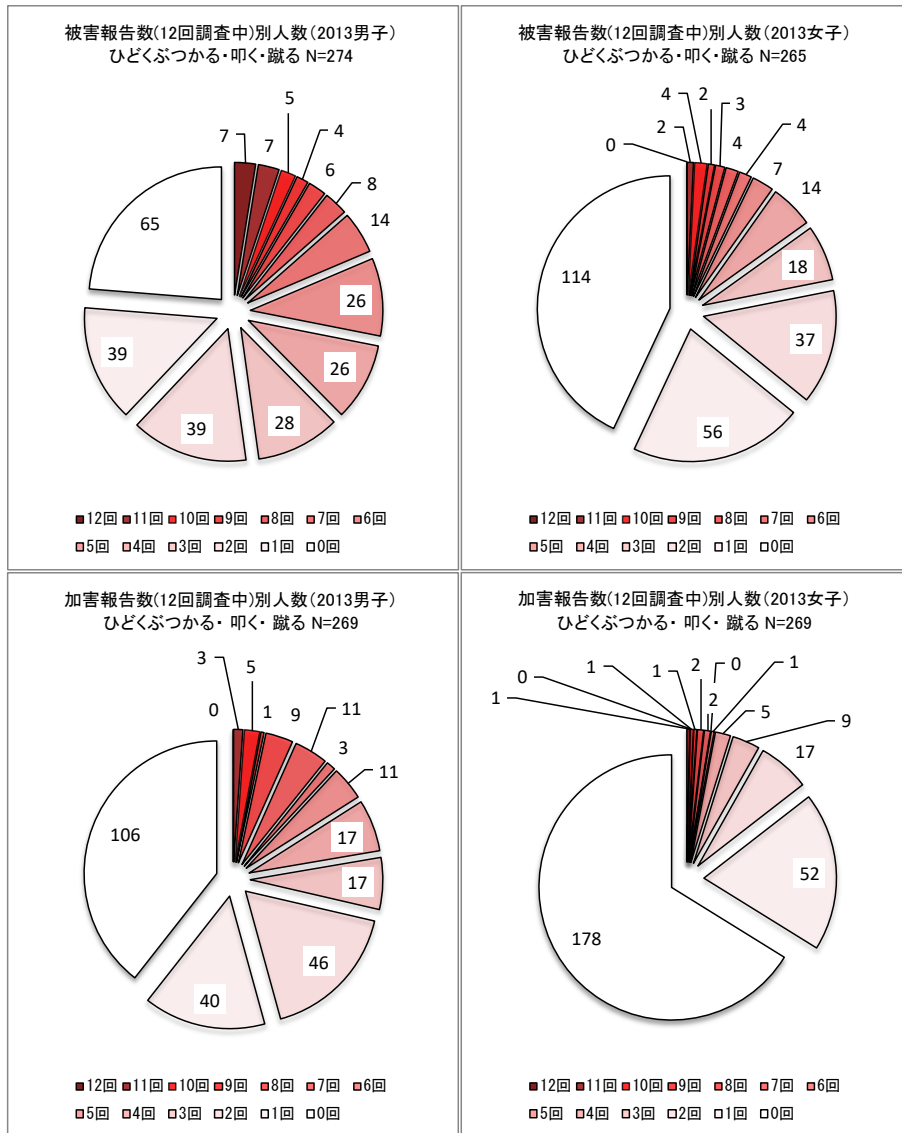


図 20 2013 年度小 4 コホートの 6 年間 12 回中の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」男女別継続・再発回数の分布 (被害・加害)

だとすれば、「どの児童生徒にも起きうる」といった表現には馴染みにくい。

一方、加害経験であるが、男子では 0 回と答えた者の数が全体の 4 割弱、加害経験があったと答えた者のうち半数以上が「1 回」と「2 回」、継続・再発の回数が多い (例えば、9 回～12 回程度の) 常習的な加害経験者は 9 名にとどまる。分析 II の図 15 において、「仲間はずれ・無視・陰口」と「からかう、悪口」、やや下がって「軽くぶつかる・叩く・蹴る」、さらに下がって「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」が続いたのも、かなり限られた数の常習的な加害経験者と時々の「巻き込まれた」加害経験者だからと考えれば納得がいく。さらに、女子では、0 回と答えた者の数が全体の 3 分の 2、加害経験があったと答えた者の 6 割近くが「1 回」のみ、継続・再発の回数が多い (例えば、9 回～12 回程度の) 常習的な加害経験者は 3 名にとどまる。図 16 においては、「仲間はずれ・無視・陰口」、「からかう、悪口」、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と加害経験率が順に下がって、さらに一回り低い値となっていた。男女いずれの場合にも、「どの児童生徒にも起きうる」といった表現には馴染みにくいと言える。



### ⑤「金銭強要、器物損壊」

図 21 は、2013 年度小 4 コホートについて、6 年間 12 回の調査中に「金銭強要、器物損壊」の被害経験・加害経験が「あった」と答えた回数分布を男女別に示したものである。まず、被害経験であるが、男子については、0 回と答えた者の数が全体の 4 割強、被害経験があったと答えた者の半数が「1 回」か「2 回」にとどまり、継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な被害経験者は 6 名にとどまる。女子については、0 回と答えた者の数が全体の半数強、被害経験があったと答えた者の 7 割弱が「1 回」か「2 回」にとどまり、継続・再発の回数が多い（例えば、9 回～12 回程度の）常習的な被害経験者は 3 名にとどまる。分析Ⅱの図 13 や図 14 で示した学年進行による被害経験率は、男子では「仲間はずれ・無視・陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」を下回る数値で推移し、女子では中学校段階で減少する「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」と同水準の低さを示していた。その内訳が、ごく限られた数の常習的な被害経験者と時々「巻き添えにあった」被害経験者であると考えると納得がいく。

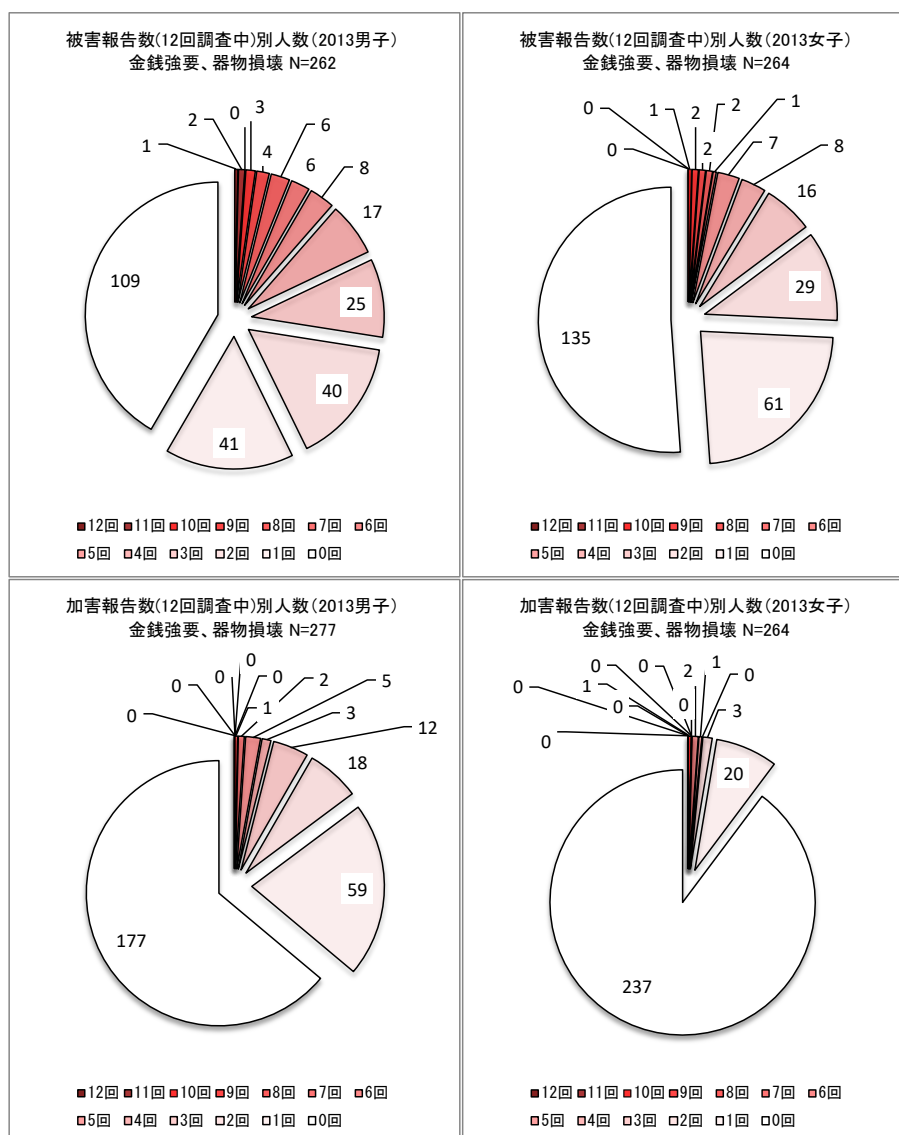


図 21 2013 年度小 4 コホートの 6 年間 12 回中の「金銭強要、器物損壊」男女別継続・再発回数分布（被害・加害）

一方、加害経験であるが、男子では0回と答えた者の数が全体の3分の2弱、加害経験があったと答えた者のうち6割弱が「1回」ととどまり、継続・再発の回数が多い（例えば、9回～12回程度）常習的な加害経験者は0名である。女子では、0回と答えた者の数が全体の9割弱、加害経験があったと答えた者の4分の3弱が「1回」ととどまり、継続・再発の回数が多い（例えば、9回～12回程度）常習的な加害経験者は1名である。分析Ⅱの図15においても図16においても、「仲間はずれ・無視・陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」とはかけ離れた低い加害経験率を示すのも納得がいく。「どの子供にも起こり揺る」という表現は、この態様には当てはまらない。

### ⑥「パソコン、携帯」

図22は、2013年度小4コホートについて、6年間12回の調査中に「パソコン、携帯」の被害経験・加害経験が「あった」と答えた回数の分布を男女別に示したものである。まず、被害経験であるが、男子については、0回と答えた者の数が全体の6割強、被害経験

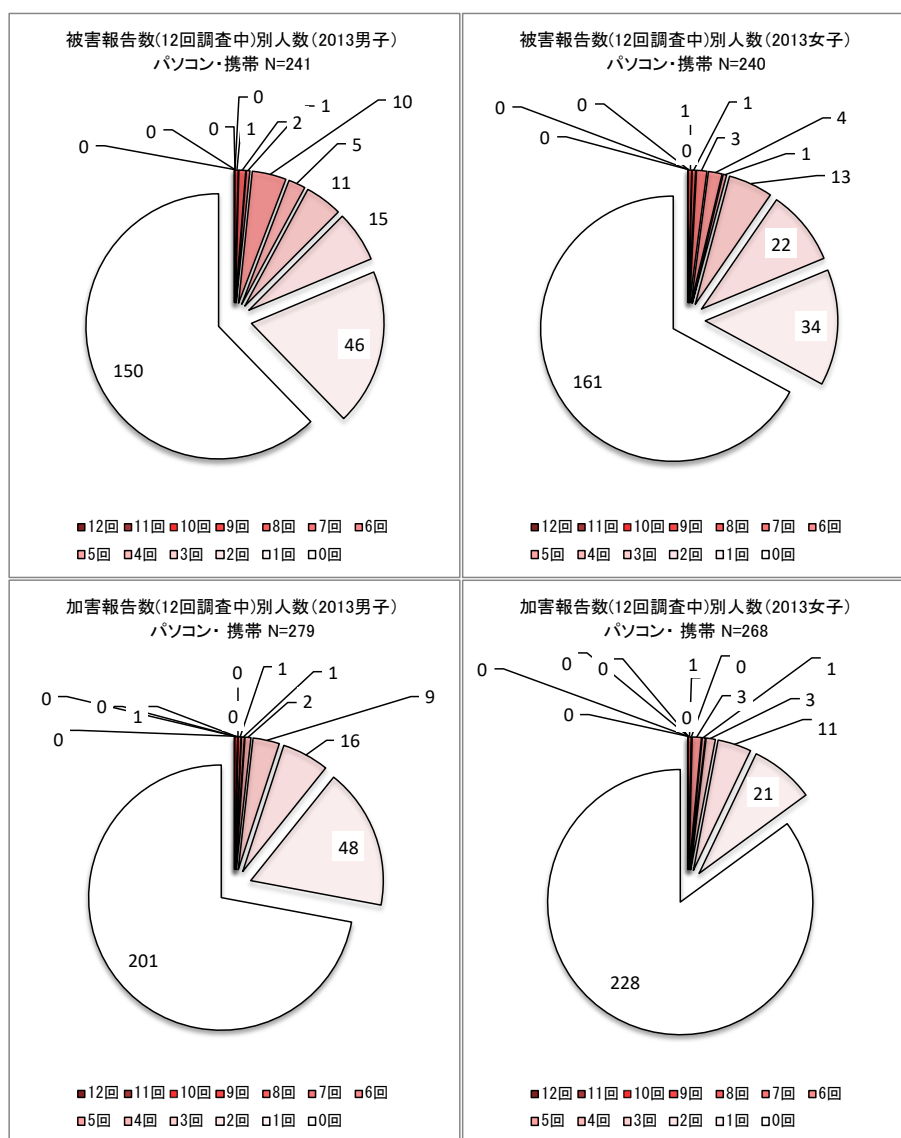


図22 2013年度小4コホートの6年間12回中の「パソコン・携帯」男女別継続・再発回数の分布（被害・加害）

があったと答えた者の半数が「1回」、継続・再発の回数が多い（例えば、9回～12回程度の）常習的な被害経験者は0名である。女子については、0回と答えた者の数が全体の3分の2強、被害経験があったと答えた者の7割が「1回」か「2回」にとどまり、継続・再発の回数が多い（例えば、9回～12回程度の）常習的な被害経験者は0名である。分析Ⅱの図13～図16で示した学年進行による被害や加害の経験率では、最も低い数値で推移し、中学校でやや増加するにとどまっていた。被害経験者はそれなりの割合になるとは言え、回数的には多いわけではない。加害経験となるとさらに限られており、数回の継続・再発が一部の児童生徒に見られるという状況である。

### （3）分析Ⅲのまとめ

男女別、態様別に、被害経験と加害経験の継続・再発率を見てきた。先に紹介した「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という指摘は、被害経験について語るのか、加害経験について語るのかによって、また男子と女子のいずれを問題にするのか、そして、どの態様のいじめを念頭に置くのかにより、正しくもあり、間違いでもある。以下、要点を整理しておきたい。

- ・「仲間はずれ・無視・陰口」：男子であれ女子であれ、そして被害についても加害についても、誰もが経験する可能性は高い。被害経験に関しては（加害に及んでくる）相手次第で誰もが被害者になり得る。また、加害経験者が多いということは被害を受ける可能性も増えることを意味する。それゆえに、この態様の被害経験は誰もが経験することになりやすいと考えられる。一方、加害経験に関しては、行為に及ぶかどうかは自分次第という側面が大きい。とは言え、みんなが行っていれば加わりやすくなるし、積極的に加害行為に及ばない場合でも、気がついたら巻き込まれていたということも起こりやすい。それゆえに、この態様の加害経験も誰もが経験することになりやすいと考えられる。
- ・「からかう、悪口」：被害については、男子であれ女子であれ、誰もが経験する可能性は高く、「仲間はずれ・無視・陰口」と同程度と考えられる。加害については、男子は「仲間はずれ・無視・陰口」と同程度の可能性と考えられるが、女子の場合には経験しなくても済む、もしくはある時期のみの経験で済む可能性が男子よりは高い。
- ・「軽くぶつかる・叩く・蹴る」：被害については、男子であれ女子であれ、誰もが経験する可能性は高いものの、女子の場合には経験しなくても済む、もしくは限られた時期のみの経験で済む可能性が男子よりは高い。加害については、男子の場合でも経験しなくても済む、もしくは限られた時期のみの経験で済む可能性があり、女子の場合には男子よりもその可能性が一層高い。
- ・「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」：被害については、男子の場合には（加害に及ぶ）相手次第では誰もが経験する可能性は残っているものの、経験しなくても済む、もしくはある時期のみの経験で済む可能性が高い。女子の場合には、その可能性がより一層高い。加害については、経験しなくても済む、もしくはある時期のみの経験で済む可能性が高く、女子は男子よりその可能性が一層高い。
- ・「金銭強要、器物損壊」：被害については、何度も繰り返し被害に遭うことは、男女ともにまれであり、（加害に及んでくる）相手次第では誰もが経験する可能性は残っている

ものの、経験しないですむ、もしくはある時期のみの経験で済む可能性が高い。加害については、男子では経験しないですむ、もしくは一時期のみの経験で済む可能性が高く、女子ではその可能性が一層高い。

- ・「パソコン、携帯」：被害・加害ともに、また男女ともに、繰り返し経験することはまれである。この調査時点では、小中学校という義務教育段階の児童生徒に携帯電話が普及していないことも大きいものと思われる。

## 7. 分析Ⅳ：継続・再発回数別の経験時期（学年）の分布から見た態様間の類似点・相違点

分析Ⅲでは、被害経験と加害経験の継続・再発状況を、男女別に6つの態様について見ていくことで、いじめの態様間の類似点や相違点を確認した。特に、いじめの特徴とされる「誰にでも起こりうる」という点を中心に、当てはまるかどうかを見てきた。

ただし、同じ継続・再発回数の児童生徒であっても、その経験時期までが同じとは限らない。継続・再発回数が0回の者については、小学校4年生の6月から中学校3年生の11月までの全ての回において経験がなかったことを意味するし、継続・再発の回数が多い（例えば、9回～12回程度の）常習的な経験者の場合には、そのほとんどの回において経験があったと考えられる。しかし、例えば6回という場合には、小学校の4年生から6年生の3年間に集中している場合と中学校の1年生から3年生までの3年間に集中している場合とでは、意味合いが変わってくる。いじめの態様による類似点と相違点を判断する上で、継続・再発の回数だけではなく、その時期がどのように分布（もしくは集中）しているのかについても確認しておく必要がある。

### （1）被害経験・加害経験の継続・再発回数別の経験時期

表7は、2013年度小4コホートについて、「仲間はずれ・無視・陰口」の被害経験の継続・再発回数とその経験時期との男女別クロス表である。分析Ⅲで図示した値についても、参考までに表の右端に示してある。しかしながら、この表から直接に傾向を読み取ること

表7 2013年度小学4年生の6年間12回中の「仲間はずれ、無視、陰口」継続・再発回数別の経験時期別出現数（被害経験、男女別：上段男子、下段女子）

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	回数別人数
12回	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
11回	12	13	13	13	12	12	13	13	14	14	12	13	14
10回	11	10	13	12	12	10	10	11	11	13	9	8	13
9回	10	9	11	12	13	11	12	13	9	10	10	6	14
8回	15	12	13	12	17	16	12	11	10	15	10	9	19
7回	17	16	15	19	13	16	12	14	12	13	7	7	23
6回	10	14	14	13	16	11	10	6	10	10	6	6	21
5回	11	14	15	9	12	9	9	9	5	6	7	4	22
4回	13	11	13	10	6	6	4	8	5	3	2	3	21
3回	16	14	15	12	16	10	5	3	3	3	3	5	35
2回	13	8	10	5	3	1	1	0	3	1	3	2	25
1回	8	5	7	3	4	2	0	2	1	1	0	0	33
0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
計	150	140	153	134	138	118	102	104	97	103	83	77	278
継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	回数別人数
12回	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
11回	12	11	16	16	16	16	15	13	16	15	16	14	16
10回	21	20	24	23	18	20	21	21	23	19	15	15	24
9回	6	4	7	5	8	7	6	7	6	6	5	5	8
8回	13	15	16	15	17	19	15	11	15	17	7	8	21
7回	10	8	13	11	10	9	10	8	7	5	7	7	15
6回	13	16	15	13	15	17	7	12	12	13	8	9	25
5回	20	15	16	11	15	9	3	7	8	9	5	2	24
4回	13	20	20	17	9	14	4	9	12	11	11	4	36
3回	7	6	7	5	4	3	2	6	3	5	4	2	18
2回	5	3	7	5	2	5	4	3	2	3	2	1	21
1回	3	2	1	3	3	2	0	1	2	2	0	1	20
0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
計	139	136	158	140	133	137	103	114	122	121	96	84	267

は容易ではなく、ましてや6つの態様についての比較を行うことは非常に難しい作業となる。そこで、このような表に基づき、加害経験とともに、6態様全てについて図示したのが以下の図23～図28である<sup>43</sup>。

①「仲間はずれ、無視、陰口」

図23から読み取れることを、以下に記していく。

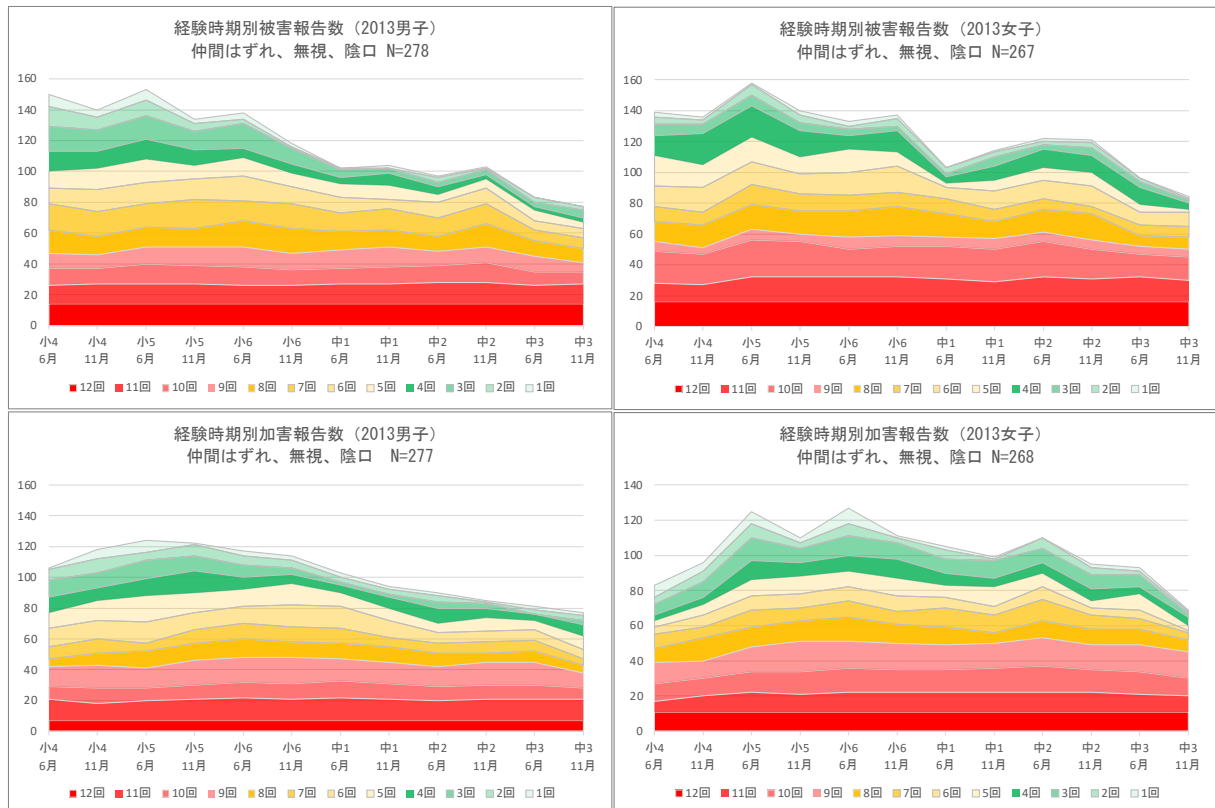


図23 2013年度小学4年生の6年間12回中の「仲間はずれ、無視、陰口」  
 継続・再発回数別の経験時期別出現数（被害・加害経験、男女別）

- ・常習的経験者（継続・再発の回数が、9回～12回）については、当然のことながらどの時期にも満遍なく散らばっている。被害・加害、男女を問わず、50名を超える経験者数である（分析Ⅲの図17からわかるとおり、男子被害55名、女子被害64名、男子加害52名、女子加害56名）。強いて言えば、小4の6月と11月、中3の11月がやや少ない。
- ・準常習的経験者（継続・再発の回数が、5回～8回）についても、人数が多く（男子被害85名、女子被害85名、男子加害72名、女子加害59名）、かなり満遍なく散らばっている印象を受ける。その中で、男子の被害経験では、小6の6月を最後に中3の11月にむけ、途中で一時的な増加もありながら、減っていく。女子の被害経験でも、中1の6月にやや大きく減らした後、多少の増加がありつつも、中3には減る。男子の加害経験では、小5の6月、小6の11月をピークに減少傾向を示すものの、被害経験ほど大きく減るわけではない。女子の加害経験は、小4の6月は少なく、小5や小6でわずかに増え、横ばいで中3の11月にはやや減る。男子よりも変化の幅は小さい。

<sup>43</sup> 図の基となる表7に相当する表は、巻末に示す。

- ・非常習的経験者（継続・再発の回数が、1回～4回）については、男子の被害経験では小4から中1の6月に向けて減少し、その後はほぼ横ばいになる。女子の被害経験では中1の6月にはやや大きく減るが、その後やや増えた値で横ばいとなる。いずれも中3では一回り減る。男子の加害経験では、被害経験と同様、中1の6月まで減らすものの、増減しつつの横ばい状態である。女子の加害経験については、小5の6月と小6の6月のピークを除くとほぼ横ばいで、小4の6月と11月、中3の11月がやや少ない。ちなみに、男子被害114名、女子被害95名、男子加害109名、女子加害118名である。
- ・この態様のいじめについては、常に被害を受ける者や積極的に加害行為に及ぶ者（常習的経験者）の数が多く、時期もほとんど選ばない。一方、それに準じるように、巻き添え(?)で被害を受ける者や一緒に行為に加わる者（準常習的経験者）の数も少なくはないものの、中学生になっていく過程で多少の減少も見られる。そして、なんとなく被害に巻き込まれたような者、なんとなく加わったような者（非常習的経験者）であるが、男子では中学時代に減少する傾向がやや強いものの、女子ではそこまでの差は見られず、中学校時代も広くくすぶり続ける。

## ②「からかう、悪口」

図24から読み取れることを、以下に記していく。

- ・常習的経験者（継続・再発の回数が、9回～12回）については、女子加害がやや少なめではあるものの人数も多く（分析Ⅲの図18からわかるとおり、男子被害61名、女子被害49名、男子加害45名、女子加害22名）、当然のことながら、被害・加害、男女を問わず、どの時期にも満遍なく散らばっている。強いて言えば、小4の6月と11月、中3の11月がやや少なく、残りの時期には多少の増減が不規則に見られる。
- ・準常習的経験者（継続・再発の回数が、5回～8回）についても、女子加害がやや少なめではあるものの人数は多く（男子被害82名、女子被害77名、男子加害75名、女子加害34名）、かなり満遍なく散らばっている印象を受ける。その中で、男子の被害経験では、小5の6月をピークに中3の6月・11月にむけ、多少の増減を繰り返しながらゆるやかに減っていく。女子の被害経験についても、中1の6月を最後に中3にむけ、一時的な増加もありつつ、減っていく。男子の加害経験では、小6の6月をピークにゆるやかな減少傾向を示すも、中2の11月にやや増加し、その後再び減少傾向となる。女子の加害経験では、他より人数も少なく、ゆるやかな増減は見られるがほぼ横ばい状態である。
- ・非常習的経験者（継続・再発の回数が、1回～4回）については、やはり人数は多く（男子被害104名、女子被害111名、男子加害101名、女子加害125名）、男子の被害経験では小6の6月を最後にゆるやかな減少傾向を示し、中学校時代には多少の増減はあっても横ばい状態である。女子の被害経験では、小5の6月をピークに中3の11月にむけてゆるやかな減少傾向を示すものの、中2の6月と中3の6月にやや増える。男子の加害経験では小6の6月を最後にゆるやかな減少傾向を示し、ほぼ横ばいとなる。女子の加害経験では、男子ほど小学校時代と中学校時代の差はなく、ゆるやかな増減を伴う横ばい状態である。



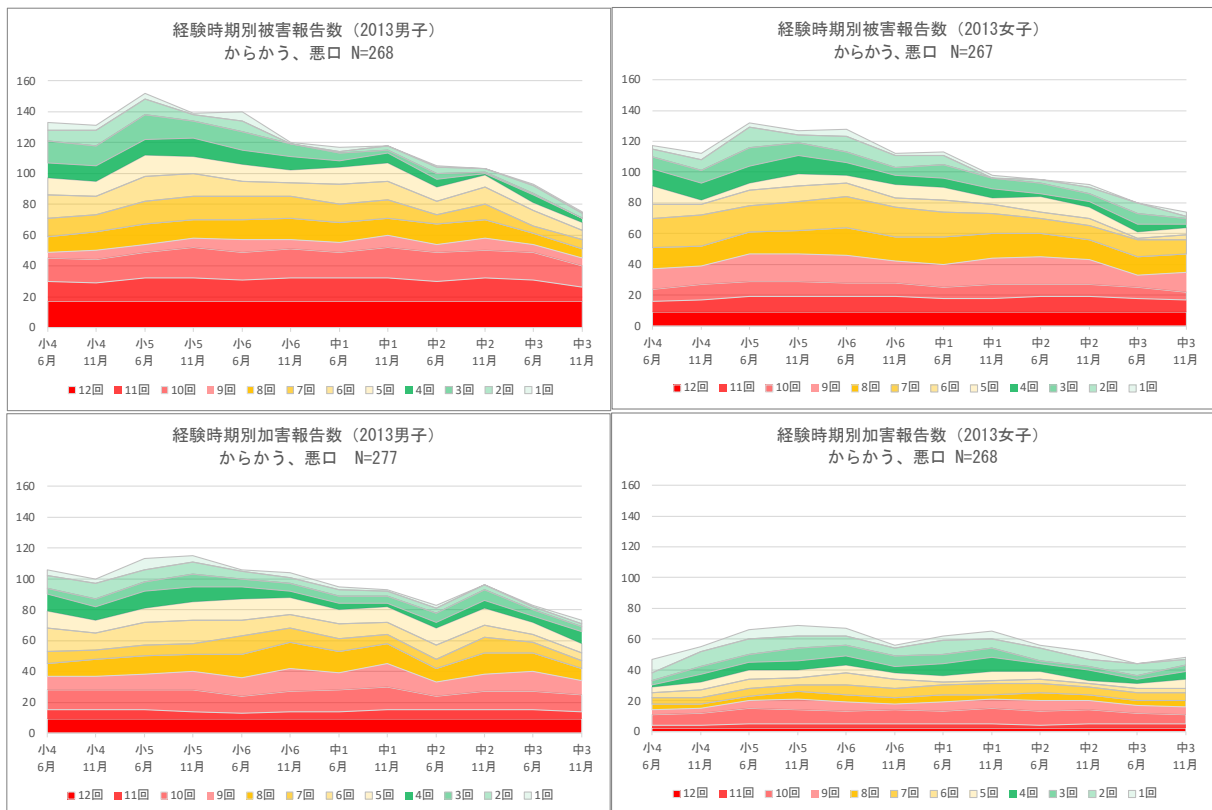


図 24 2013 年度小学 4 年生の 6 年間 12 回中の「からかう、悪口」  
 継続・再発回数別の経験時期別出現数（被害・加害経験、男女別）

- ・この態様のいじめについては、常に被害を受ける者の数は男女ともに多く、時期もほとんど選ばない。一方で、積極的に加害行為に及ぶ者については、男子では多いものの、女子ではかなり減る。男女ともに時期は選ばない。また、それに準ずるように巻き添えで被害を受ける者の数も男女ともに少なくはないが、一緒になって加害行為に加わる者は男子では多いものの、女子では少なくなる。女子の加害を除けば、数が多い分、中学校で多少なりとも減っていく。そして、なんとなく巻き込まれたような者、なんとなく加わったような者は、男女ともに多い。女子の加害を除けば、中学時代には減っていく。

### ③「軽くぶつかる・叩く・蹴る」

図 25 から読み取れることを、以下に記していく。

- ・常習的経験者（継続・再発の回数が、9 回～12 回）については、かなり数は減るものの（分析Ⅲの図 19 からわかるとおり、男子被害 38 名、女子被害 19 名、男子加害 27 名、女子加害 13 名）、当然のことながら、被害・加害、男女を問わず、どの時期にも満遍なく散らばっている。強いて言えば、小 4 の 6 月や中 3 の 11 月がやや少なく、残りの時期にはゆるやかな増減が見られる。
- ・準常習的経験者（継続・再発の回数が、5 回～8 回）についても、やや数は減るものの（図 19 からわかるとおり、男子被害 72 名、女子被害 43 名、男子加害 52 名、女子加害 16 名）、かなり満遍なく散らばっている印象を受ける。男子の被害経験では、中 3 でこそやや減るものの、ほぼ横ばいである。女子の被害経験は中 2 の 6 月から中 3 の 11 月にかけてやや減少するが、その多くは継続・再発回数が 5 回や 6 回の者であり、7 回



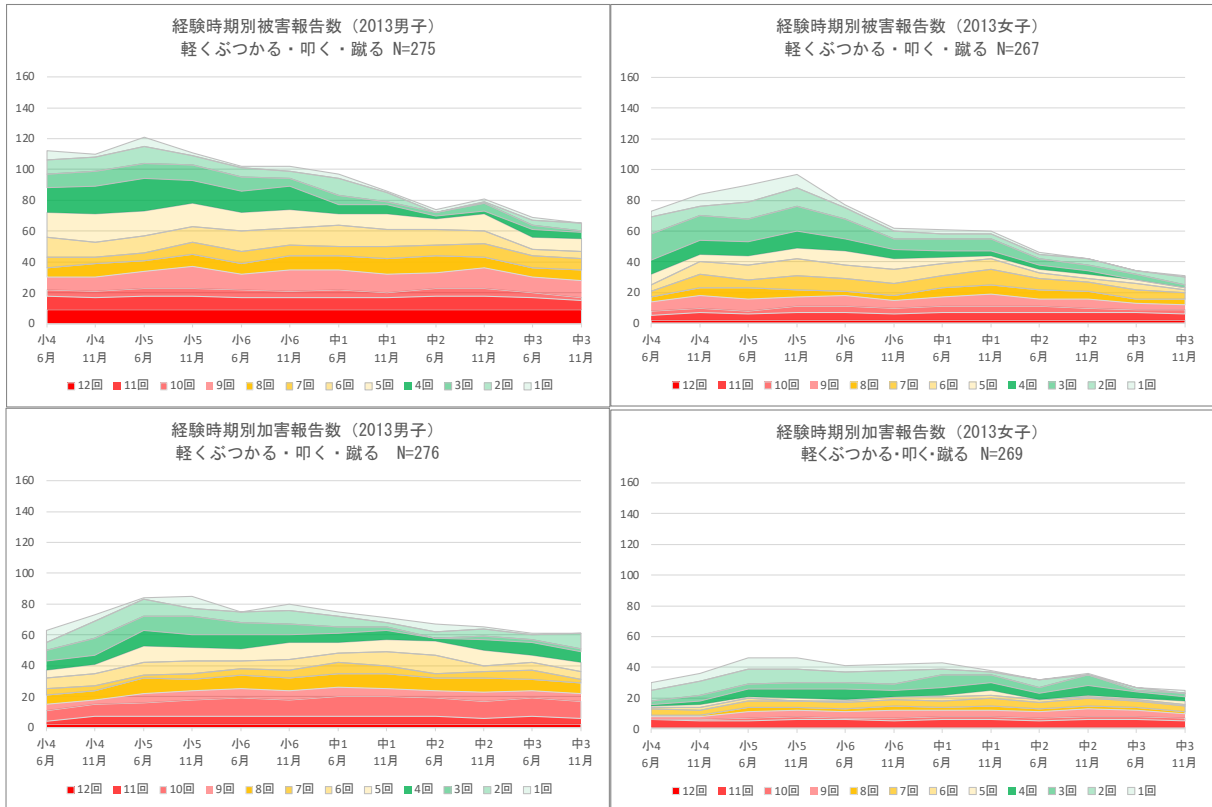


図 25 2013 年度小学 4 年生の 6 年間 12 回中の「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の継続・再発回数別の経験時期別出現数（被害・加害経験、男女別）

や 8 回は横ばいである。男子の加害経験は、小 4 から中 2 の 6 月までゆるやかに増加し、中 3 にかけて減少する。女子の加害経験では、継続・再発の回数が 7 回や 8 回の者だけでほぼ横ばいが続くが、数少ない 5 回や 6 回の経験者が中 1 に集中した分、そこで一時的に増えている。

- ・非常習的経験者（継続・再発の回数が、1 回～4 回）については、やはり人数は多く（男子被害 121 名、女子被害 133 名、男子加害 120 名、女子加害 101 名）、男子の被害経験では小 5 の 6 月をピークに中 2 の 6 月まで減少、その後わずかに増加する。女子の被害経験でも小 5 の 11 月をピークに中 3 まで減少する。男女ともに、小学校時代に経験した者は中学校時代にほとんど経験しないことになる。男子の加害経験も被害経験とほぼ同様の分布で、小 4 の 11 月から小 5 の 11 月をピークに中 2 の 6 月まで減少、その後やや増加する。女子の加害経験は、小 5 から中 1 の 6 月くらいまで横ばい状態、その後ゆるやかに減少する。
- ・この態様の特徴は、継続・再発の回数が少ない者（1 回～6 回）は中学時代よりも小学校時代に経験する割合が、被害ではかなり高く、加害でもやや高いことである。言い換えれば、「なんとなく」被害にあったり「つられて」加害に及んだりするという経験を小学校時代に済ませた児童生徒の割合が、「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」と比べてやや高いと想像できよう。その背景にあるのは、わざとぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする行為が「いけないこと」「悪いこと」という認識が、年齢とともにできあがってくるためと推察される。悪いと分かった上でも確信犯的に行う児童生徒がそれなりに存在し続ける一方で、行為をやめる児童生徒が「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」よりも出やすいものと思われる。

#### ④「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」

図 26 から読み取れることを、以下に記していく

- ・常習的経験者（継続・再発の回数が、9 回～12 回）については、当然のことながら、被害・加害、男女を問わず、どの時期にも満遍なく散らばっている。ただし、分析Ⅲの図 20 からわかるとおり、男子の被害経験を除けば限られた人数にとどまる（男子被害 23 名、女子被害 8 名、男子加害 9 名、女子加害 3 名）。
- ・準常習的経験者（継続・再発の回数が、5 回～8 回）についても、かなり減りはするものの（男子被害 54 名、女子被害 18 名、男子加害 34 名、女子加害 5 名）、時期は満遍なく散らばっている印象を受ける。男子の被害経験では、中 3 でやや減るものの、ほぼ横ばいである。女子の被害経験も、該当する人数が少ないこともあるが、多少の増減はありつつもほぼ横ばいと言える。男子の加害経験では、小 4 から小 5 で増えてそのまま横ばいとなる。女子の加害経験はごく限られた人数での横ばいで、中 3 の 11 月には 0 名となる。
- ・非常習的経験者（継続・再発の回数が、1 回～4 回）については、常習的・準常習的経験者ほど人数が大きく減ることはない（男子被害 132 名、女子被害 125 名、男子加害 120 名、女子加害 83 名）。そして、被害経験は男女を問わず、小学校時代に大きく偏っている。男子は小 5 の 6 月のピークから小 6 の 11 月にかけて減少し、中 1 の 11 月にもやや減って後は横ばい状態となり、女子は小 5 の 6 月から中 2 の 6 月にかけて減少し、その後はやや増加するも横ばい。加害経験は、男子では小 5 の 6 月をピークに小 6 の 6 月まで減少、11 月にやや増加した後、中 3 の 6 月にかけてゆるやかに減少し、中

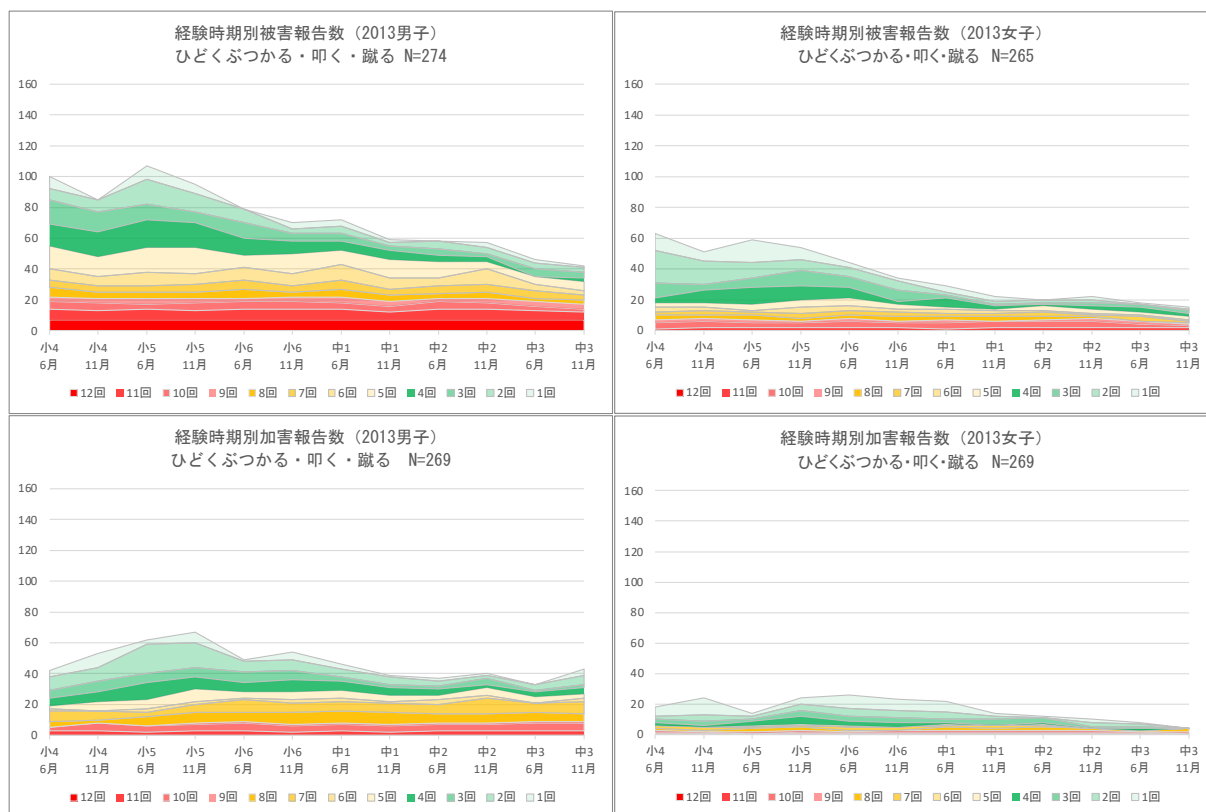


図 26 2013 年度小学 4 年生の 6 年間 12 回中の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」継続・再発回数別の経験時期別出現数（被害・加害経験、男女別）

3の11月でやや増える。女子は、小5の6月の一時的な減少を除けば小学校では横ばい、中1の11月からは「1回」「2回」の経験者が数名にまで減って横ばい、中3の11月には0名となる。

- この態様の特徴は、加害経験について言えば、男子では常習的经验者の数が「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」からはもちろん、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と比べても大きく減ること、代わりに準常習的经验者がこうした行為を支えるかのよう  
に中学校時代まで満遍なく存在する。女子も傾向は同様だが、数的にはかなり限られている。一方、被害経験については、男子では「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と比べ、「9回」「10回」が減ること、準常習的经验者は大きくは減らず、中学校時代まで被害を受け続ける。女子も同傾向だが、数的にはかなり限られる。そんな中で目立つのは、小学校時代の非常習的经验者の数である。男子の被害と加害、女子の被害に共通しており、女子の加害についてもややゆるやかではあるがやはり小学校時代の非常習的经验者は多い。要するに、「なんとなく」被害にあったり加害に及んだりするという経験は、多くは小学校時代に済ませ、比較的コアな児童生徒が中学校時代まで継続する。これは、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」以上に、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」という行為は「いけないこと」「悪いこと」という認識が広がっていくためと推察される。

### ⑤「金銭強要、器物損壊」

図27から読み取れることを、以下に記していく

- 常習的经验者（継続・再発の回数が、9回～12回）については、当然のことながら、

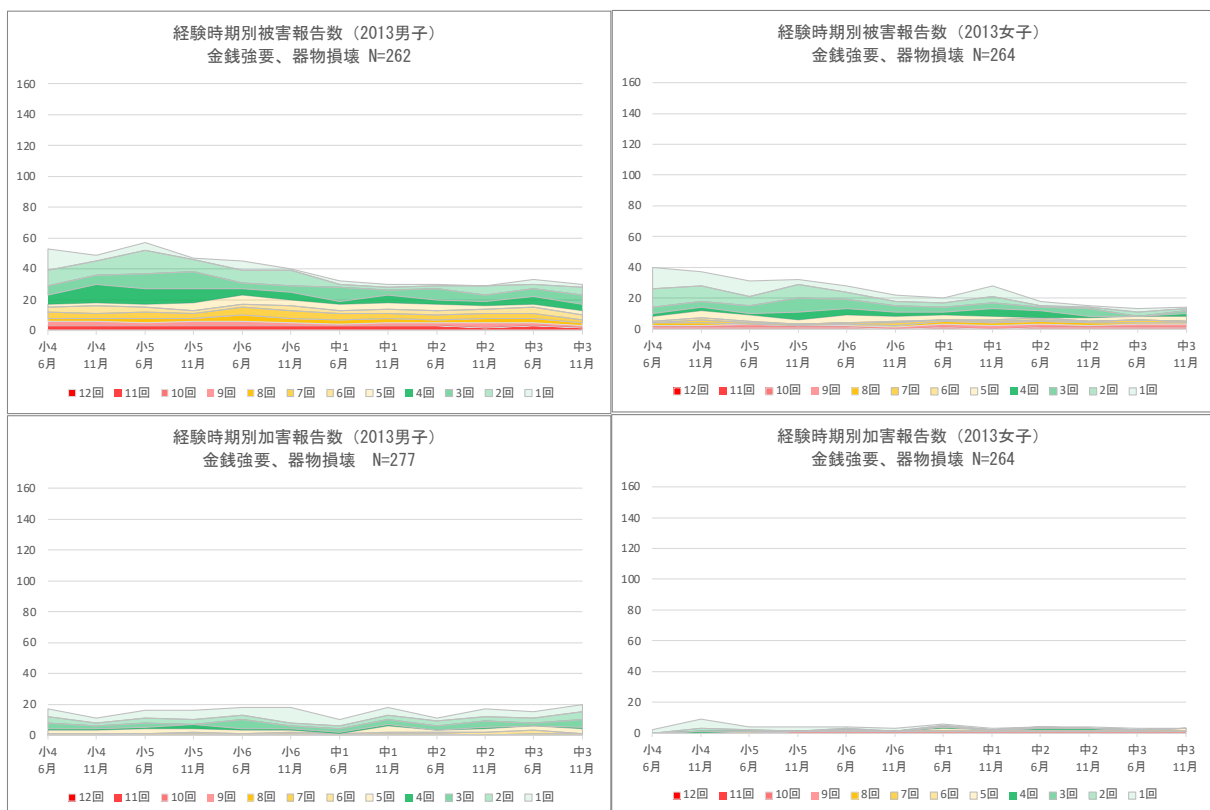


図27 2013年度小学4年生の6年間12回中の「金銭強要、器物損壊」継続・再発回数別期の経験時期別出現数（被害・加害経験、男女別）

被害・加害、男女を問わず、どの時期にも満遍なく散らばっている。ただし、人数はいずれも限られている（分析Ⅲの図 21 からわかるとおり、男子被害 6 名、女子被害 3 名、男子加害 0 名、女子加害 1 名）。

- ・準常習的経験者（継続・再発の回数が、5 回～8 回）についても、かなり満遍なく散らばっている印象を受けるが、やはり人数は限られている（男子被害 24 名、女子被害 12 名、男子加害 8 名、女子加害 2 名）。いずれも横ばいとなる。
- ・非常習的経験者（継続・再発の回数が、1 回～4 回）については、女子加害を除けば、かなりの人数となる（男子被害 123 名、女子被害 114 名、男子加害 92 名、女子加害 24 名）。被害経験は、男女を問わず、小学校時代に大きく偏っている。男子では小 5 の 6 月をピークに中 1 の 11 月にかけて減少し、その後は横ばい。女子では小 4 から中 1 の 6 月にかけて減少し、11 月には上昇、その後は減少する。加害経験については、男女ともに横ばいである。
- ・この態様の特徴は、被害・加害を問わず、経験者の数が少ないことである。そして、常習的経験者や準常習的経験者は、被害・加害、男女問わずほぼ横ばいだが、非常習的な被害経験者については男女ともに小学校時代に偏りが見られる。年齢が上がるとともに、お金を盗ったり、物を壊したりという行為は「いけないこと」「悪いこと」という意識が定着するからと思われる。なお、女子の加害が少ない割に被害が多いのは、小学校時代には男子の加害児童が男子だけでなく女子にも危害を加えるからであろう。

## ⑥ 「パソコン・携帯」

図 28 から読み取れることを、以下に記していく。

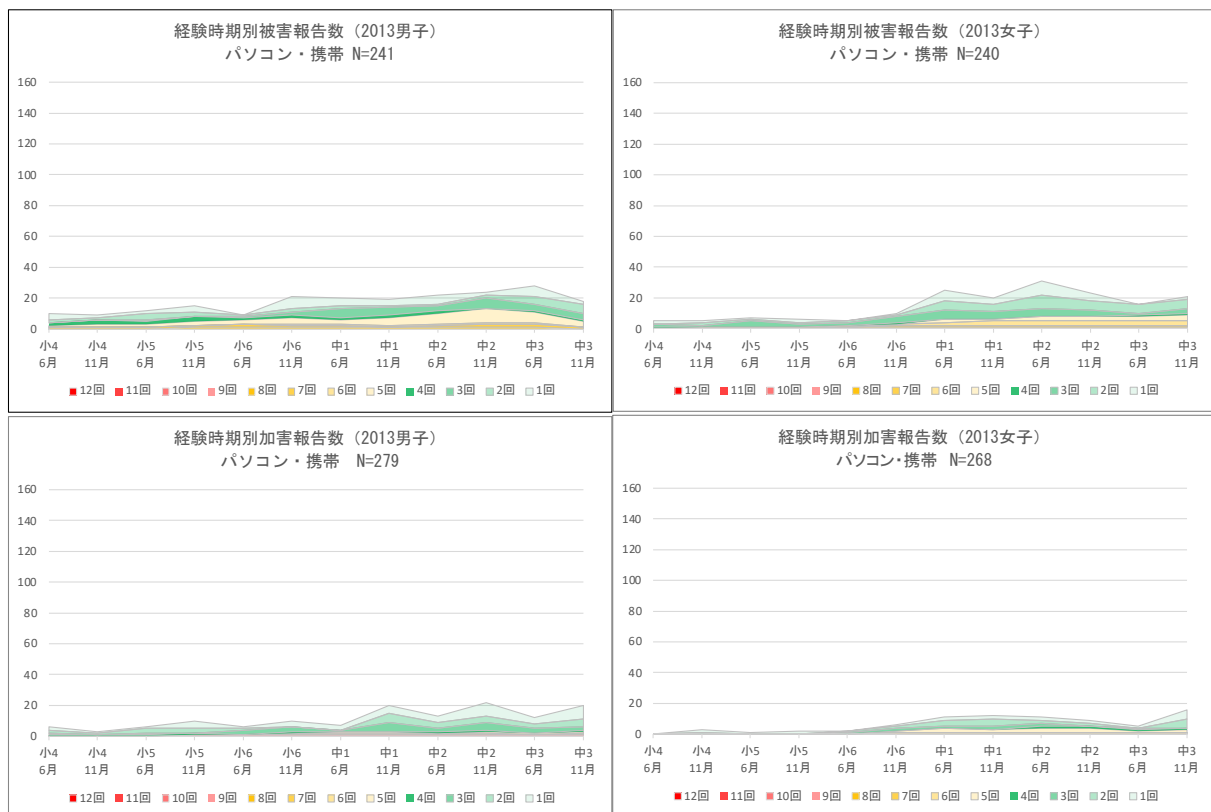


図 28 2013 年度小学 4 年生の 6 年間 12 回中の「パソコン・携帯」継続・再発回数別の経験時期別出現数（被害・加害経験、男女別）

- ・常習的経験者（継続・再発の回数が、9回～12回）については、男子の加害経験に「9回」が1名いるのみであり、小5の11月から中3の11月まで続く。
- ・準常習的経験者（継続・再発の回数が、5回～8回）については、被害経験は男女ともにそれなりの数（14名と9名）はいるものの、いずれも中学校時代に偏っている。加害経験はそれよりも少なく男子で2名、女子で4名にとどまり、女子の1名を除けば小6の11月以降に偏っている。
- ・非常習的経験者（継続・再発の回数が、1回～4回）については、かなりの人数がいるものの（男子被害77名、女子被害70名、男子加害75名、女子加害36名）、被害・加害、男女を問わず、中学校時代に偏っている。男子の被害経験では小6の11月、女子の被害経験では中1の6月、男子の加害経験は中1の11月、女子の加害経験は中1の6月から増える。
- ・この態様の特徴は、被害・加害、男女を問わず、経験者の数が少ないこと、そして、6つの態様の中で、唯一、中学校時代に増加することである。この理由は、小学校時代には「パソコン・携帯」というツールが普及していないことが大きいと言えよう。

## （2）分析Ⅳのまとめ

最も対照的なのは、圧倒的に数の少ない「金銭強要、器物損壊」と多くの児童生徒が関わる「仲間はずれ、無視、陰口」であろう。前者の「金銭強要、器物損壊」は、常習的（9回～12回）や準常習的（5回～8回）の経験者は少なく、とりわけ加害経験ではごく限られた数にとどまる。つまり、各調査回にそれなりに現れる加害経験者の多くはもっぱら非常習的（1回～4回）経験者が入れ替わりながら行っている。それと比べれば、被害経験者はそれなりに広がるものの、準常習的と非常習的が中心であり、小学校時代に偏る。事態が発覚しやすく、その際の加害者への指導も徹底しやすいことなどが背景には考えられよう。

反対に、後者の「仲間はずれ、無視、陰口」の場合には、常習的・準常習的の経験者が被害・加害、男女を問わず多い上に、中学校になっても大きく数を減らすことはない。非常習的経験者については、小学校時代がやや高いものの、中学校時代でもそれなりの数が存在する。多くの児童生徒が、被害にも加害にも巻き込まれやすく、中学校になっても大きく変わることがないのは、行為に対する抵抗感（いけないこと、悪いことといった意識）が乏しいことが背景として考えられる。また、大人の指導についても、大人自身の行為への抵抗感の低さ、児童生徒が互いに「したり、されたり」ということもあって指導を徹底させ切らないことが背景として考えられよう。

「からかう、悪口」については、「仲間はずれ、無視、陰口」とほぼ同じ傾向を示す。経験者数がやや少なくなるとなるものの（女子の加害経験者については、「仲間はずれ、無視、陰口」の数が特に多いこともあって半分ほどに減る）、多くの児童生徒が、被害にも加害にも巻き込まれやすく、中学校になっても大きく変わることがない。背景には、やはり行為に対する抵抗感（いけないこと、悪いことといった意識）が乏しいことが考えられる。

「軽くぶつかる・叩く・蹴る」は、量的には「仲間はずれ、無視、陰口」⇒「からかう、悪口」の延長線上で捉えることができる一方で、質的には「金銭強要、器物損壊」への途上としても捉えられよう。「からかう、悪口」よりは減るものの、比較的多くの児童

生徒が被害にも加害にも巻き込まれやすく、「からかう、悪口」と同様、女子の加害は男子の被害・加害、女子の被害と比べて少ない。その一方で、「金銭強要、器物損壊」のように小学校と中学校での差も見られ始める。背景には、行為自体が「いけないこと」「悪いこと」という意識が生まれやすいからと考えられる。

「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」は、量的な変化では「仲間はずれ、無視、陰口」⇒「からかう、悪口」⇒「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の延長上に位置づけられる。数的には「軽くぶつかる・叩く・蹴る」からさらに少なくなり、常習的・準常習的の経験者もかなり限られてくる。とは言え、「金銭強要、器物損壊」ほどに数は減らない。ただし、小学校時代に偏る傾向は強くなる。

「パソコン・携帯」は、唯一、中学校時代に増加する態様になる。関わる者の数もさほど広がることはなく、小中学校においてはマイナーな態様と言える。

## 8. 考察

ここまで4つの分析を行ってきた。「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」「パソコン・携帯」という6つの態様について、男子と女子を分け、被害と加害の経験の有無（頻度）について、I. 年度による推移、II. 学年進行による推移、III. 継続・再発回数の分布、IV. 継続・再発回数別の経験時期（学年）の分布について示し、態様間の類似点と相違点を確認してきた。以下では、それらの結果を踏まえ、日本におけるいじめの概念がどのような行為を内包してきたのか、日本におけるいじめの概念をどのように整理することが合理的なのか、そこから学校におけるいじめを減らすうえでどのような示唆が得られるのか、いじめ問題の解決・解消につながりうるのかを考えていく。

### (1) 『暴力を伴わないいじめ』と『暴力を伴ういじめ』

「推進法」に伴い、それまで経験的に区別されてきた「(旧来の) いじめ」と「(旧来の) 暴力」が、「(新たな) いじめ」の名の下に同列で扱われることになったことは、本論文の「1. 問題の所在」で指摘した。要するに、2006年度版の定義で「精神的な苦痛」をもたらす行為に限定されたものが、「推進法」における定義で「心身の苦痛」との表現に変わったことにより、2013年度版の定義からは再び「身体的な苦痛」をもたらす行為も含むこととなった。その結果、それまでのように「暴力ではなく、いじめ」や「いじめではなく、暴力」のような表現での区別が困難になった。そこで、「(新たな) いじめ」の定義を踏まえる形で旧来の区別を残すための提案が、冒頭でも触れた国立教育政策研究所(2015b)による「暴力を伴わないいじめ」と「暴力を伴ういじめ」の分類である。<sup>44</sup>

この後の議論では、この分類を踏襲する形で、2013年度版の定義を尊重しつつ2006年度版の定義による到達点を復活させる措置として、以下のような操作的定義を用いる。

- 『暴力』: 「有形力(物理的な力)の行使」により、「物理的な危害」を及ぼす(刑法に触れるような)行為  
例: 暴行罪、傷害罪、恐喝罪、窃盗罪、強要罪等に当たる行為
- 『暴力を伴ういじめ』: 「有形力の行使」により、「(物理的な危害の程度は軽いものの)精神的な危害(不安や恐怖感、不快感等)」を及ぼす行為  
例: 行く手に立ちふさがる、靴やカバンを隠す、持ち物に落書きする、殴るまねをしたり、殴ってやると口にしたりする、実際に叩く、嫌なことをされる・させられる、等
- 『暴力を伴わないいじめ』: 「有形力の行使」によらず、「精神的な危害」を及ぼす行為  
例: 悪口、冷やかす、からかい、噂を広める、仲間はずし、無視、等
- 『いじめ』: 上記の『暴力を伴ういじめ』と『暴力を伴わないいじめ』

---

<sup>44</sup> 国立教育政策研究所(2015)。

では、『暴力を伴わないいじめ』と『暴力を伴ういじめ』という分類に従うと、ここまで見えてきた6つの態様はいずれに該当するのか。「有形力(物理的な力)の行使」の有無という点で言えば、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」が『暴力を伴ういじめ』に当たり、「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」が『暴力を伴わないいじめ』に当たると考えられる<sup>45</sup>。しかしながら、これまでの分析Ⅰ～Ⅳで確認してきたことを踏まえると、この分け方が十分とは限らない。分析Ⅰ～Ⅳからわかるとおり、類似点や相違点は、被害と加害でズレがあり、男子と女子においても違いが見られた。そこで、この分類を仮分類として土台にしつつも、改めて6つの態様の類似点と相違点を整理していく。

## (2) 被害経験に着目した分類の再検討

まずは、6つの態様の被害経験の状況から見ていく。いじめ問題というのは、被害者を守るという観点からも、被害感情に沿って語られることが少なくない。被害経験の分布状況等から見えてくる「いじめ像」について確認しておくことは、被害者目線で対応策を考える上で重要と思われる。

### ①「分析Ⅰ. 年度による推移」から

まず、『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様については、その類似性は疑いようがない。男女ともに、経験率の高さはほぼ同水準と言ってよい。背景にあるのは、両態様共に被害を経験する人数が多いこともあり、両方の被害を受ける児童生徒が少なくないからであろう。そのことは、相関係数や因子負荷量の高さを見ても容易に理解ができる。それに対して、「パソコン・携帯」は、被害児童生徒の数の極端な少なさを考えたときに、その異質性がわかる。そうした機器が小学生や中学生には必ずしも普及していないことが、その最大の要因と考えられる。また、機器の普及だけでなく、SNS等のコミュニケーションのツールが共有されていることも危害の前提になることから、小中学校の段階においては特異な態様ということになる。ただし、機器やSNS等のツールが普及した場合には、「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」の一環として用いられる可能性は高い。とりわけ匿名性が担保されるような場合には、従来の手法(黒板に悪口を書く、悪口を書いた手紙を送る、特定の児童生徒を無視するよう指示する手紙を回す、等)に加わる新たな選択肢となりうる。その意味では、「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」のサブカテゴリーに位置づけることも考えられよう。さらに、対策を考える際には、別枠で扱う必要もあり得よう。詳細については後述する。

次に、『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」である。男女ともに、経験率の高さでは

---

<sup>45</sup> 「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」については、『暴力』に分類する可能性もありうるが、今回のデータは調査票の説明文を踏まえての回答であることを考慮し、『暴力を伴ういじめ』に含める。



「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」の順となり、「金銭強要、器物損壊」の場合にはかなり人数も減る。「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」については、そもそも質問文の表現も似ており、相関係数や因子負荷量からも、同じ児童生徒が両態様の被害に遭っていることも示唆されている。ただし、女子の場合には、中学生になると「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」が大きく減り、「金銭強要、器物損壊」と同水準の低さとなる。三者を一つの分類で扱うことを否定するほどではないにせよ、そこに一種のグラデーション（人数の多寡による傾向の差）が存在することは無視できない。そのことは、相関係数や因子負荷量の値からも裏付けられよう。

## ②「分析Ⅱ．学年進行による推移」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様については、やはり類似性は疑いようがない。男女ともに、学年進行とともに似た水準で低下していく。それに対して、「パソコン・携帯」のみが、多少なりとも中学校で増加する。この理由については、機器等の普及の影響と考えられる。いずれにしても、単純に同一の分類とするには無理がある。詳細については後述する。

『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」であるが、男子では「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」という水準を維持しながら、学年進行とともに似た形で低下していく。女子では「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」≧「金銭強要、器物損壊」という水準で、学年進行とともに低下していく。量的には違いがあるものの、三者を一つの分類で扱うことを否定するほどの傾向は見られない。

## ③「分析Ⅲ．継続・再発回数の分布」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様については、男女ともに似た分布を示しており、類似性は疑いようがない。それに対して、「パソコン・携帯」は人数も少なく、男女ともに非常習的な経験者中心であることがわかる。単純に同一の分類とするには無理がある。詳細については後述する。

『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」であるが、男子の「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の場合には被害経験者の人数が多く（経験があった者は全体の84%）、継続・再発回数の分布もやはり経験者の数の多い「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」に似ている。しかし、女子では被害経験者が全体の73%と減り、その3分の2以上を非常習的な経験者が占める分布となる。実は、この分布に似ているのが男子の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」であり、被害経験者が全体の76%、その3分の2近くが非常習的な経験者が占める。ただし、女子の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」では、さらに被害経験者が全体の6割弱まで減り、被害経験者の半数以上を「1回」と「2回」の経験者が占める分布

となる。そして、この分布に似ているのが男子の「金銭強要、器物損壊」の分布となる。なお、女子の「金銭強要、器物損壊」の分布は、さらに被害経験者が減り、少ない経験者の7割弱を「1回」と「2回」の経験者が占める。三者を一つの分類で扱ううえで矛盾はないものの、人数の多寡による一種のグラデーションの存在は無視できない。

#### ④「分析Ⅳ. 継続・再発回数別の経験時期（学年）の分布」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、やはり「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様については、男女ともにほぼ同じ分布を示しており、類似性は高い。それに対して、「パソコン・携帯」は被害経験者の人数も少なく、男女ともに非常習的な経験者中心であるうえに、中学校時代に偏っていることがわかる。単純に同一の分類とするには無理があるので、詳細については後述する。

『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」であるが、被害経験者の人数の大小はあるものの、3つの態様の傾向はほぼ同じと考えてよい。すなわち、常習的被害経験者が6年間12回のいずれの時期にも満遍なく散らばるのは当然として、準常習的被害経験者についても特に大きく増減するということはなく、しかしながら非常習的被害経験者については小学校時代に大きく偏っており、中3に向かって減少していく。人数の多寡による一種のグラデーションが存在するにせよ、三者を一つの分類として扱うことに問題はない。

#### （3）加害経験に着目した分類の再検討

次に、6つの態様の加害経験の状況を見ていくことにする。いじめ問題の防止や解決という点から言えば、「なぜいじめの被害を受けたのか」という問いかけではなく、「なぜいじめの加害に及んだのか」を明らかにすることが重要と言える。加害者目線から見えてくる「いじめ像」を確認しておくことは、加害者目線で対応策を考える上で重要と思われる。

#### ①「分析Ⅰ. 年度による推移」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、男子については「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様の加害経験率は水準も動きもよく似ている。しかし、女子については、「仲間はずれ、無視、陰口」が男子より一回り高い水準になり、「からかう、悪口」が男子より一回り低い水準になることもあり、両態様の水準には明確に「仲間はずれ、無視、陰口」>「からかう、悪口」という関係が生まれている。とは言え、推移の傾向については似ており、相関係数や因子負荷量からも、両者を同じ分類とすることに問題はないと思われる。そのことは中学校における4つの態様の加害経験の重なり具合を示す図からも確認できる。ただし、女子においては「からかう、悪口」の人数が少なくなることもあり、「からかう、悪口」の加害経験者の多くが「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験者であるとは言っても、その逆は当てはまらないケースも少なくない（「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験者のほぼ半数は、「からかう、悪口」に及ぶことはない）点には注意が必要である。ここにもグラデーションが存在すると考えるべきであろう。なお、「パソコ

ン・携帯」については、男女ともにわずかな加害経験率にとどまっている。詳細については後述する。

『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」であるが、男子では加害経験率の水準から「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」の順となる。女子では、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」≧「金銭強要、器物損壊」の順となり、人数も全般に限られてくる。相関係数や因子負荷量からは、小学校では「軽くぶつかる・叩く・蹴る」と「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」を同じ分類と見なしても問題はないと思われるものの、中学校、とりわけ女子においては、グラデーションというよりは、ギャップがあると考えられる方がよいと思われる。中学校における4態様の加害経験の重なり具合を示す図から確認できるとおり、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の人数が少なくなることもあり、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の加害経験者の多くが「軽くぶつかる・叩く・蹴る」であるとは言えても、その逆が当てはまらないケースも少なくない（「軽くぶつかる・叩く・蹴る」のみの加害経験者は、男子では加害経験者の半数以下にとどまるが、女子では4分の3を占める）点には注意が必要である。なお、「金銭強要、器物損壊」については、男子では「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の延長上に位置づけられ、女子では人数が少なく、ギャップを感じるものの、相関係数等から「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」と同じ分類と見ることはできよう。

## ②「分析Ⅱ．学年進行による推移」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、男子については「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様については、加害経験率の水準も推移の形も似ており、類似性は疑いようがない。しかし、女子については、推移の形はともかく、水準は大きく異なっている。同一分類とすることを否定するほどではないにせよ、その差については注意しておく必要がある。なお、「パソコン・携帯」であるが、中学校で多少なりとも増加する。この理由については、ツールの普及の影響と考えられる。単純に同一の分類と見るのは無理があるので、詳細については後述する。

『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」では、男子では加害経験率が「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」>「金銭強要、器物損壊」という水準を維持しながら、学年進行とともに低下していく。女子では「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」≧「金銭強要、器物損壊」という水準で、学年進行とともに低下していく。水準の差はあるものの、三者を一つの分類として扱うことを否定するほどの傾向は見られない。

## ③「分析Ⅲ．継続・再発回数の分布」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様については、男子の加害経験はほぼ同じ分布を示しており、類似性は疑いようがない。

ところが、女子については「からかう、悪口」の加害経験回数が「0回」の者が増え、単純に同じ分布とは言いづらい。また、「パソコン・携帯」は圧倒的に経験者の人数が少なく、男女ともに非常習的な経験者中心であることがわかる。単純に同一の分類と見るのは無理があるので、詳細については後述する。

次に、『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」であるが、男子の「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の場合には加害経験者も多く（全体の72%）、継続・再発回数の分布は『暴力を伴わないいじめ』の「からかう、悪口」の女子に近い。しかし、女子では加害経験者が全体の48%と減り、その3分の2以上を非常習的な経験者が占める分布となる。そして、男子の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」は、加害経験者が全体の60%、その4分の3近くを非常習的な経験者が占める。そして、女子の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」では、さらに加害経験者が全体の3分の1にまで減り、被害経験者の半数以上を「1回」のみの経験者が占める分布となる。そして、これに近い分布を示すのが男子の「金銭強要、器物損壊」であり、加害経験者が全体の3分の1強にまで減り、加害経験者の6割近くが「1回」のみの経験者となる。女子の「金銭強要、器物損壊」の分布は、さらに加害経験者が減って10%、加害経験者の4分の3は「1回」のみの経験者が占める。ここに見られる関係からも、三者の差は人数の多寡に基づく連続的なものと捉えることができよう。ただし、それなりのギャップも見られる。

#### ④「分析Ⅳ. 継続・再発回数別の経験時期（学年）の分布」から

『暴力を伴わないいじめ』に仮分類された「仲間はずれ、無視、陰口」「からかう、悪口」「パソコン・携帯」であるが、男子では「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」の2態様についての加害経験では、ほぼ同じ分布を示しており、類似性は高い。それに対して、女子では、「仲間はずれ、無視、陰口」の経験者の水準が男子よりも高く、「からかう、悪口」の水準が低い。ただし、人数的な面はともかく、常習的経験者と準常習的経験者の動きについては相似形とも言える。なお、「パソコン・携帯」は人数も少なく、男女ともに非常習的な経験者中心であるうえに、中学校時代に偏っていることがわかる。詳細については後述する。

『暴力を伴ういじめ』に仮分類された「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」であるが、態様や男女間で加害経験者の人数の大小はあるものの、三者の傾向はほぼ同じと考えてよい。すなわち、常習的加害経験者が6年間12回のいずれの時期にも満遍なく散らばるのは当然として、準常習的加害経験者についても特に大きく増減することはなく、しかしながら、非常習的加害経験者については小学校時代に偏っており、中3に向かって減少していく。三者を同じ分類として扱うことに大きな問題はない。

#### （4）6態様の位置づけの検討

（2）と（3）の再確認の中で残った疑問は、『暴力を伴わないいじめ』に仮分類されている「パソコン・携帯」の扱い（分類）をどのように考えるのか、そして、男子と女子の間で大きく経験者の数が異なる態様について、連続的なものと考えられるのか、そこにギャッ

表 8 分析Ⅰ～分析Ⅳを踏まえた 6 つの態様の分類案

		被害経験				加害経験			
		男子		女子		男子		女子	
		小学	中学	小学	中学	小学	中学	小学	中学
暴力を伴わないいじめ	「仲間はずれ、無視、陰口」								
	「からかう、悪口」								
暴力を伴ういじめ	「軽くぶつかる・叩く・蹴る」								
	「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」								
	「金銭強要、器物損壊」								
下位分類	「パソコン・携帯」								

プがあると考えなのか、の 2 点である。

表 8 は、再確認の結果に基づき、6 つの態様の整理を試みたものである。マス目の濃淡は「どの児童生徒にも起こりうる」程度を示すもので、経験率の高さや、常習的・準常習的な経験者の多さを勘案して決定した。例えば、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」の加害経験を持つ男子小学生は、「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の被害経験を持つ男子小学生と同程度のリスクを持っていることを意味する。

「パソコン・携帯」の異質性は、表の濃淡のパターンからも明らかであろう。先述のとおり、小学生や中学生にはそうした機器や SNS 等のツールが十分には浸透していないことを反映した結果となっていよう。もちろん、今後、機器等が普及した場合には、「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」の一環として利用される可能性は高いことから、注視しておく必要はあるものの、「仲間はずれ、無視、陰口」や「からかう、悪口」と同列に扱う必要はなく、「問題行動等調査」等では下位分類として「再掲」扱いに位置づけることも考えられよう。ちなみに、2018 年 6 月の中学校のデータでは「パソコン・携帯」の加害経験者は 10 名であるが、彼ら全員が「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験を持ち、「からかう、悪口」の加害経験も持っている。それらの、下位分類とすることで生じる不都合はないものと判断できよう。

次に、『暴力を伴わないいじめ』として残る「仲間はずれ、無視、陰口」と「からかう、悪口」であるが、被害経験で見れば男女ともに同一分類と見なすことにさほど問題は感じまい。ただし、加害経験については、男子は同一分類と見なせるものの、女子の場合には「からかう、悪口」の行為に及ぶことに「仲間はずれ、無視、陰口」よりも抵抗感を感じる者が多いようである。ただし、人数の違いはあるものの、児童生徒の重なり具合の図を見ても、それなりの連続性のある行為と見ることはできよう。

そして、『暴力を伴ういじめ』の分類の「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」については、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」> 「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」> 「金銭強要、器物損壊」の順で、さらに「男子」> 「女子」という順で、「どの児童生徒にも起こる」可能性には違いが見られる。この背景にあるのは、そうした行為に及ぶ際の抵抗感や罪悪感から説明できよう。そうした行為に対する日本社会における許容度（刑法にも含まれているなど、禁止の度合いの裏返し）が児童生徒にも伝わっており、常習的や準常習的な加害経験者が減り、その結果として被害

経験者も減るという構図が考えられる。しかし、水準的に違いはあるとしても、似た行為でありながらも抵抗感に強弱が見られる行為群として説明でき、それらを同じ分類として位置づけることはできよう。

#### (5) いじめを減らす、もしくは防止するための対策

では、こうした分類結果も踏まえ、どのような対応策が求められていると考えればよいのかについて検討していきたい。

##### ①『暴力を伴ういじめ』に対して

いじめの対策としては、やや奇異に聞こえるかも知れないが、『暴力を伴ういじめ』の加害に向かわせない最善の対策は、「有形力の行使」に対して、些細なものでも、また低年齢の児童が行ったものであっても、毅然とした対応をとること（やめさせる、その行為はいけないことを告げる、等）と考えられよう。今回確認してきたデータが示すとおり、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」「金銭強要、器物損壊」という順で、すなわち暴力的な傾向（犯罪性）が強くなるにつれて、常習的・準常習的な加害経験者は少なくなる。特に「12回」や「11回」といった継続・再発回数の児童生徒がほぼゼロになっていくのも、行為に及んだ時々指導が入ったり、その後も教師が注意を払い続けたりするからに他なるまい。そうした指導が早い段階から（低年齢から、物理的な被害という点からは軽い行為の段階から）徹底されていくなれば、さらに家庭や地域においても「暴力」を許さないという指導が徹底されていくなれば、そうした行為に及ぶ児童生徒が減り、それに伴い、「暴力」による、あるいは「暴力」を背景に脅されたり強要されたりすることによる精神的な苦痛を感じる児童生徒も減ることになる。子供同士の喧嘩やトラブルということで軽く見るのではなく、低年齢の段階から徹底することで、今回のデータの女子の水準程度にまで数を減らすことは可能であろう。

実際、日本の調査票に基づいた国際比較調査を実施してきた経験から言うと、他国（カナダ、オーストラリア、韓国、等）と比べて日本は『暴力を伴ういじめ』の経験率が低い。<sup>46</sup> この背景にあるのは、日本の社会が「暴力行為」に対する許容度が低いことが関わっていると思われる。日本の学校では、1970年代から80年代にかけての「校内暴力」の時代を経て、「暴力行為」に対する人々の目は厳しくなったと言える。児童生徒による暴力だけでなく、教職員による体罰（＝暴力）に対しても、それ以前と比べてはるかに許容度は低くなった。つまり、「暴力はいけない」「手を出したら負け」といった感覚が、学校にも社会にも浸透している。そうだとすれば、「毅然とした対応」の効果は、少なからず約束されていると言ってもよい。

##### ②『暴力を伴わないいじめ』に対して

「有形力の行使」の場合、行為そのもの、また行為の結果が、即座に目に見える。たとえば人目につかないところでなされたとしても、行為の結果を隠すことは難しい。それゆえ、行為に気づいた時点で直ちにやめさせるという姿勢により、概ね「早期対応」が実現できる。それに対して、「有形力の行使」を伴わない場合、たとえば冷やかかしなどは、冷やか

<sup>46</sup> 国立教育政策研究所・文部科学省編(2006)。

された者が苦痛を訴えない限り、第三者には「いじめ」かどうか「判断しづらい」ことが少なくない。また、仲間はずれにするといった行為の場合には、行為自体は「目に見えない」。それゆえに、「有形力の行使」を伴わない場合には、気づいたときにやめさせても既に手遅れということが少なくない。つまり、「早期対応」ではなく、「未然防止」という発想に立つしかない。だが、いかにすれば加害に向かわせないようにできるのだろうか。

「仲間はずれ、無視、陰口」はもちろんだが、女子の加害経験数がやや少ない「からかう、悪口」においても、かなりの割合の児童生徒が被害にも加害にも関わっている。俗な言い方をすれば、互いに「やったり、やられたり」していることになる。児童生徒は、これらの行為に及ぶことに対して、『暴力を伴ういじめ』を行うことほどには抵抗感や罪悪感を感じていない、あるいはお互い様として正当化している、等の理由が考えられよう。そして、この背景には大人社会の問題、harassment に対する日本社会の未成熟さや、皮肉な言い方をすれば「寛容さ」が深く関わっているものと考えられる。

筆者はスウェーデンの研究者とも国際比較調査を行ったことがある。<sup>47</sup> 先にも触れたが、それ以前に実施した国際比較調査において日本の「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の経験率の低さは他国と比べて際立っていた。そこで、日本と同様、社会における暴力の発生件数が少ないスウェーデンとの比較調査を試みた。その結果は、予想通り、両国ともに「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」の加害経験率は低く、一部の限られた児童生徒のみが関わる問題であることを示すものであった。また、両国ともに「仲間はずれ、無視、陰口」の加害経験率が高かった。ところが、日本では「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」と「仲間はずれ、無視、陰口」の間に位置する「軽くぶつかる・叩く・蹴る」が、スウェーデンでは「仲間はずれ、無視、陰口」をも上回る高い経験率を示し、しかも幅広い児童生徒が関わる傾向が見られた。その一方で、日本では「仲間はずれ、無視、陰口」に次ぐ経験率の高さの「からかう、悪口」が、スウェーデンでは「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」に次ぐ低さであった。要するに、スウェーデンでは、「軽くぶつかる・叩く・蹴る」>「仲間はずれ、無視、陰口」>「からかう、悪口」≧「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」となったのである。しかも、「からかう、悪口」だけでなく「仲間はずれ、無視、陰口」も、一部の限られた児童生徒のみが関わる問題であることを示した。そして、この結果に対し、スウェーデンの研究者は特に驚くこともなく、悪ふざけで叩いたりぶつかったりする行為はスウェーデンの学校では問題視される行為には当たらず、100パーセントの児童生徒が「したことがある」と答えるはず、と断じた。一方で、からかったり悪口を言ったりして生徒を仲間はずれにすることがあったとすれば、学校の誰であれ（教職員に限らず、例えば給食の調理員等であっても）、そうした行為に気づいたならば注意するはず、と明言した。

「暴力」、すなわち「有形力の行使」に対して厳しい目を向ける日本の社会であるが、実は人権や差別に対する感覚や発言に関してはかなり鈍感と言えるのではないか。近年、職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに関する法律が整備されてはきたものの、それは職場内における大人同士の言動の改善に多少なりとも貢献はしているとしても、広く社会全体の人権意識を高めるといった動きにつながっているかどうかは疑わしい。広く社会に目を向けてみると、例えば、誰もが視聴できる時間帯のテレビ番組の

---

<sup>47</sup> 国立教育政策研究所(2016a)、あるいは滝(2017)。

中で、「イじる」と称して笑いをとるような場面を見ない日はない。また「イジられた」出演者も、それを笑って受け流すことが大人のふるまいであるかのように応じる。もちろん、そこにあるのは番組内のキャラクターを演じているに過ぎず、一種のフィクションであるとの主張もありえよう。しかし、「よい子は真似をしないでください」「番組はフィクションであり、実際の間人間関係とは異なります」等のキャプションもなく、いくつかの国で見られるような視聴年齢の制限や、それを推奨するメッセージもない。バラエティ番組のやりとりを真似して、そのまま学校の友人関係に持ち込む児童生徒がいても無理はない。そして、「イジられた」側の児童生徒は仕方なく笑ってやり過ごすしかなくなる。教職員が気づいて声をかけても、「大丈夫」「遊んでいただけ」と答える——そんな状況をテレビ番組が生み出してはいないだろうか。昭和の時代の PTA はいくつかのテレビ番組を「俗悪番組」として糾弾していたが、現在の PTA がそうした動きをしている様子はない。おおらかに容認していると言われても、仕方があるまい。つまり、『暴力を伴わないいじめ』を減らすのであれば、日本の社会が harassment の問題と真剣に向き合う必要があるわけだが、それはいつ達成されるのかは疑わしい。

例えば、いじめの未然防止を意図した児童生徒向けの学習や訓練がある。自分の言動が相手にどのような影響を与えているのかを考えさせたり、相手の言動を自分はどのように受けとめているのかを直視させたりする。さらには、その気持ちや考えを互いに話し合わせる。そんな学習を通して、自分のことも相手のことも尊重するために何が必要なのかに気づかせる。そうした機会を児童生徒に提供することは、『暴力を伴わないいじめ』の加害者になることを抑止する上で役立つものと考えてのことである。<sup>48</sup> だが、家庭に帰ったらそうした児童生徒の変容を一笑に付すような保護者がいたり、学校を卒業して働き始めたらそうした思考や態度を口にできないようなブラックな職場だったりしたのでは、被害者(ターゲット)にされやすくするために育てていることになりかねない。児童生徒の意識や行動のみを変えるだけでは、事態は解決しない。とは言え、日本の社会全体が「有形力の行使」と同じくらいに harassment に関してそれなりの自覚を持つように変わることなど、一朝一夕では期待できない。そんな中で、何が可能なのか。

『暴力を伴わないいじめ』の被害者には、いつ、誰がなっても不思議ではないし、周りが気づかないまま、耐えられない状況にまで追い込まれる可能性もある。安全な場所にいたつもりだったのに気づいたら孤立していたという、まるで水害によって水の中に取り残されていた、地震によって瓦礫の下に閉じこめられていた、という事態に陥ることもあろう。そんな時には、児童生徒は自分で自分の命を守るしかない。自ら助けを求めるしかない。幸いなことに、水害や地震とは異なり、通信手段がないまま孤立しているわけではない。声の届くところに相談できる人はいるはずだし、それがためられる場合には、文

---

<sup>48</sup> 筆者は、『暴力を伴わないいじめ』(「(旧来の)いじめ」)に対しては、未然防止が最善であることを訴え、1990年代後半から手法の開発や、効果の検証を行ってきた。そうした手法を普及させるための市販本の編集・執筆を行う一方で、滝(2000)、滝(2007)などでその有効性を指摘してきた。しかし、日本の小中学校は公立が圧倒的に多く、毎年、教職員の何割かは、市町の範囲、あるいは県の範囲で異動する。そうした中で、取組が継続されていくことの難しさが浮き彫りとなった。



部科学省の「24時間子供 SOS ダイアル」等もある。まずは、自分から救いを求めにくいしかないことと、そのための手段については、児童生徒にしっかりと伝えておく必要がある。もちろん、相談を受けた学校や専門機関は、相談した児童生徒の期待を裏切ることのないよう、適切に対処することが求められる。

#### （6）『暴力を伴わないいじめ』が発動するメカニズム

前項で、『暴力を伴わないいじめ』を水害や地震といった自然災害に例えたことに違和感を覚える方がいるかもしれない。いじめの場合、加害者（たち）がいるはず、加害者（たち）を特定できるはずだから、自然災害とは違う、人災に他ならないと感じるからであろう。同じ harassment でも、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの事案であれば、そのように考えても無理はない。だが、本論文で確認してきた状況、誰もが被害に遭い、加害にも向かうという『暴力を伴わないいじめ』の場合、そうした個別の人為的トラブルの集積の結果として理解・説明しようとするのは「木を見て森を見ない」ことになりかねない。とりわけ、攻撃ではなく「影響を与える行為」「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」という定義が採用されるとともに、他方では各自が自由に（好き勝手に）生きられることが大切とする価値観を重視する際には、そうした視点が不可欠になってくるものと考えられる。

人が集団で生活するとき、全員が同じ方向に向かって歩いているような状態で活動しているのであれば、摩擦（トラブル）が生じることは少ない。例えば、幅4～5m程度の神社の参道を初詣客が歩いているような状態を想像してもらえばよい。この時、歩く速さが違っても、譲り合ったり、助け合ったりすることで、ほとんどのトラブルは回避される。目指す方向や目的は似たようなものなのだから、なおさら個々の状況を察知することもでき、多少の我慢もさほど苦痛ではない。

ところが、ここに逆方向に向かいたい者が一人いたとしよう。その近くにいた者にとっても迷惑であろうが、何よりもこの一人にとっては行く手を阻まれており、自分の置かれた状況を客観的に理解できなければ恐怖でしかなかろう。あるいは、逆方向に向かう者が全体の2～3割いて、特に一カ所に固まっているような場合には、その周辺でかなりのトラブルが生じよう。もちろん、目指す方向や目的が違うことを互いに理解できれば、話し合いの余地もなくはない。ただし、それがうまくいかないような場合、そして目指す方向や目的について政治的、宗教的、人種的等の価値観を掲げて互いが正当性を主張するような場合には争いが起きる。紛争や迫害、差別といったものが発生するメカニズムに相当すると考えることができる。

では、同じ方向に歩いている者の目的地が必ずしも同じではないとしよう。例えば、駅方向に向かって幅4～5m程度の道を進んではいるが、急いで駅に着きたい者、駅に向かいはするが急いではいない者、駅に向かう途中の店に用事がある者、その店の前で入店の列に並んでいる者、駅に向かう道のウインドショッピングを楽しみたい者、等が混在している状態を想像してもらえばよい。この時、全員の向かう方向はほぼ同じであっても、多少のトラブルは起きよう。各自が自分の目的に沿って行動しているだけなのに、一部の者は誰かを不快にさせてしまうこともあろう。人を押しのけるようにして駅に急ぐ者や横一列に並んで歩いている者などに対しては、眉をひそめる者も少なからずいよう。押しの

けられた者の中には、押し返す者がいたりするかも知れない。

さらに、ここに逆方向に向かいたい者が全体の2～3割いたとする。彼らにしても、逆方向という点では同じだが各自の目的地は必ずしも同じではなかったとすれば、この2～3割の中でもトラブルは起きうる上に、駅方向に向かう7～8割と一緒になれば、互いに身動きはできまい。各自はそれぞれに目的を達成したいだけなのに、互いが互いの行く手を阻む形となり、押したり押されたりということが生じる。そうは言っても、誰かが先導しているわけでもなく、必ずしも互いに攻撃し合っているわけでもない。これが、2022年の韓国ソウルの梨泰院のような道路と人数であれば、容易に群衆事故につながる。圧死した人々も含め、「押されたから押し返しただけ」「自分の身を守る姿勢をとっていただけ」だったとしても、その結果は誰か（時には自ら）を押しつぶすことにつながる。特定の誰かを攻撃したわけではないし、攻撃しようとするしていなかったとしても、である。

『暴力を伴わないいじめ』、とりわけ経験者が大多数を占めるような態様の発生メカニズムは、この状況に近いと考えることも可能であろう。その集団の中で、イヤな気がしたり、辛い気持ちになったり、などの被害感情が生じたことは事実であるとしても、どの行為が問題だったのかをうまく指摘できるとも限らず、行為の主を正確に特定できるかもわからない。名指しされた相手にしても、何をやめればよかったのかを理解できるかどうか、そもそも加害行為に及んだという自覚を持てるかどうか。もちろん、中には明確な意図を持って特定の誰か、利害が絡むような相手に対して精神的な危害を及ぼそうとしたり、明確な意思を持ってそれに加担したりする事案もあろう。しかし、さほど深い意味もなく、漠然と不特定の者を攻撃するような言動をする、攻撃するほどの強い気持ちはないものの一部の者が不快と感じかねない言動をする、それにつられるように似た言動をする、たまに同調する、などの者が数多く存在していると思われる。そうでなければ、本論文のデータが示すような結果にはなりえない。女子の結果で言えば、毎年度（毎回）、被害・加害ともに、多いときは50%以上、少ないときでも30%を下回ることはない経験率を示したり、最も経験が少ない中3の時期でさえ被害・加害ともに30%前後の経験率を示したり、6年間12回の継続・再発率が被害・加害ともに9割近くになったり、最も経験が少ない中3の時期でさえ被害・加害ともに常習的・準常習的经验者が全体の3割近く存在したり、などといった実態は生まれてこない。男子の結果にしても、これに準じた値を示すことを説明できない。

自分の何がどのように働いてそうした状況を生み出しているのかを、当事者たちがまったく自覚できないうちに、ある状況の中に呑み込まれていく。全くの第三者の視点からであれば、もしくは事後的に振り返って冷静に考えるならば、異常な事態が始まっていたことを理解できるとしても、その時点で当事者たちが正しく状況を把握することなど期待できまい。しかも、気づいたところで、もはや何の手立ても打てない状況かも知れない。『暴力を伴わないいじめ』の解消・解決には、被害者を救うという発想で犯人捜しをする、加害者にさせないために思いやり等を育てる、などの発想とは大きく異なる視点が求められよう。

## (7) おわりに

2023年2月7日、文部科学省は「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等

の徹底について」とする通知を発出し、警察等との連携強化、児童生徒への指導支援の充実等の取組を徹底するよう改めて（注：傍点筆者）求めた。そこでは、1. 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底、2. 被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実、3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進、4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援、の4点が示されたが、表題からうかがえるとおり、最も重視されているのは「警察との連携」である。

「改めて」というのは、同様の通知、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」が2019年3月22日に発出されているからである。その時の主旨は、「警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握」や「警察と連携したいじめ事案への適確な対応」を求めるものであり、各都道府県の警察に対する警察庁の通達「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」と呼応したものになっている。さらに遡ると、2013年1月24日にも、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」とする通知が発出されている。これは、「推進法」のきっかけとなった大津の事件が社会問題化したことを受け、2012年11月2日に「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」とする通知が発出されたことを受けたもので、やはり警察庁の「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」と同時に発出された。

今回の通知も、これまでと同様、具体的な事例を示し、いわゆる「暴力」が暴行罪、傷害罪、器物損壊罪など、法律で禁じられた犯罪行為であることを、また「暴力」等を背景に従わせる行為も強要罪や強制わいせつ罪に当たる犯罪行為であることを指摘している。要するに、そうした「犯罪行為として取り扱われるべき」行為については警察に通報し、援助を求めることを徹底することにより、いじめを重大事態に至らしめることを防ぐことを期待しての通知と言える。さらに言葉を補うなら、「いじめ」に当たるか否か、重大事態か否か、等の判断を待つことなく、速やかに警察と連携すること、を求めていると言って良い。つまり、「いじめ」なのか「暴力」なのかという判断は、実は後でも構わない、ということである。

このように書くと、本論文が問題にしてきた「いじめ」と「暴力」をめぐる議論は不要であるかのように、あるいは「生ぬるい」ものであるかのように感じられるかもしれない。「そもそもいじめと表現することが間違い。犯罪と明言すべき」「いじめか暴力かという議論をする暇があったら、さっさと警察に通報すべき」等、威勢のいい「正論」はいくらもできよう。だが、筆者が指摘したいのは、それこそが「落とし穴」になる点である。なぜなら、そうした発想で防いだり減らしたりできるのは、『暴力』や『暴力を伴ういじめ』であって、『暴力を伴わないいじめ』に対する効果はさほど期待できないからである。なぜなら、「精神的な苦痛」を感じさせる方法はいくらでも存在し、何も「犯罪行為として取り扱われるべき」行為のような大げさなものである必要はない。ちょっとした意地悪、ちょっとした仕草や態度、ちょっとした言い回しだけで、相手を不快にさせたり不安にさせたりすることはできる。その結果、被害者が鬱状態等になって不登校になったり、自殺を選んだりすることはめずらしいことではない。被害を感じる者に見れば深刻であり、もちろん客観的に判断しても重大事態事案である。しかし、端から見れば、「犯罪行為が

疑われる行為」を受けた場合と比べ、被害の程度は軽く、深刻ではないかのように受けとねられがちであり、そのように語る人々も少なくない。「落とし穴」というのは、今回のような通知の出し方がそうした認識を助長しかねないからである。要するに、手段としての行為を例示して取り締まる発想は、「有形力の行使」である「暴力」や「暴力」を背景にした行為を減らすうえでは有効で、それに伴う「心身の苦痛」（すなわち「いじめ」）を減らすことも期待できるものの、「褒め殺し」のような行為に対しては手が出せない。ましてや、全く悪気ではない行為なのに、受けとめようによっては誰かが苦痛を感じることをなくすことなどできない。

もちろん、「暴力」、すなわち「有形力の行使」は、この社会において禁じられており、校内において児童生徒が行ったことであっても許されるはずがない。警察との連携を待つまでもなく、まずはやめさせることが求められる。社会問題化のきっかけとなった事案の多くは、そうした「暴力」を「けんか」や「ふざけ」と称して容認し、やめさせなかった結果、事態がエスカレートしたというものである。2011年に起きた大津の事案は、その典型例と言ってよい。つまり、「推進法」の成立を待つまでもなく学校は毅然と対応できた（すべきだった）はずなのに、それを怠ったことで「推進法」を成立させるに至るまでの事件にまで発展させてしまった。1970年代から考えれば警察が積極的に関わる「暴力行為」事案は減ってきたにせよ<sup>49</sup>、依然として学校の対応が徹底しているとは言えない。そんな現状を考えれば、「警察との連携」を促す再三の通知が発出されることも理解はできる。

だが、それはそれとして、そもそも「校内暴力」が全盛であった1970年代の後半から1980年代前半でさえ、そうした「暴力」の陰で、「暴力」として扱うには無理があるような、しかし無視できない「悪質ないやがらせやいたずら」は存在しており、「（旧来の）いじめ」の概念は、それらを見過ごしたり見逃したりしてはならないという問題意識から生まれてきた。にもかかわらず、少し気を抜くと、目に見えやすい、目につきやすい、目立ちやすい「暴力」等の陰で、「（旧来の）いじめ」に対する取組は後回しにされる。そうした事態を解消すべく繰り返されてきたのが文部科学省の「いじめ」定義の改訂であり、その到達点が2006年度版の「いじめ」の定義と2007年度版の「暴力行為」の定義の明示であった。ところが、「推進法」が「いじめ」を「心身の苦痛」と定義したことにより、依然として、「（旧来の）いじめ」の見過ごしや見逃しを生みやすい状態を生んでいる。今回の通知にしても、「犯罪に相当する事案を含むいじめ対応」と繰り返されることにより、「暴力」等を含むものだけが深刻で、「暴力」等を伴わなければ重大事態化しないかのようなメッセージとして受けとめられかねない。

「暴力」等に徹底して対処するのは当然のこととして、それと比べると傍目には些細なことに見えるとしても「精神的な苦痛」をもたらす行為、当事者が苦痛を感じている行為も同様に許されない、といったメッセージの発信が求められよう。だが、そうした発信を端的に行う際に、「暴力はもちろん、いじめも同様に許されない」といった表現を使えなくした「推進法」の定義は、実に罪作りなものと言うしかない。今後、「いじめ」とされる行為について、その概念や定義を検討し直すことがあるなら、本論文が提供したエヴィデ

---

<sup>49</sup> 注7参照。

ンスは少なからず役に立つと信じている。

## 参考文献

- 遠藤豊吉(1984)『NHK おはよう広場 弱いものいじめ 教室からの報告』日本放送出版協会
- 月刊生徒指導編集部(1980)『月刊生徒指導』1980年1月号
- 月刊生徒指導編集部(1981)『集団いじめ』学事出版
- 法務総合研究所(1985)『犯罪白書 昭和60年版』
- 季刊教育法編集部(1986)『季刊教育法 1986年9月臨時増刊号 体罰・いじめ』エイデル研究所
- 国立教育政策研究所(2003)『生徒指導資料第1集 「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導—データに見る生徒指導の課題と展望—」』
- 国立教育政策研究所・文部科学省編(2006)『平成17年度教育改革国際シンポジウム「子どもを問題行動に向かわせないために ～いじめに関する追跡調査と国際比較を踏まえて～」報告書』。
- 国立教育政策研究所(2009)『いじめ追跡調査 2004-2006 Q&A』。
- 国立教育政策研究所(2010a)『いじめ追跡調査 2007-2009 Q&A』。
- 国立教育政策研究所(2010b)『問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方』。
- 国立教育政策研究所(2012、2015a)『生徒指導リーフ いじめの理解』。
- 国立教育政策研究所(2013a)『いじめ追跡調査 2010-2012 Q&A』。
- 国立教育政策研究所(2013b、2015b)『生徒指導リーフ いじめと暴力』。
- 国立教育政策研究所(2013c)『いじめについて、わかっていること、できること。—平成24年度教育研究公開シンポジウム』
- 国立教育政策研究所(2016a)『第3回いじめ問題国際シンポジウム いじめを生まない学校づくり (報告書)』。
- 国立教育政策研究所(2016b)『いじめ追跡調査 2013-2015 Q&A』。
- 国立教育政策研究所(2021)『いじめ追跡調査 2015-2018 Q&A』。
- 教育心理編集部(1981)『教育心理』
- 京都市教育研究所(1983)『児童・生徒の人間関係における意識と行動の調査 —いじめの問題行動を中心に—』。
- LAGERSPETS, K. M. J., BJÖRKQVIST, K. and PELTONEN, T.(1988). Is indirect aggression typical of females? Gender differences in aggressiveness in 11 to 12-year-old children. *Aggressive Behaviour*, 14, 403-414.
- 宮崎大学教育学部教育社会学研究室(1991)『教育調査資料集 No.5 “いじめ”に関する実証的研究 —第1回～第4回『小中学生の学校生活に関する意識調査』データから—』
- 文部省(1984)『小学校生徒指導資料集3 児童の友人関係をめぐる指導上の諸問題』
- 森田洋司総監修／監訳(1998)『世界のいじめ 各国の現状と取り組み』金子書房
- 森田洋司監修(2001)『いじめの国際比較研究 日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析』金子書房
- NPO 法人ジェントルハートプロジェクト(2015)『武田さち子調べ 「報道にみるいじめ自殺」』

- Olweus, D. (1986) *Mobbning: Vad vi vet och vad vi kan göra*. Stockholm, Sweden: Liber.
- Olweus, D. (1991) *Mobbning i skolan: Vad vi vet och vad vi kan göra*. Stockholm, Sweden: Amqvist & Wicksell.
- Olweus D.(1993)*Bullying at School: What We Know and What We Can Do*, Blackwell,.(松井ほか訳『いじめこうすれば防げる』川島書店、1995年)
- Sharp S. and Smith P.K.(ed.) (1994)*Tackling Bullying in Your School: A Practical Handbook for Teachers*. Routledge.(奥田監訳『あなたの学校のいじめ解消に向けて』東洋館出版社、1996年)
- Smith P. K. and Sharp S.(ed.)(1994) *School Bullying*, Routledge. (守屋・高橋監訳『いじめと取り組んだ学校』ミネルヴァ書房、1996年)
- Smith P.K. et al.(ed.)(1999) *The Nature of School Bullying*, Routledge.
- 滝充(1992a)「“いじめ”行為の発生・推移状況に関する実証的研究-“いじめ”行為の恒常化と加害・被害経験の一般化」『教育学研究』59巻1号、p. 113-123.
- 滝充(1992b)「“いじめ”行為の発生要因に関する実証的研究 -質問紙法による追跡調査データを用いた諸仮説の整理と検証-」『教育社会学研究』50巻、p. 366-388.
- 滝充(2000)「『いじめ』防止プログラムの開発と展開：オーストラリアとの対話の中で」『比較教育学研究』第26号、p. 65-75.
- 滝充(2001)「国際比較調査研究の意義と今後の課題」森田洋司監修『いじめの国際比較研究』金子書房、p. 193-203.
- Tski, M., (2001). Relation among bullying, stress and stressor: A follow-up survey using panel data and a comparative survey between Japan and Australia. *Japanese Society*, 5, 118-133.
- Taki, M., (2003). 'Ijime bullying': Characteristics, causality and interventions. In St Catherine's College, University of Oxford, Kobe Institute (Ed.), *Oxford-Kobe Seminars: Measures to Reduce "Bullying in Schools"*. Kobe: Editor, 97-113.
- 滝充(2004a)「'Ijime bullying': その特徴と発生要因」『国立教育政策研究所紀要』第133集、p. 45-59.
- 滝充(2004b)「いじめ研究の動向と問題点」平木・稲垣・岩田・高橋・内田・湯川編『児童心理学の進歩 2004年版』金子書房、pp.223-245.
- 滝充(2005)「Ijime Bullying : その特徴、発生過程、対策」土屋基規ほか編著『いじめととりくんだ国々日本と世界の学校におけるいじめへの対応と施策』ミネルヴァ書房、pp.33-55.
- 滝充(2007)「Evidence に基づくいじめ対策」『国立教育政策研究所紀要』第136集、p. 119-135.
- Taki, M., Slee, P., Hymel, S., Pepler, D., Sim, H. & Swearer, S. (2008) A new definition and scales for indirect aggression in schools: Results from the longitudinal comparative survey among five countries, *International Journal on Violence and School*, no.7, 3-19.
- Taki, M. (2010) Relations Among Bullying, Stresses and Stressors: A Longitudinal

and Comparative Survey Among Countries. In S.R. Jimerson, S.M. Swearer & D.L. Espelage (Eds.) *Handbook of Bullying in Schools: An International Perspective*. New York: Routledge.

Taki, M. (2020) Understanding and Addressing Mean, Bullying, and Hateful Behaviors in Japan. In J. Cohen & D.L. Espelage (Eds.) *Feeling Safe in School: Bullying and Violence Prevention Around the World*. Cambridge MA: Harvard Education Press.



## 巻末資料

### ○ いじめ被害経験率 2004－2018 年度

小学校男子

小学校女子

中学校男子

中学校女子

### ○ いじめ加害経験率 2004－2018 年度

小学校男子

小学校女子

中学校男子

中学校女子

### ○ 2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数

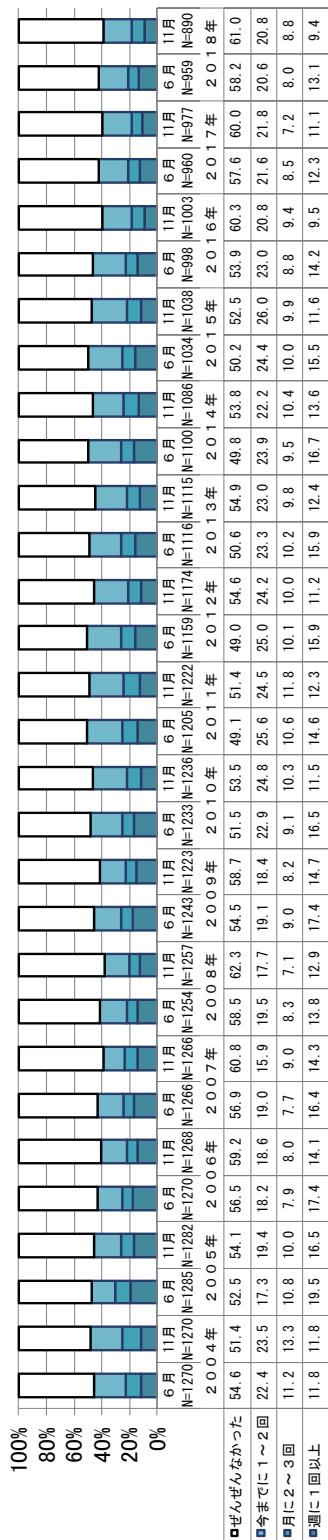
被害経験 男子

被害経験 女子

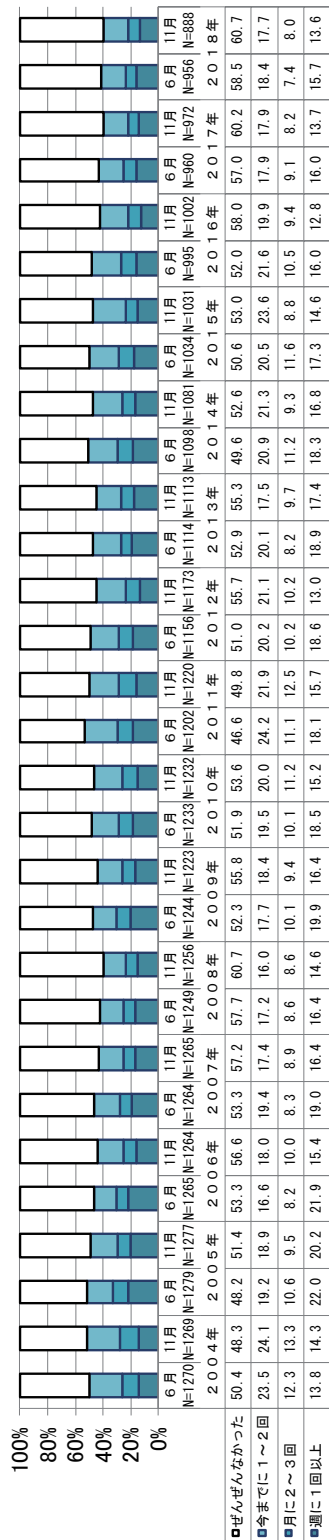
加害経験 男子

加害経験 女子

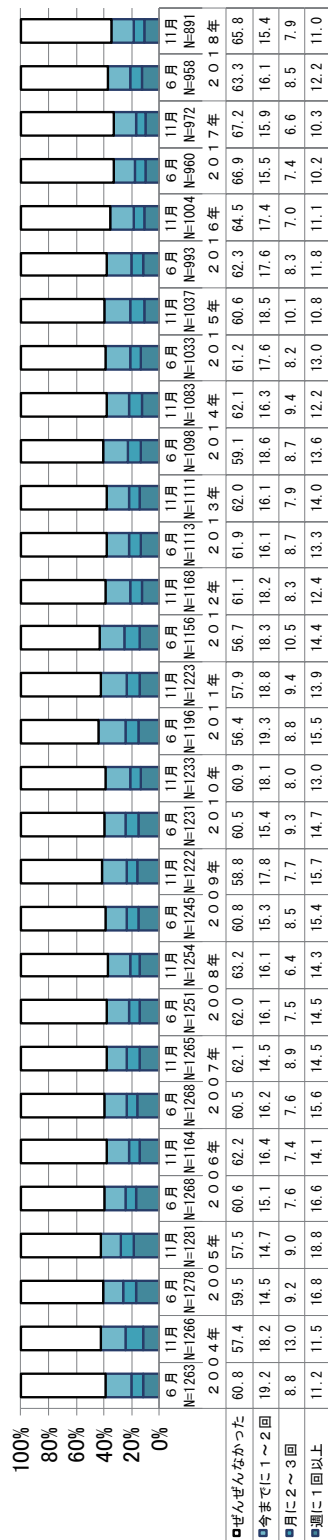
いじめ被害：仲間はずれ、無視、陰口（小学校男子）

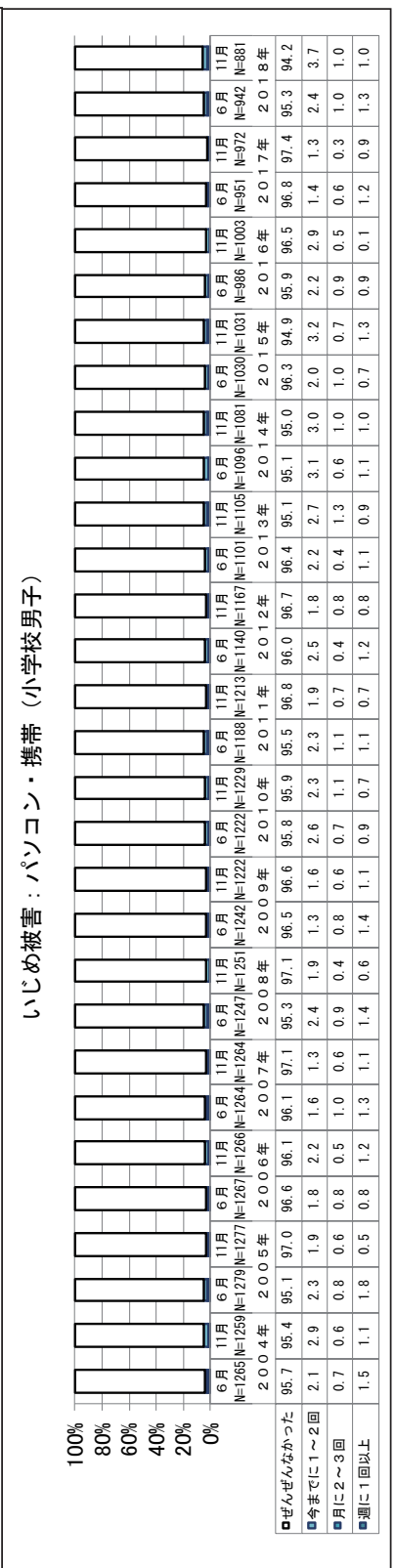
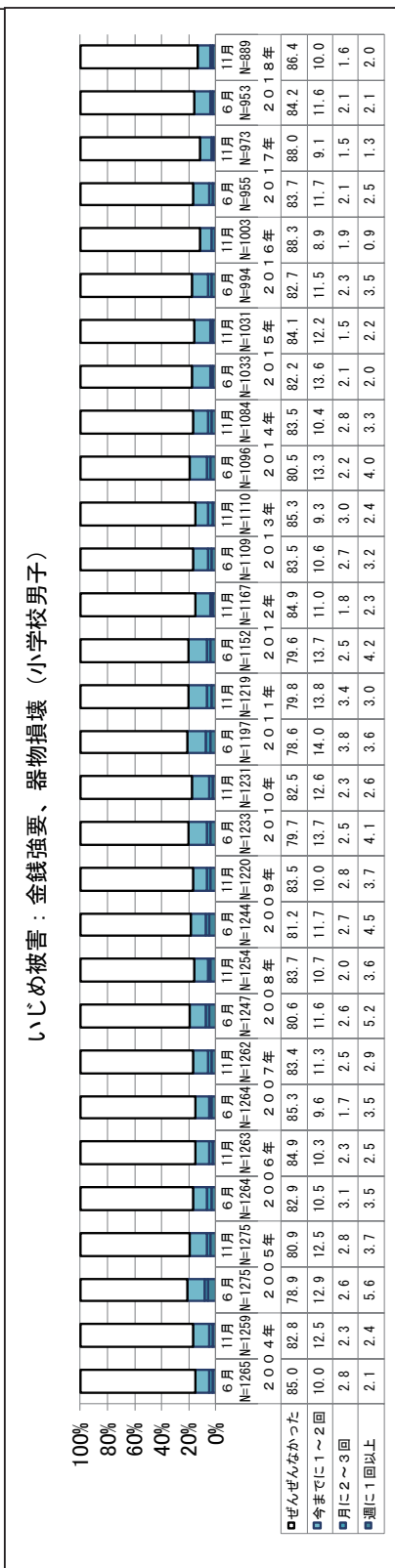
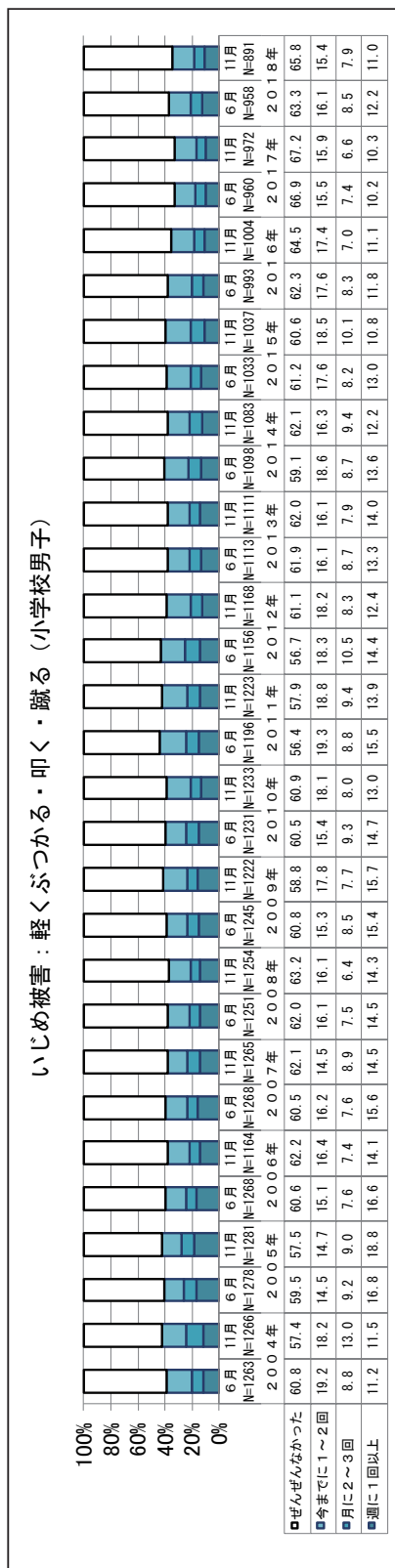


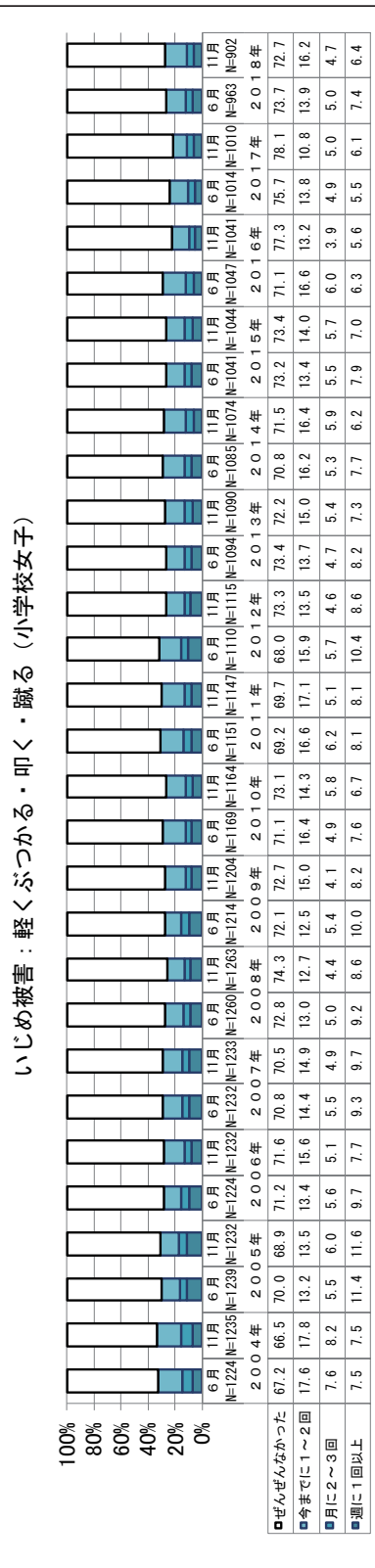
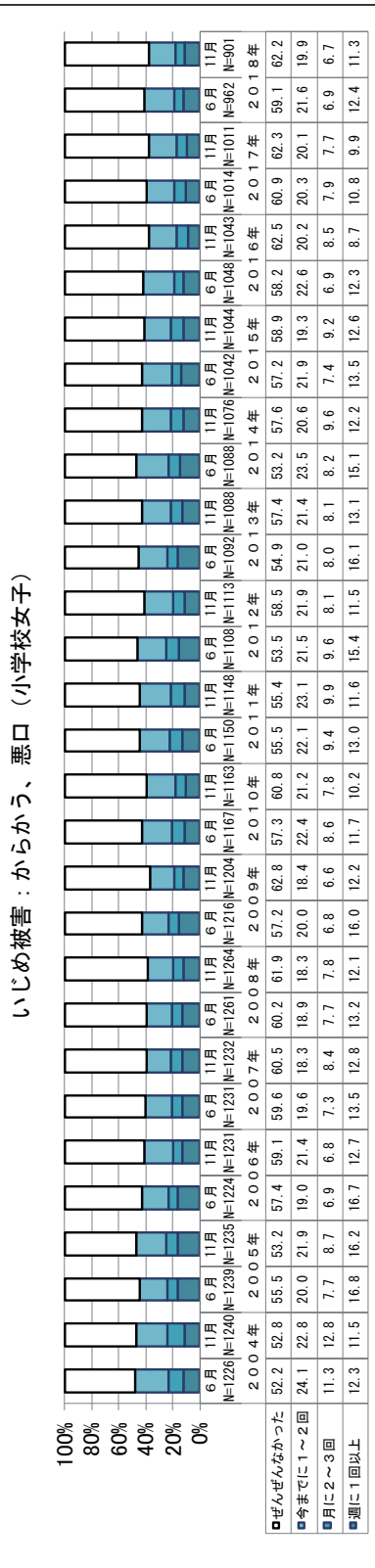
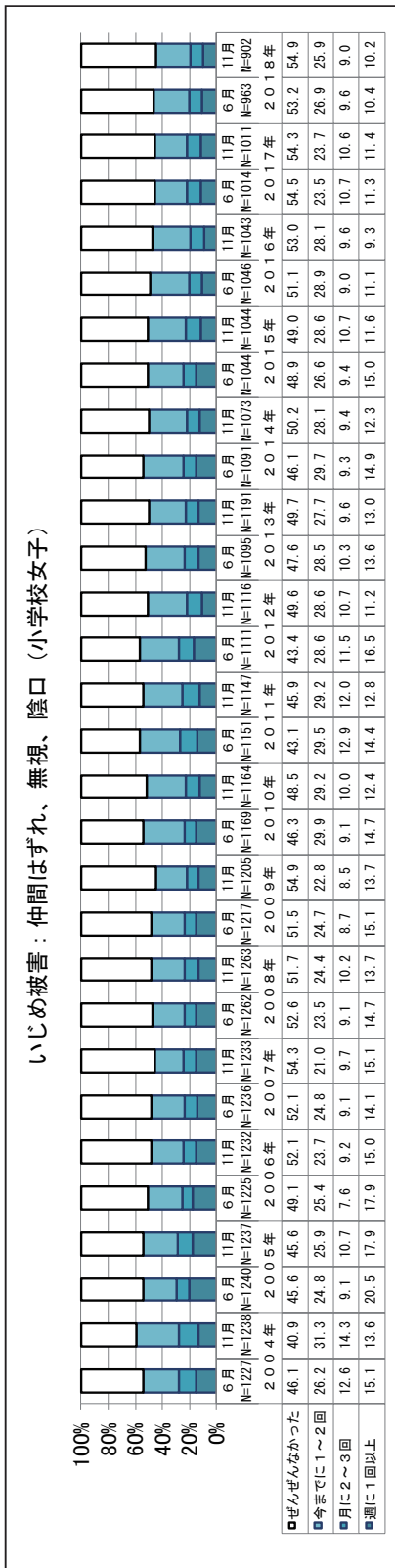
いじめ被害：からかう、悪口（小学校男子）

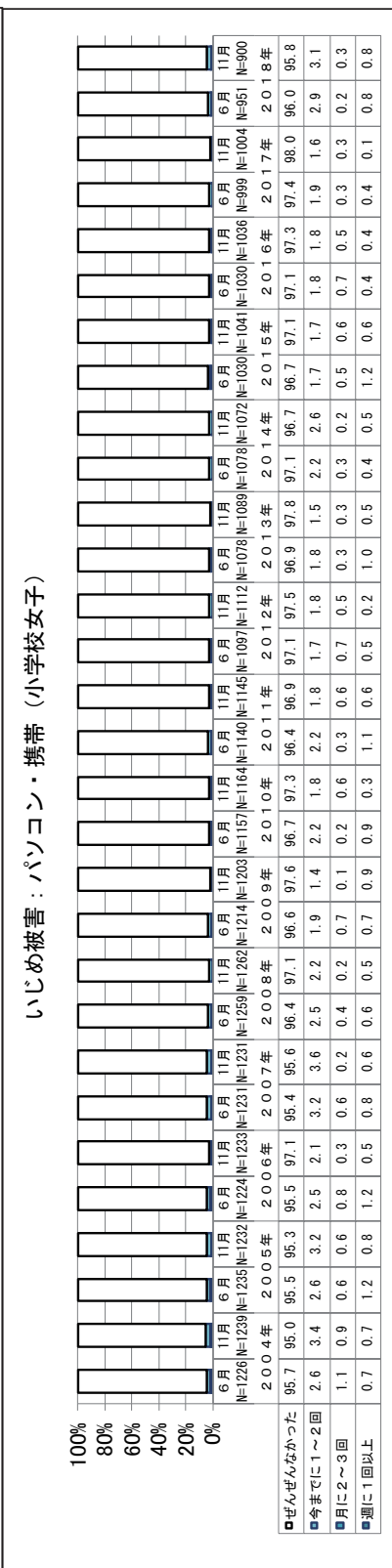
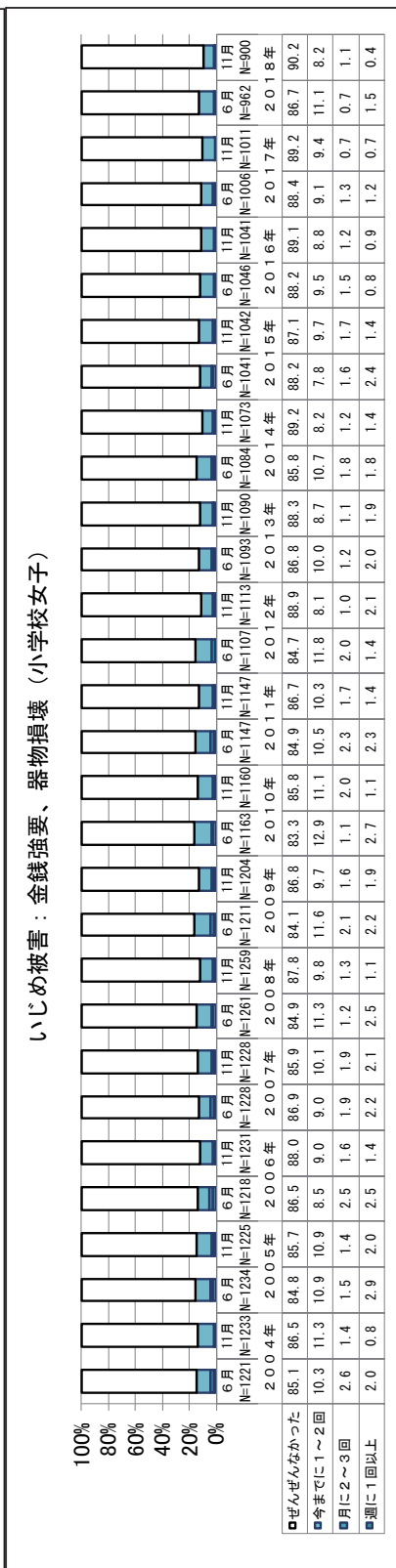
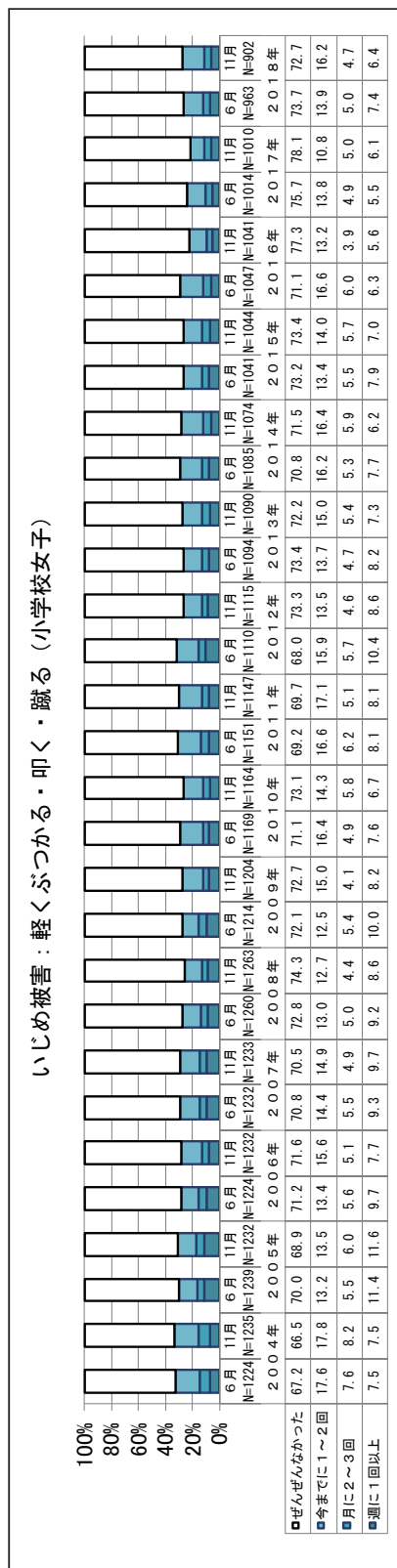


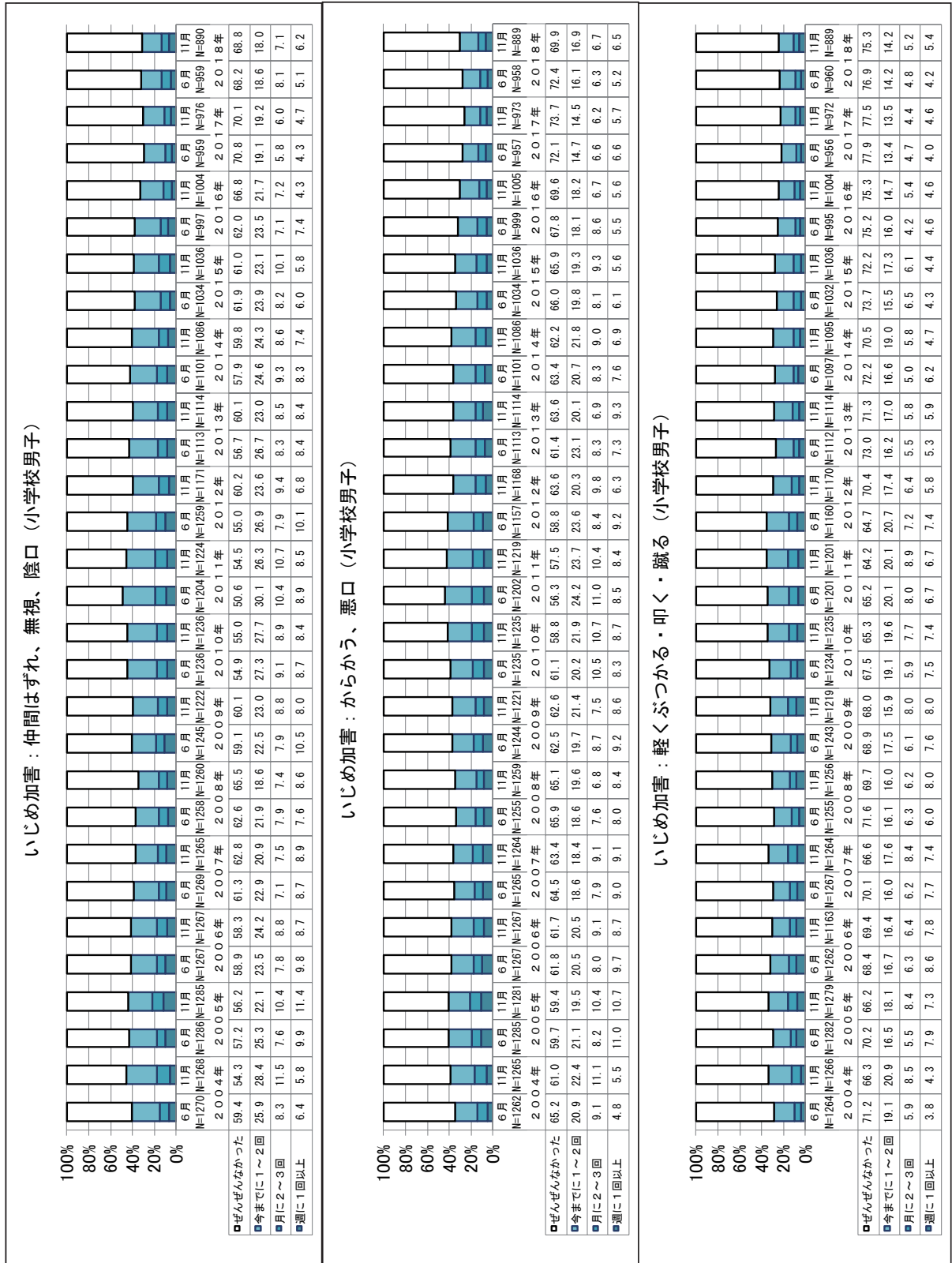
いじめ被害：軽くぶつかると叩く・蹴る（小学校男子）

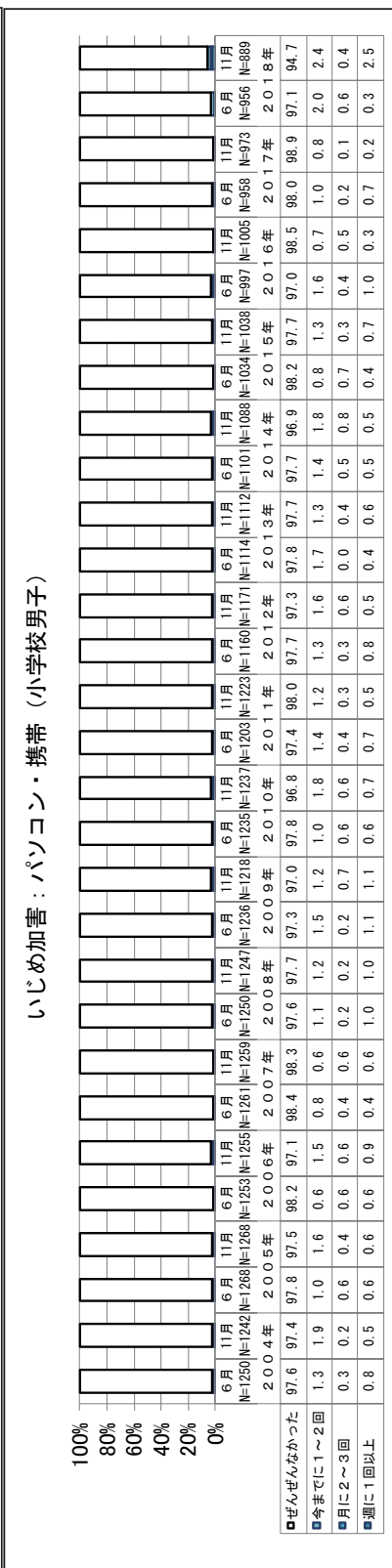
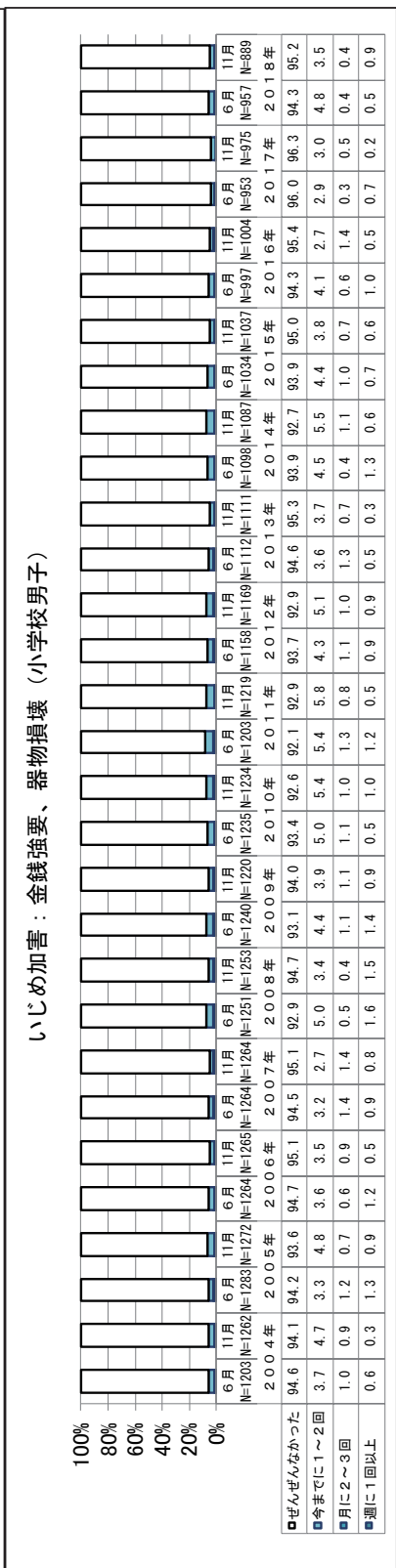
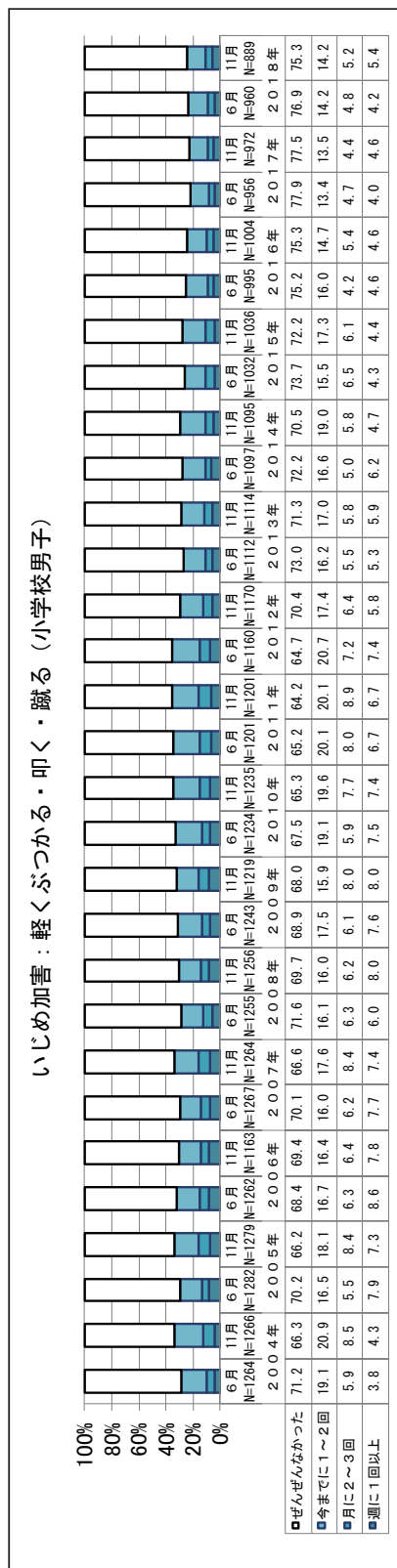


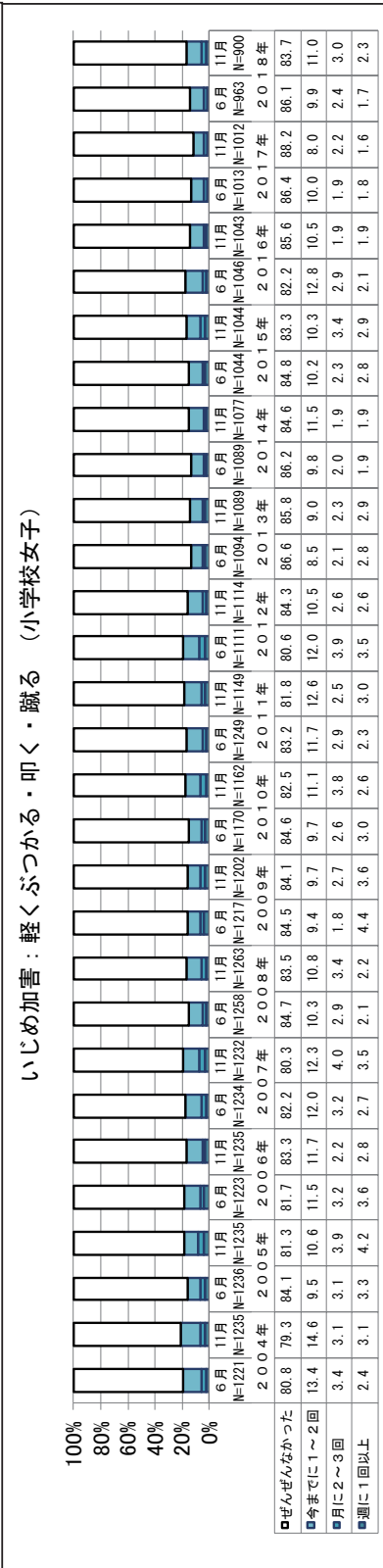
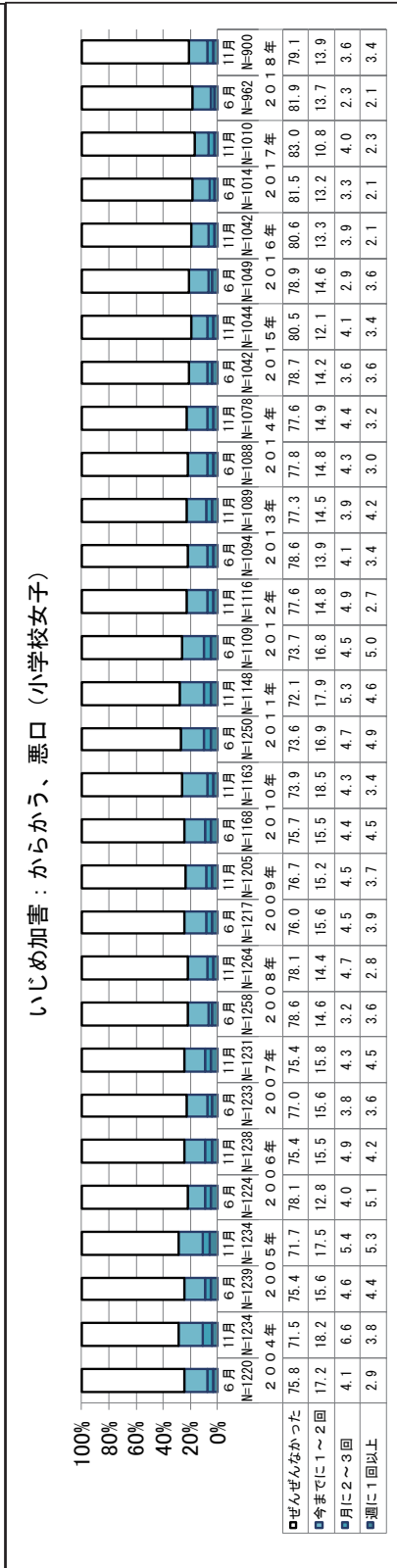
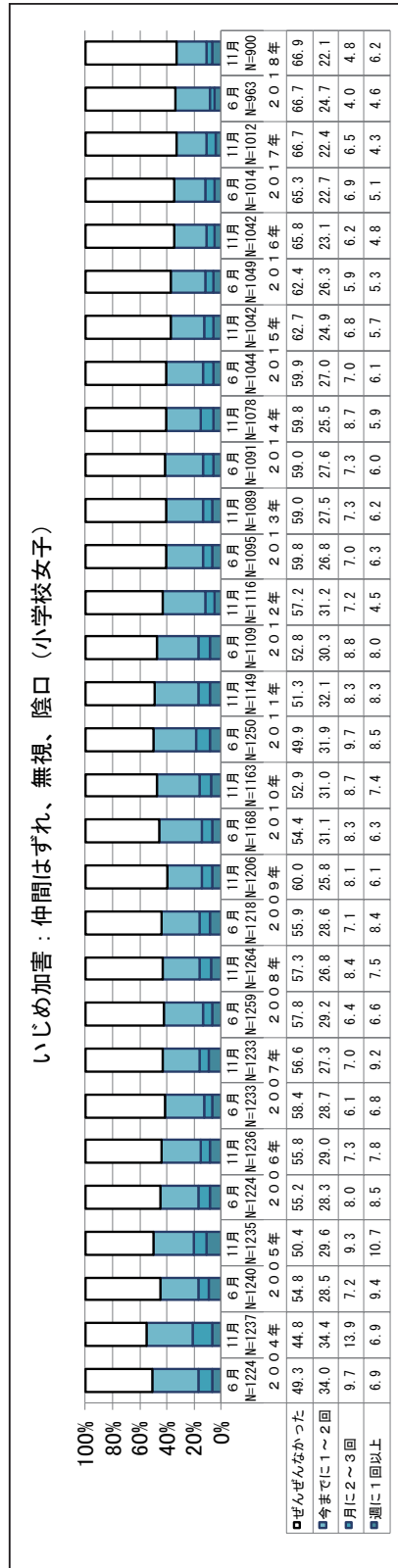




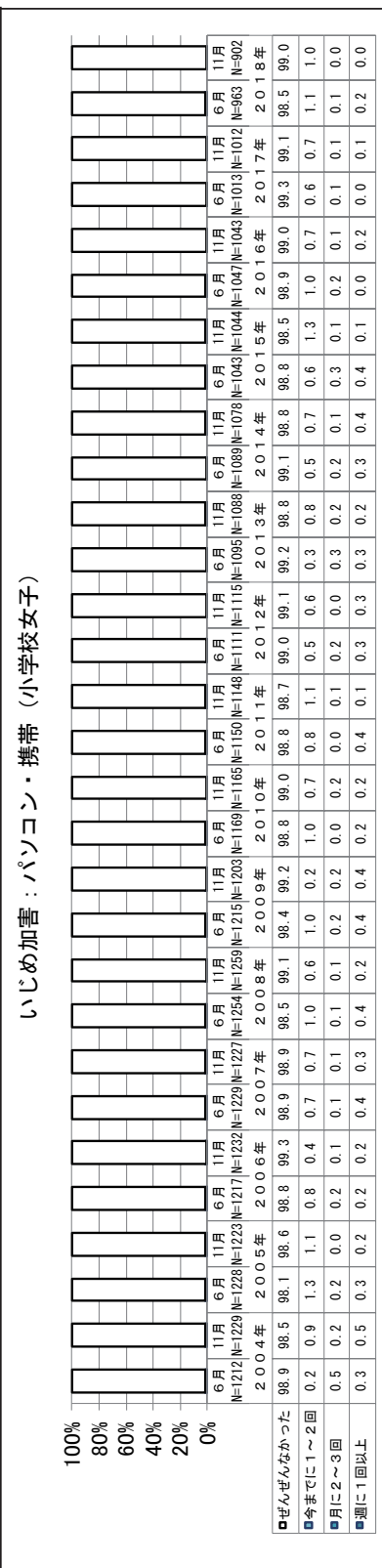
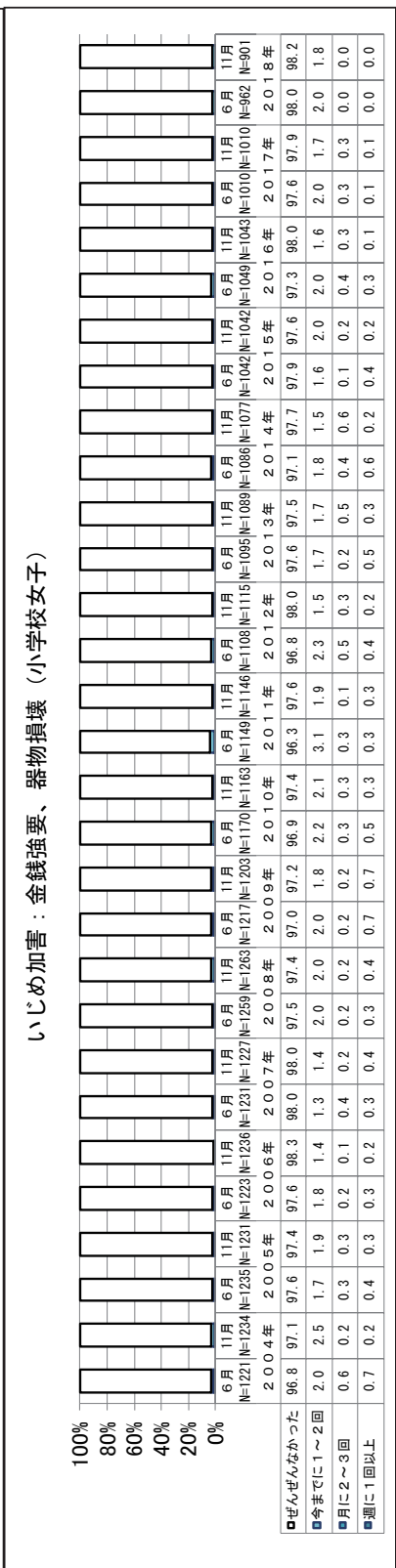
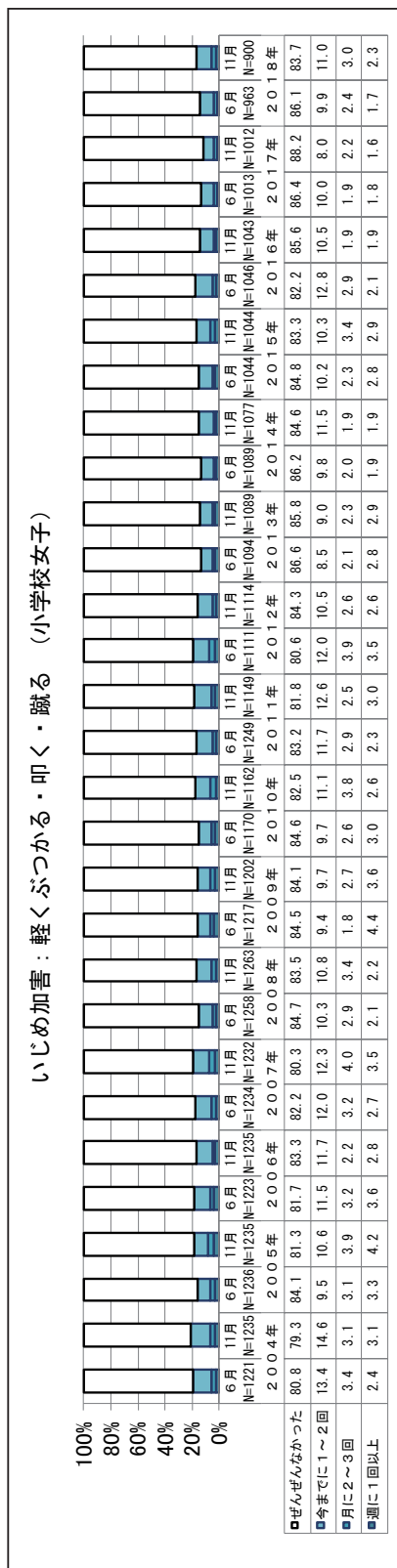






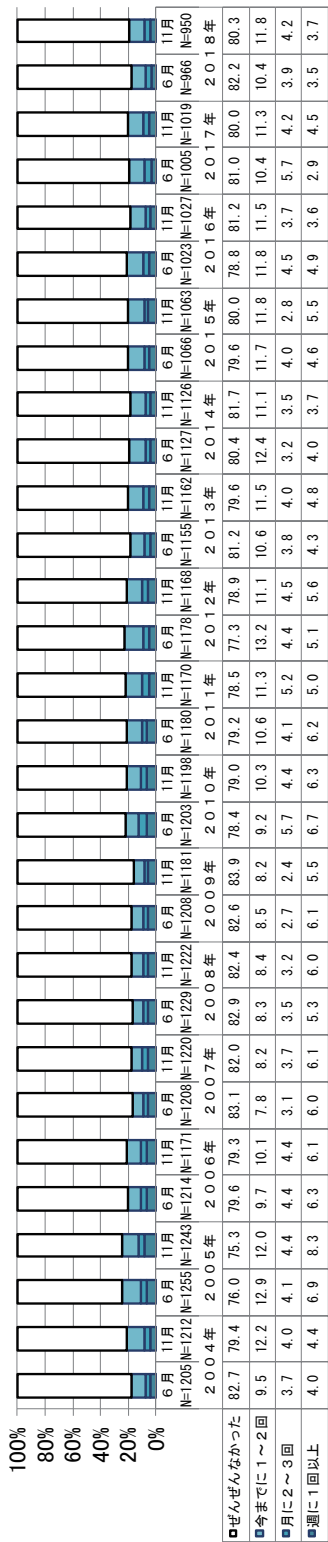




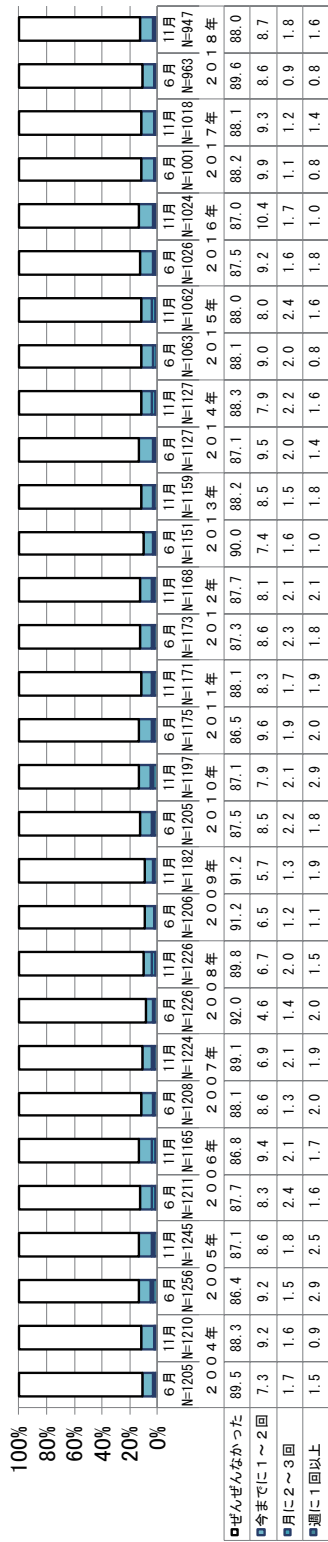




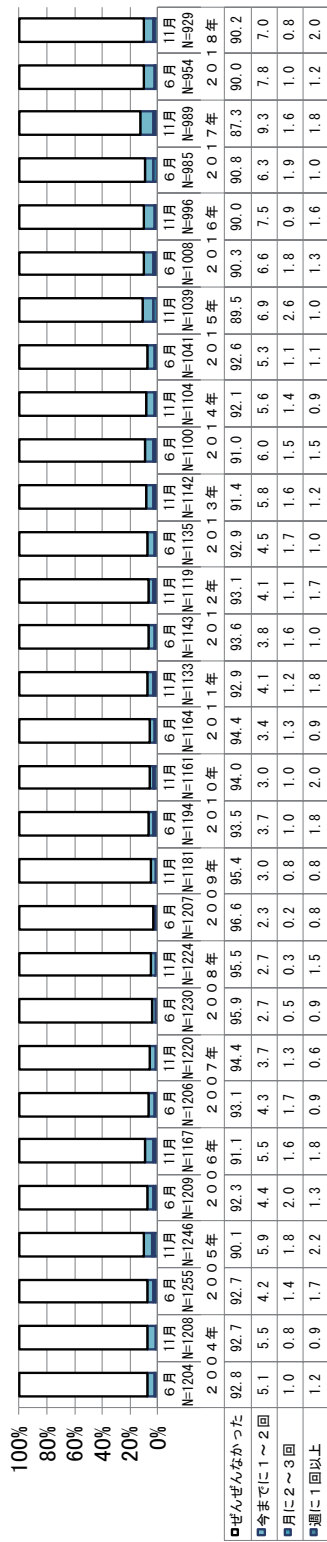
いじめ被害：ひどくぶつかる・叩く・蹴る (中学校男子)



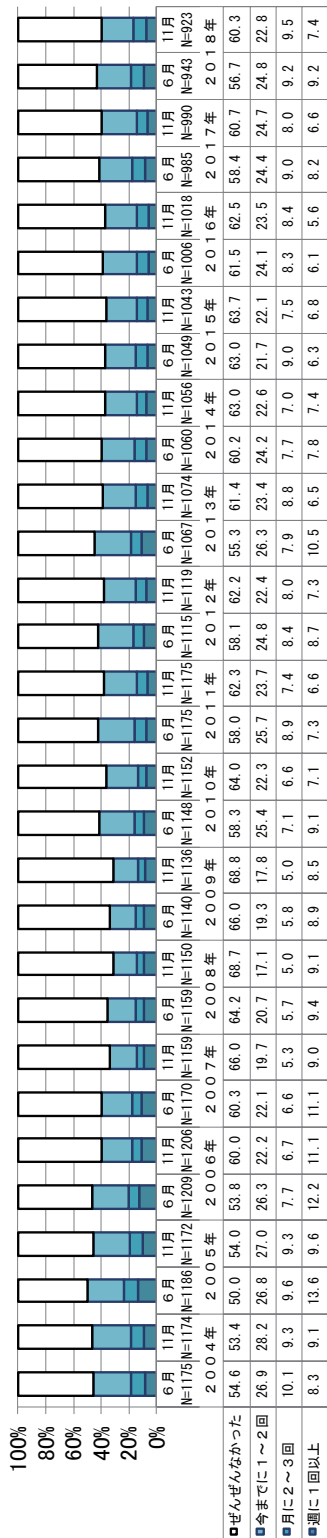
いじめ被害：金銭強要、器物損壊 (中学校男子)



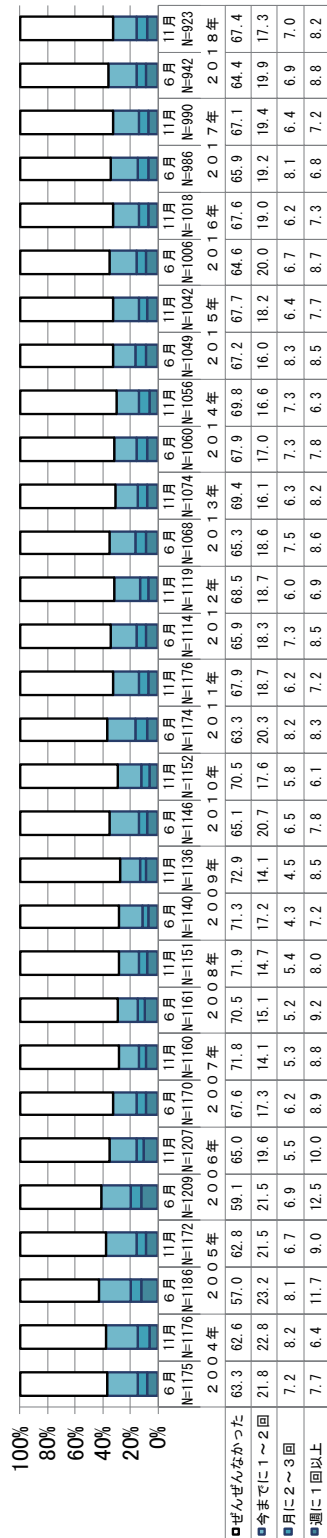
いじめ被害：パソコン・携帯 (中学校男子)



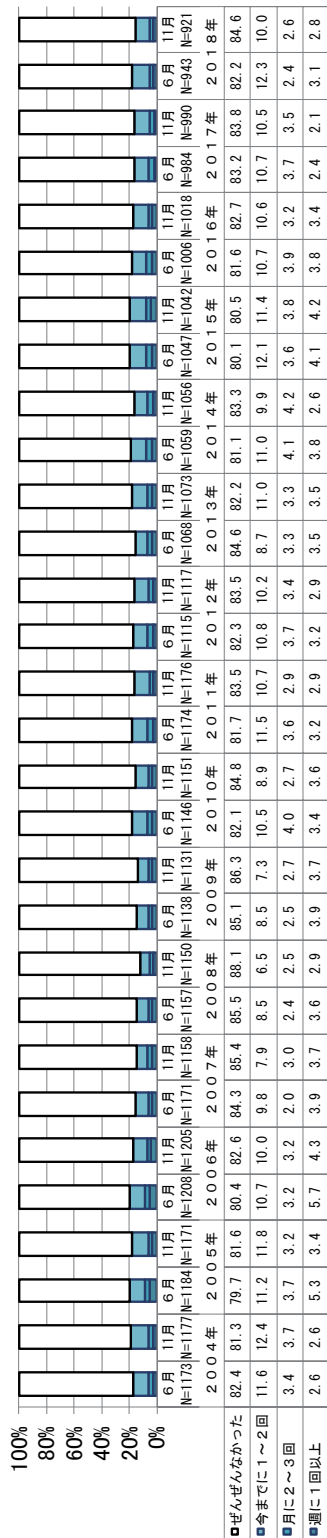
いじめ被害：仲間はずれ、無視、陰口（中学校女子）

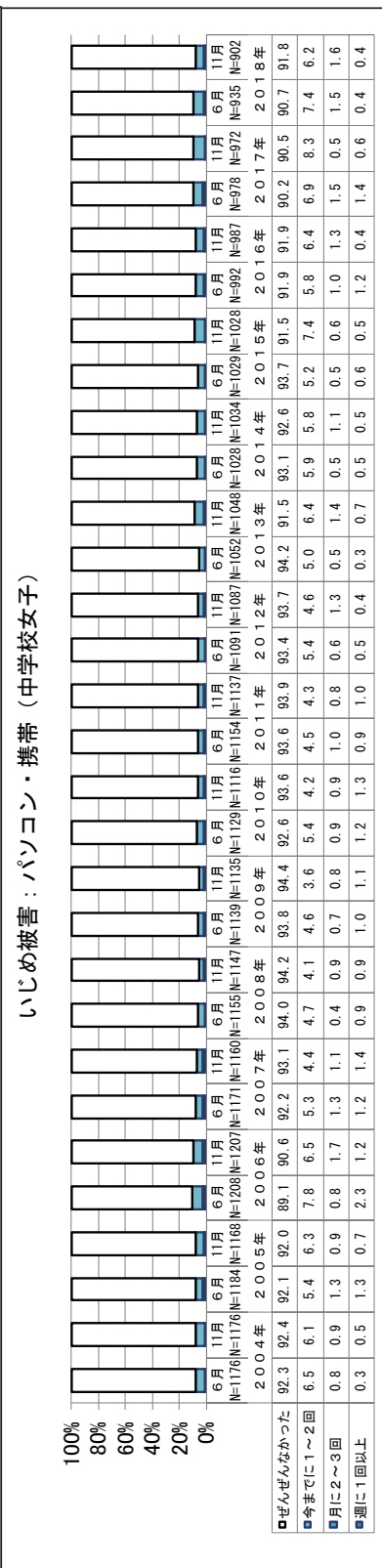
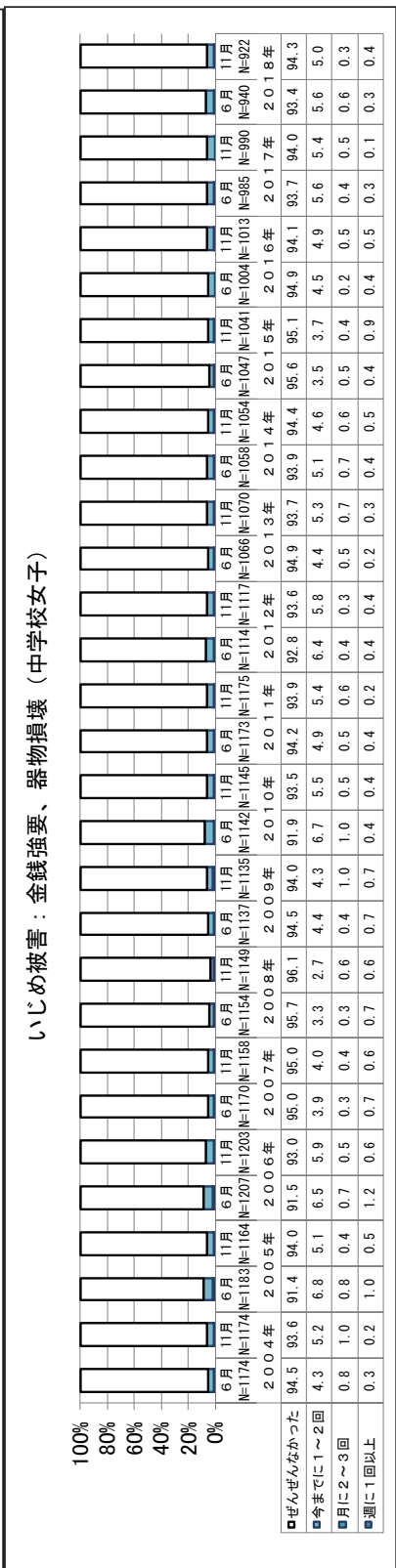
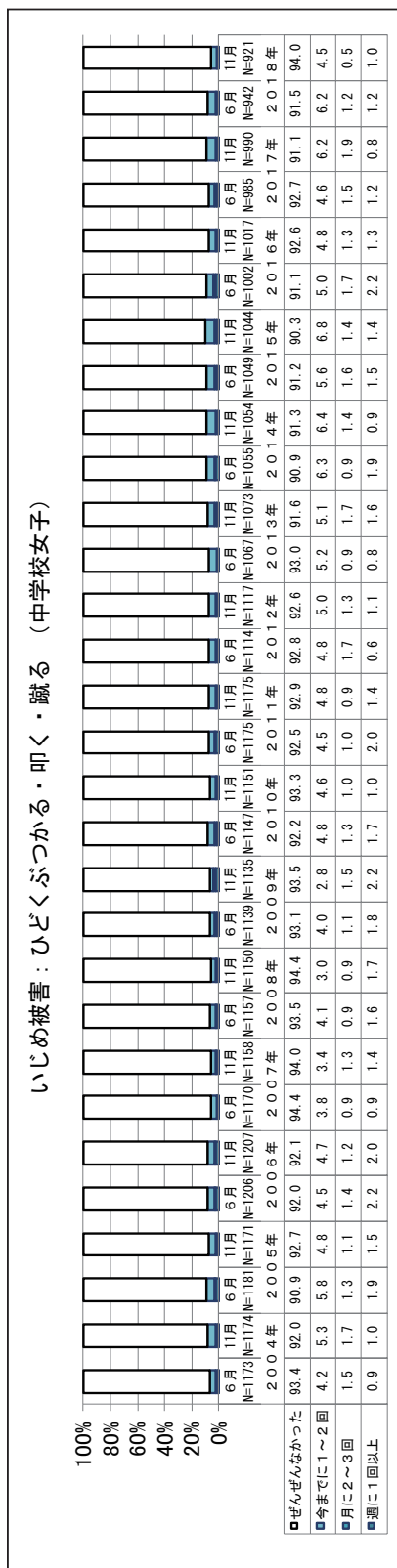


いじめ被害：からかう、悪口（中学校女子）

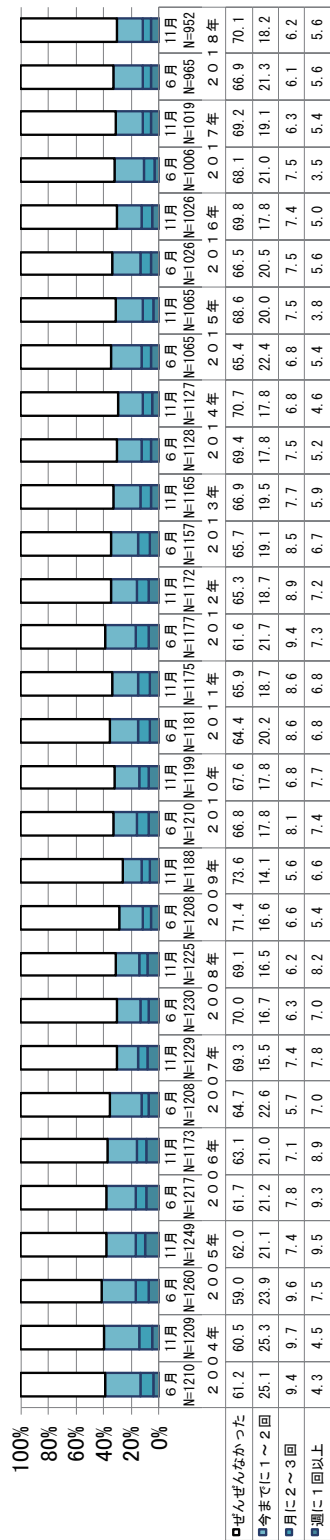


いじめ被害：軽くぶつかると叩く・蹴る（中学校女子）

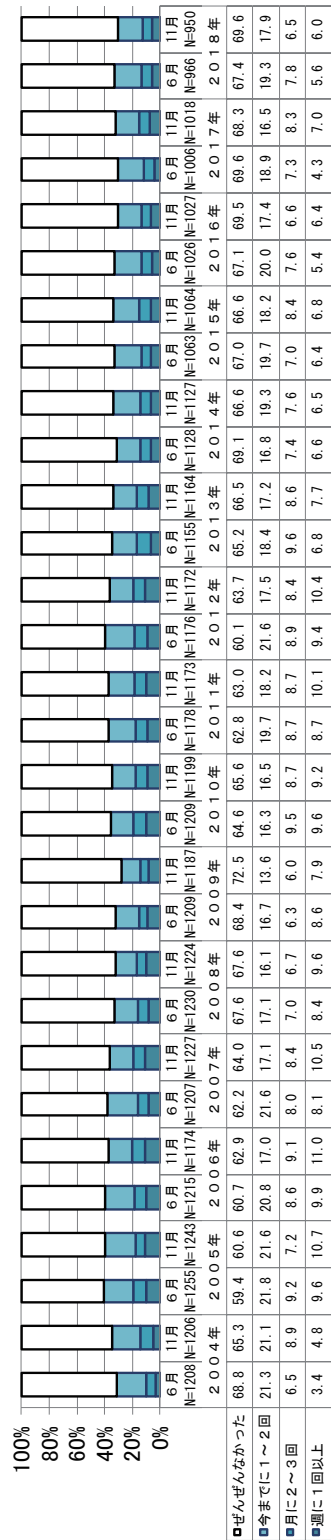




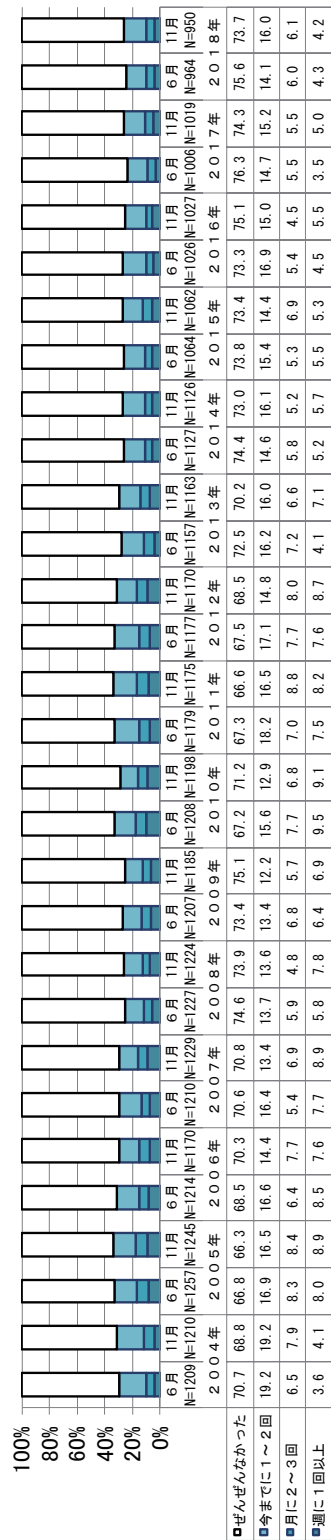
いじめ加害：仲間はずれ、無視、陰口（中学校男子）



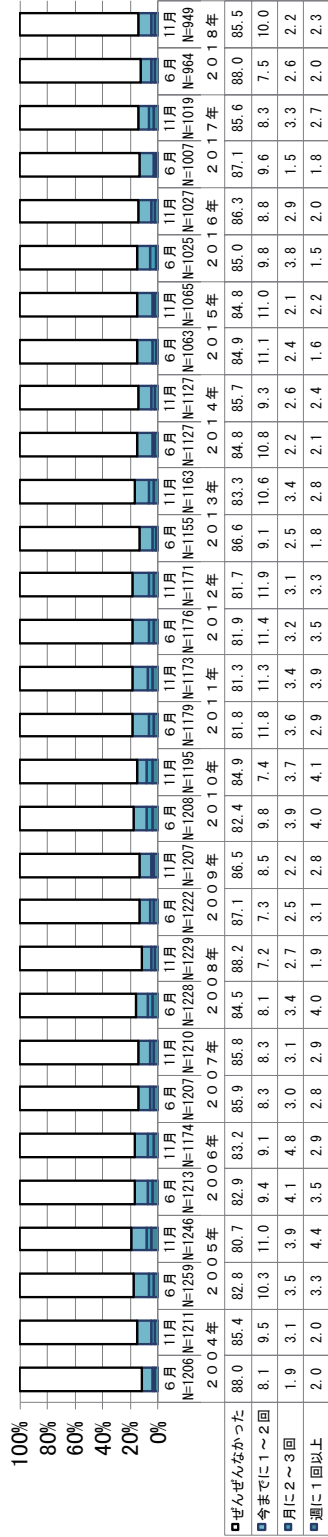
いじめ加害：からかう、悪口（中学校男子）



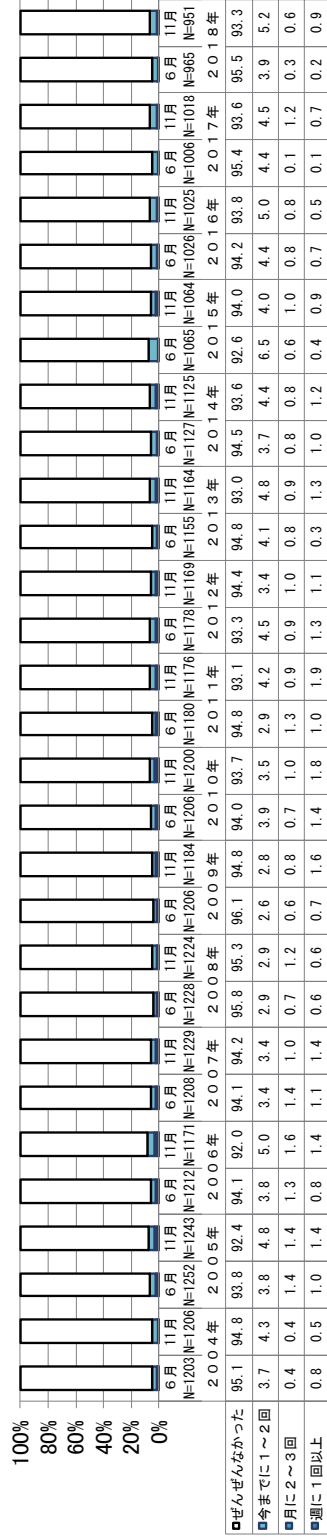
いじめ加害：軽くぶつかると叩く・蹴る（中学校男子）



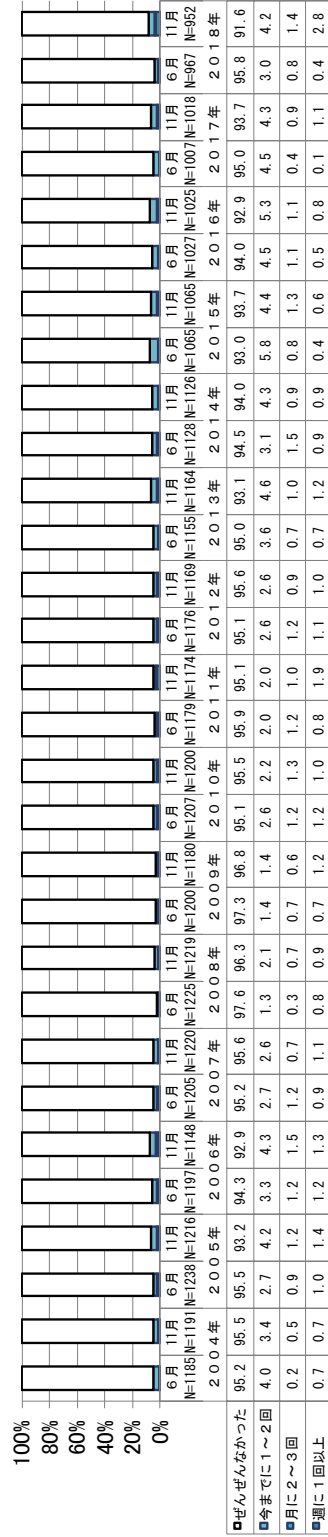
いじめ加害：ひどくぶつかると叩く・蹴る（中学校男子）

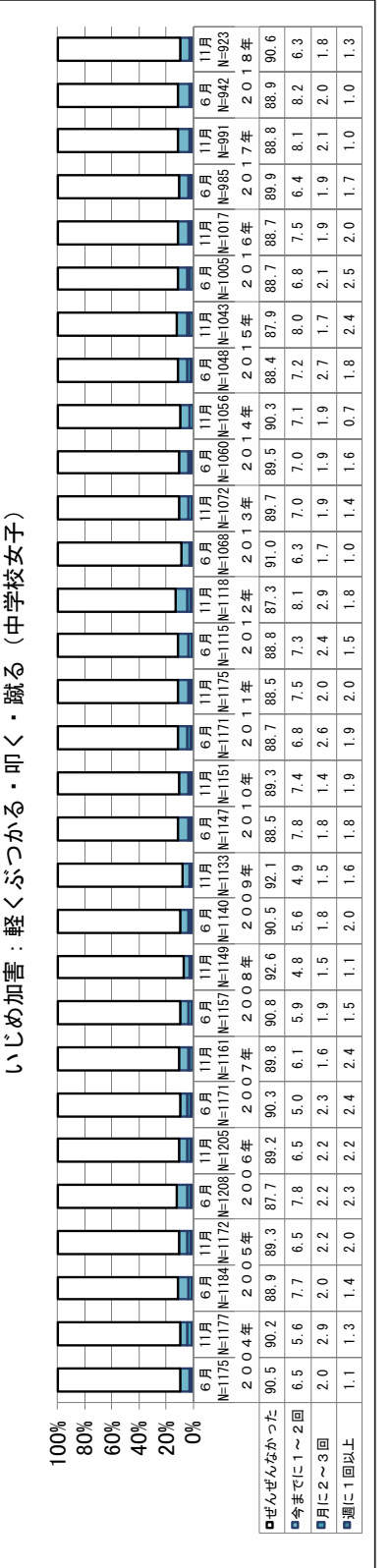
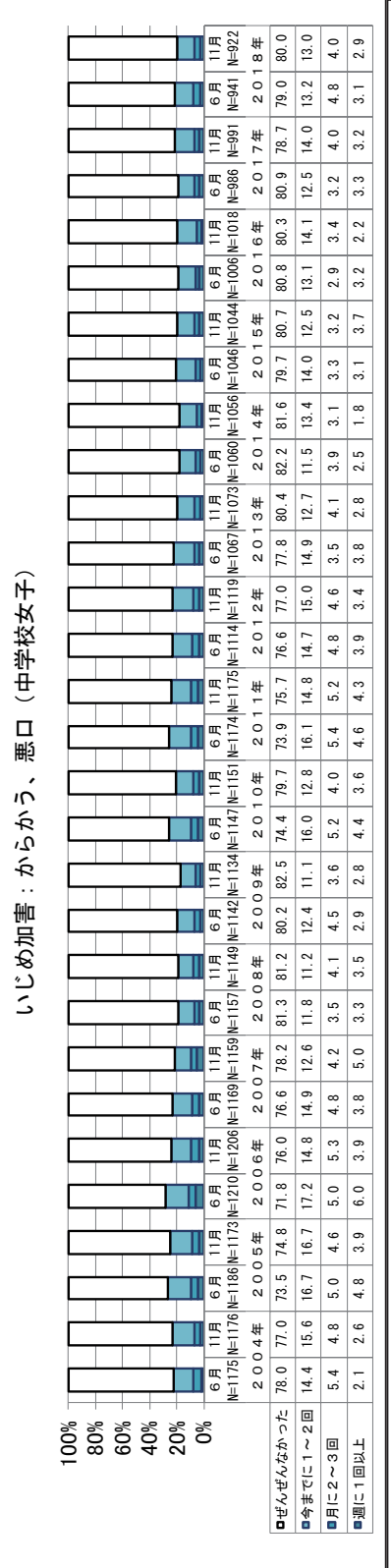
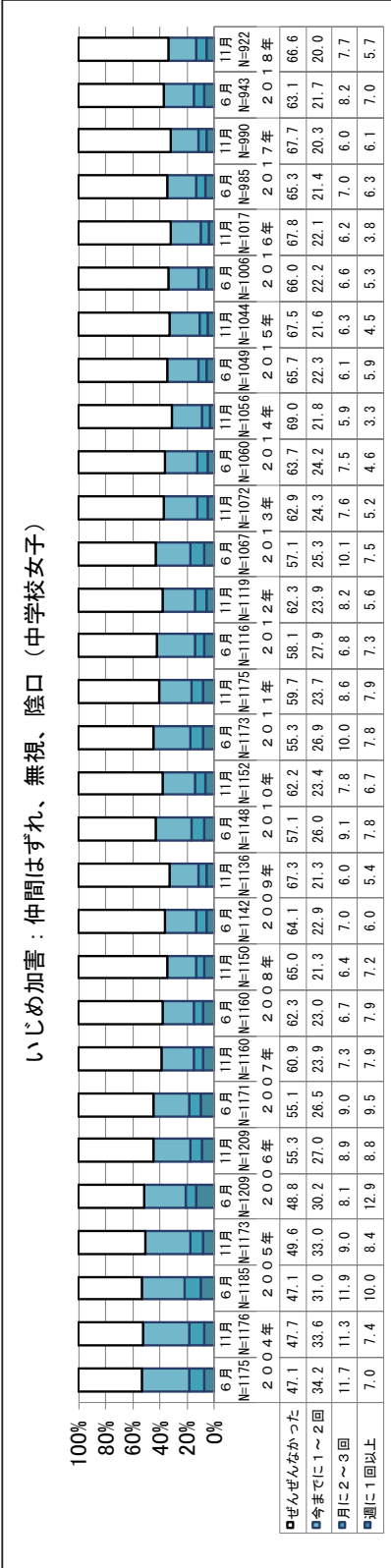


いじめ加害：金銭強要、器物損壊（中学校男子）



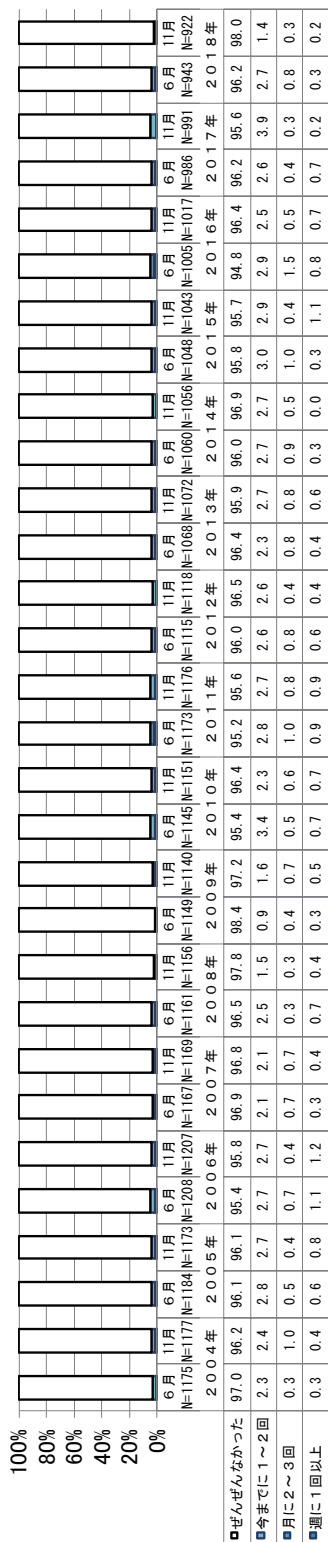
いじめ加害：パソコン・携帯（中学校男子）



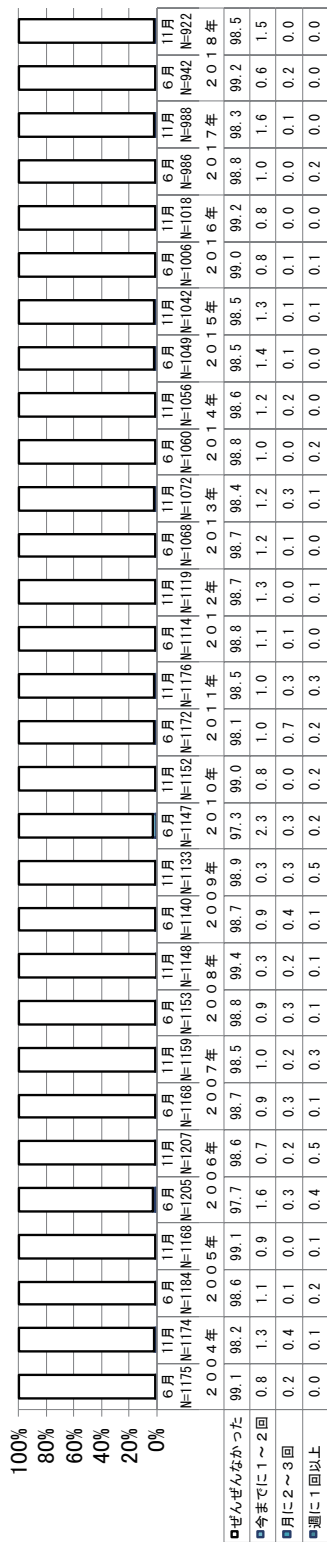




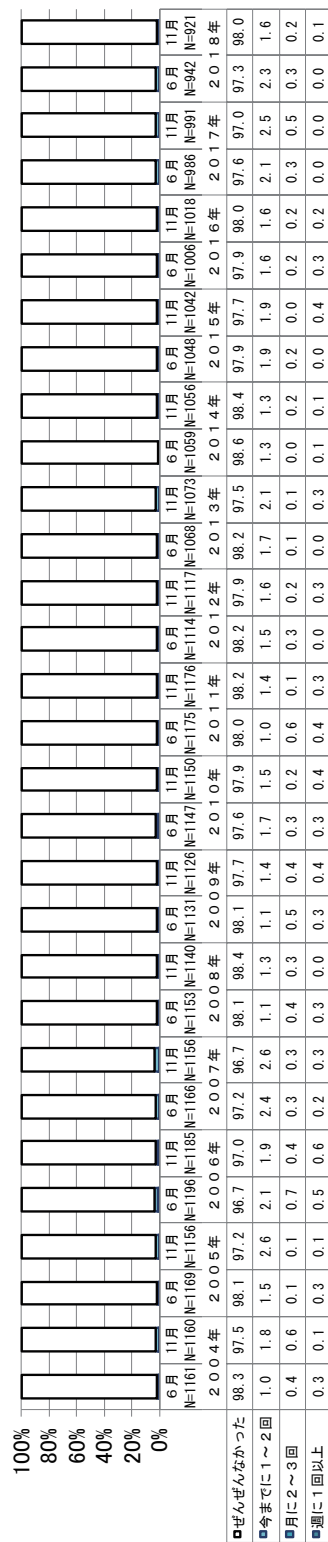
いじめ加害：ひどくぶつかると叩く・蹴る (中学校女子)



いじめ加害：金銭強要、器物損壊 (中学校女子)



いじめ加害：パソコン・携帯 (中学校女子)



2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 被害経験男子-1

「仲間はずれ、無視、陰口」(被害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	回数別 人数
12回	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
11回	12	13	13	13	12	12	13	13	14	14	12	13	14
10回	11	10	13	12	12	10	10	11	11	13	9	8	13
9回	10	9	11	12	13	11	12	13	9	10	10	6	14
8回	15	12	13	12	17	16	12	11	10	15	10	9	19
7回	17	16	15	19	13	16	12	14	12	13	7	7	23
6回	10	14	14	13	16	11	10	6	10	10	6	6	21
5回	11	14	15	9	12	9	9	9	5	6	7	4	22
4回	13	11	13	10	6	6	4	8	5	3	2	3	21
3回	16	14	15	12	16	10	5	3	3	3	3	5	35
2回	13	8	10	5	3	1	1	0	3	1	3	2	25
1回	8	5	7	3	4	2	0	2	1	1	0	0	33
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
計	150	140	153	134	138	118	102	104	97	103	83	77	278

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「からかう、悪口」(被害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
11回	13	12	15	15	14	15	15	15	13	15	14	9	15
10回	15	15	17	20	18	19	17	20	19	18	18	14	21
9回	4	6	5	6	8	6	6	8	5	8	5	5	8
8回	10	12	13	12	13	14	13	11	13	12	7	6	17
7回	12	11	15	15	15	14	12	12	6	10	5	6	19
6回	15	12	16	15	10	9	13	12	9	11	10	6	23
5回	11	10	14	11	11	8	11	12	9	8	5	5	23
4回	10	10	10	12	9	9	4	6	5	1	5	3	21
3回	14	13	16	11	12	8	5	2	4	1	1	0	29
2回	7	10	10	4	7	0	1	3	4	2	5	3	28
1回	5	3	4	1	6	1	3	0	1	0	1	1	26
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
計	133	131	152	139	140	120	117	118	105	103	93	75	268

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「軽くぶつかる・叩く・蹴る」(被害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
11回	9	8	9	9	8	8	8	8	9	9	8	6	9
10回	4	4	5	5	5	4	5	3	5	5	3	2	5
9回	8	9	11	14	10	14	13	12	10	13	10	11	15
8回	6	9	7	8	7	9	9	10	11	7	6	7	12
7回	7	4	5	8	8	7	6	8	7	9	8	7	12
6回	13	10	11	10	13	11	14	11	10	8	4	5	20
5回	16	18	16	15	12	12	7	10	7	11	8	8	28
4回	16	18	21	15	14	15	6	6	2	2	5	4	31
3回	9	10	10	10	9	5	6	2	2	5	3	1	24
2回	9	9	11	6	6	5	11	6	0	1	3	5	36
1回	6	2	6	2	1	3	3	1	2	2	2	0	30
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44
計	112	110	121	111	102	102	97	86	74	81	69	65	275

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 被害経験男子-2

「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」(被害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
11回	7	6	7	6	7	7	7	5	7	7	6	5	7
10回	5	5	3	5	5	5	4	4	5	4	3	2	5
9回	3	3	4	3	2	3	4	3	2	3	3	3	4
8回	6	4	4	4	6	3	5	4	3	4	2	3	6
7回	5	4	4	5	6	4	6	4	5	5	5	3	8
6回	7	6	9	7	8	8	10	7	5	10	4	3	14
5回	15	13	16	17	8	13	9	12	11	5	5	6	26
4回	14	16	18	16	11	8	6	6	4	3	0	2	26
3回	16	13	10	7	10	5	5	3	4	2	5	4	28
2回	7	8	16	12	9	3	5	2	5	4	4	3	39
1回	8	0	9	6	0	4	4	2	0	3	2	1	39
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65
計	100	85	107	95	79	70	72	59	58	57	46	42	274

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「金銭強要、器物損壊」(被害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	3	3	2	3	3	2	1	2	2	3	2	1	3
8回	2	2	3	2	4	3	3	3	2	3	3	2	4
7回	4	3	4	3	5	5	4	3	3	3	3	2	6
6回	3	5	3	2	2	3	2	3	3	3	4	3	6
5回	2	2	2	5	6	4	4	4	4	2	2	3	8
4回	6	12	10	9	4	5	2	5	3	3	5	4	17
3回	6	6	10	11	4	4	9	3	7	4	5	6	25
2回	10	9	15	8	8	10	2	2	2	6	3	5	40
1回	14	4	5	1	6	1	2	2	1	0	3	2	41
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109
計	53	49	57	47	45	40	32	30	30	29	33	30	262

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「パソコン・携帯」(被害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8回	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
7回	1	1	1	1	2	1	1	0	1	2	2	1	2
6回	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1
5回	1	2	2	3	3	4	3	5	7	9	7	4	10
4回	2	3	2	3	1	2	1	2	2	0	1	1	5
3回	0	0	1	0	1	2	6	5	3	7	4	4	11
2回	2	1	4	3	1	2	2	1	1	2	5	6	15
1回	4	2	2	4	0	8	5	4	6	2	7	2	46
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150
計	10	9	12	15	9	21	20	19	22	24	28	18	241

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 被害経験女子-1

「仲間はずれ、無視、陰口」(被害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	回数別 人数
12回	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
11回	12	11	16	16	16	16	15	13	16	15	16	14	16
10回	21	20	24	23	18	20	21	21	23	19	15	15	24
9回	6	4	7	5	8	7	6	7	6	6	5	5	8
8回	13	15	16	15	17	19	15	11	15	17	7	8	21
7回	10	8	13	11	10	9	10	8	7	5	7	7	15
6回	13	16	15	13	15	17	7	12	12	13	8	9	25
5回	20	15	16	11	15	9	3	7	8	9	5	2	24
4回	13	20	20	17	9	14	4	9	12	11	11	4	36
3回	7	6	7	5	4	3	2	6	3	5	4	2	18
2回	5	3	7	5	2	5	4	3	2	3	2	1	21
1回	3	2	1	3	3	2	0	1	2	2	0	1	20
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
計	139	136	158	140	133	137	103	114	122	121	96	84	267

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「からかう、悪口」(被害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	回数別 人数
12回	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
11回	7	8	10	10	10	10	9	9	10	10	9	8	10
10回	8	10	10	10	9	9	7	9	8	8	7	5	10
9回	13	12	18	18	18	14	15	17	18	16	8	13	20
8回	14	13	14	15	18	16	18	16	15	13	12	12	22
7回	19	20	17	19	20	19	16	13	10	9	11	9	26
6回	9	7	10	10	9	6	8	6	4	5	1	3	13
5回	12	3	5	8	5	9	8	4	10	7	4	5	16
4回	11	11	11	12	8	6	6	6	2	4	5	2	21
3回	8	8	12	8	7	5	9	7	7	5	7	4	29
2回	5	7	13	5	10	8	6	0	2	4	7	1	34
1回	2	4	3	3	5	1	2	2	0	2	0	3	27
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
計	117	112	132	127	128	112	113	98	95	92	80	74	267

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「軽くぶつかる・叩く・蹴る」(被害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
11回	3	5	4	5	5	4	5	5	5	5	5	4	5
10回	3	3	2	4	4	4	4	4	4	3	2	3	4
9回	6	8	8	6	7	5	6	8	5	6	4	3	8
8回	3	5	7	5	3	3	6	6	6	5	3	4	7
7回	4	9	5	9	8	8	8	10	7	6	6	4	12
6回	4	8	10	11	9	9	8	7	4	2	4	2	13
5回	7	5	6	7	9	7	4	2	2	3	2	1	11
4回	9	9	9	11	8	6	4	3	3	2	0	0	16
3回	17	16	15	16	13	7	8	8	4	4	4	2	38
2回	11	6	11	12	7	5	3	3	3	4	2	5	36
1回	4	8	11	9	2	2	3	2	1	0	0	1	43
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72
計	73	84	90	97	77	62	61	60	46	42	34	31	267

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 被害経験女子-2

「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」(被害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2
10回	4	4	3	3	4	3	4	4	4	4	2	1	4
9回	2	2	2	1	2	1	2	0	1	2	2	1	2
8回	3	2	3	2	2	3	2	3	2	1	0	1	3
7回	2	3	2	3	3	3	2	2	3	1	3	1	4
6回	3	2	1	4	3	2	3	2	1	1	1	1	4
5回	3	3	4	5	5	3	1	1	3	3	2	2	7
4回	3	8	11	9	7	2	6	2	1	2	3	2	14
3回	10	4	6	10	7	7	2	1	1	2	2	2	18
2回	21	15	10	7	6	6	2	2	2	2	0	1	37
1回	11	6	15	8	3	2	4	3	0	2	1	1	56
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	114
計	63	51	59	54	44	34	29	22	20	22	18	15	265

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「金銭強要、器物損壊」(被害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1
9回	1	1	2	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2
8回	2	2	0	0	1	1	2	2	2	2	1	1	2
7回	0	2	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	2
6回	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1
5回	3	5	4	3	5	3	3	2	0	2	2	3	7
4回	2	2	1	5	4	3	2	5	5	1	0	2	8
3回	4	4	5	9	6	4	3	4	2	5	0	2	16
2回	12	10	6	9	5	3	3	4	1	1	3	1	29
1回	14	9	10	3	4	4	3	7	3	1	2	1	61
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135
計	40	37	31	32	28	22	20	28	18	15	13	14	264

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「パソコン・携帯」(被害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8回	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7回	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
6回	0	0	0	0	0	1	2	3	3	3	3	3	3
5回	0	1	1	1	1	0	2	1	3	3	3	4	4
4回	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1
3回	2	1	4	2	2	4	6	5	5	4	1	3	13
2回	0	2	1	1	1	1	6	5	9	6	6	6	22
1回	2	1	1	2	0	1	7	4	9	5	0	2	34
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161
計	5	5	7	6	5	10	25	20	31	23	16	21	240

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 加害経験男子-1

「仲間はずれ、無視、陰口」(加害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
11回	14	11	13	14	15	14	15	14	13	14	14	14	15
10回	8	10	8	9	10	10	11	10	9	9	9	7	11
9回	13	15	13	16	16	17	14	14	13	15	15	10	19
8回	5	8	11	11	12	10	10	10	9	6	7	5	13
7回	8	9	5	9	10	10	10	6	6	7	7	4	13
6回	12	12	14	11	11	14	14	11	7	7	7	6	21
5回	10	13	17	13	11	14	9	8	6	9	6	9	25
4回	10	8	11	14	8	6	5	7	10	6	4	7	24
3回	11	10	12	10	8	4	2	2	4	3	0	3	23
2回	7	9	5	7	6	5	3	3	4	1	3	3	28
1回	1	6	8	1	3	3	3	2	2	1	2	2	34
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44
計	106	118	124	122	117	114	103	94	90	85	81	77	277

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「からかう、悪口」(加害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
11回	6	6	6	5	4	5	5	6	6	6	6	5	6
10回	13	13	13	14	11	13	14	15	9	12	12	11	15
9回	9	9	10	12	12	15	11	15	9	11	13	9	15
8回	8	11	12	11	15	17	14	13	9	14	12	8	18
7回	8	6	7	7	12	9	8	6	6	10	7	5	13
6回	15	11	15	15	10	9	10	8	9	8	5	5	20
5回	11	8	9	12	14	11	9	10	11	11	8	6	24
4回	11	9	11	10	8	4	4	2	4	5	4	8	20
3回	4	5	6	8	5	5	5	5	6	7	4	3	21
2回	8	10	8	8	5	4	4	3	3	3	2	2	30
1回	4	3	7	4	1	3	2	1	2	0	1	2	30
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
計	106	100	113	115	106	104	95	93	83	96	83	73	275

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「軽くぶつかる・叩く・蹴る」(加害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
11回	2	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5
10回	7	8	9	11	12	11	13	13	12	11	12	11	13
9回	4	3	6	6	6	6	6	5	5	6	5	5	7
8回	6	6	10	7	9	8	9	10	8	9	7	7	12
7回	4	3	2	4	4	5	7	5	3	4	6	2	7
6回	7	8	8	8	5	7	6	9	12	4	5	5	14
5回	5	6	11	9	8	11	7	8	9	10	5	6	19
4回	6	6	10	8	9	5	6	6	2	7	8	7	20
3回	7	11	9	12	8	7	4	2	0	2	2	2	22
2回	5	11	11	5	7	9	7	3	4	5	3	10	40
1回	8	4	1	8	0	4	3	3	5	1	1	0	38
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77
計	63	73	84	85	75	80	75	71	67	65	61	61	276

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 加害経験男子-2

「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」(加害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	3	3	2	3	3	2	3	2	3	3	3	3	3
10回	2	5	4	4	5	4	4	4	4	4	5	5	5
9回	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8回	4	2	6	7	6	8	8	8	6	6	6	5	9
7回	7	6	3	5	8	6	6	6	6	10	6	8	11
6回	1	0	2	2	1	2	2	1	3	2	0	2	3
5回	2	6	6	8	4	5	5	4	3	5	4	3	11
4回	5	6	11	8	6	8	6	5	4	2	3	4	17
3回	5	7	6	6	7	6	3	2	2	4	1	2	17
2回	9	9	19	16	7	7	5	5	3	2	4	6	46
1回	4	9	3	7	1	5	3	1	2	1	0	4	40
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106
計	42	53	62	67	49	54	46	39	37	40	33	43	269

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「金銭強要、器物損壊」(加害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7回	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1
6回	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	2	0	2
5回	2	2	3	2	2	1	0	4	1	2	3	3	5
4回	1	1	1	3	1	1	1	1	0	1	0	1	3
3回	4	2	3	0	6	2	2	3	3	4	2	5	12
2回	4	2	3	3	3	2	2	3	3	3	3	5	18
1回	5	3	5	6	5	10	4	5	2	5	4	5	59
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	177
計	17	11	16	16	18	18	10	18	11	17	15	20	277

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「パソコン・携帯」(加害経験男子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6回	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1
5回	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1
4回	1	1	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	2
3回	1	0	1	0	3	3	1	6	2	5	3	2	9
2回	2	1	3	3	1	0	0	6	4	4	3	5	16
1回	2	1	1	5	1	4	3	5	4	9	4	9	48
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	201
計	6	3	6	10	6	10	7	20	13	22	12	20	279

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 加害経験女子-1

「仲間はずれ、無視、陰口」(加害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
11回	6	9	11	10	11	11	11	11	11	11	10	9	11
10回	10	10	12	13	14	13	13	14	15	13	13	10	15
9回	12	10	14	17	15	15	14	14	16	14	15	15	19
8回	8	13	11	12	14	11	10	6	10	9	9	7	15
7回	8	6	10	7	9	7	11	10	12	8	6	4	14
6回	4	7	8	8	8	9	6	5	7	4	5	1	12
5回	4	6	9	10	9	10	7	11	8	4	9	3	18
4回	3	4	11	8	9	11	7	5	6	7	4	5	20
3回	6	9	13	8	11	9	8	10	8	8	7	2	33
2回	4	6	8	3	7	3	5	1	6	4	2	1	25
1回	7	5	7	3	9	1	2	1	0	2	2	1	40
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35
計	83	96	125	110	127	111	105	99	110	95	93	69	268

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「からかう、悪口」(加害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
11回	2	2	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3
10回	7	8	10	9	8	9	8	10	9	9	7	6	10
9回	3	3	5	7	6	4	6	6	7	6	5	5	7
8回	4	3	3	5	5	4	5	3	5	4	3	4	6
7回	4	4	5	4	6	6	6	7	6	5	5	5	9
6回	3	5	6	5	8	6	2	2	3	2	3	3	8
5回	4	5	6	5	5	4	4	6	5	2	3	6	11
4回	1	5	5	6	6	4	8	9	5	7	3	5	16
3回	3	5	5	8	7	7	6	6	2	2	2	4	19
2回	5	10	10	8	6	5	9	6	8	5	8	4	42
1回	9	3	6	7	5	2	3	5	2	5	0	1	48
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87
計	47	55	66	69	67	56	62	65	56	52	44	48	268

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「軽くぶつかる・叩く・蹴る」(加害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11回	5	4	4	5	5	4	5	5	4	5	5	4	5
10回	0	1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
9回	2	2	4	4	4	5	4	4	4	5	4	3	5
8回	1	1	3	2	2	3	2	3	2	2	2	1	3
7回	4	3	4	4	4	4	4	5	4	5	4	4	7
6回	1	2	2	0	1	2	3	2	2	1	1	1	3
5回	1	2	1	2	1	0	1	3	0	1	1	2	3
4回	1	2	5	6	7	4	5	5	4	6	4	3	13
3回	2	4	3	4	4	4	8	5	4	7	1	2	16
2回	7	9	10	9	7	9	4	2	5	0	2	0	32
1回	5	5	7	7	4	4	4	1	0	1	0	2	40
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	139
計	30	36	46	46	41	42	43	38	32	36	27	25	269

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。



2013 年度小学 4 年生の継続・再発回数別の経験時期別出現数 加害経験女子-2

「ひどくぶつかる・叩く・蹴る」(加害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1
9回	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1
8回	1	1	2	2	1	0	2	1	2	1	1	2	2
7回	2	2	1	1	2	2	1	2	1	0	0	0	2
6回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5回	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1
4回	2	1	3	5	3	3	1	0	1	0	1	0	5
3回	2	3	1	4	3	3	2	4	3	1	1	0	9
2回	2	4	2	4	5	5	5	2	0	3	2	0	17
1回	6	11	2	4	9	7	7	2	1	2	1	0	52
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	178
計	18	24	14	24	26	23	22	14	12	10	8	4	269

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「金銭強要、器物損壊」(加害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5回	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	1	2	2
4回	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1
3回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2回	0	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
1回	2	6	2	3	1	2	1	1	0	1	1	0	20
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	237
計	2	9	4	4	4	3	6	3	4	4	3	3	264

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。

「パソコン・携帯」(加害経験女子)

継続・再発回数	小4 6月	小4 11月	小5 6月	小5 11月	小6 6月	小6 11月	中1 6月	中1 11月	中2 6月	中2 11月	中3 6月	中3 11月	全体
12回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7回	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
6回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5回	0	0	0	0	0	1	3	2	3	3	1	2	3
4回	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
3回	0	0	0	0	1	2	1	2	2	0	1	0	3
2回	0	1	0	0	1	1	4	5	2	2	0	6	11
1回	0	2	1	2	0	1	2	2	2	2	1	6	21
0回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	228
計	0	3	1	2	2	6	11	12	11	9	5	16	268

※「計」欄の数字は、「1回」～「12回」の合計を示す。